

(号外) 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

税理士証票無効・登録抹消関係

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分、行旅死

亡人関係

会社その他

会社決算公告

三

三
四三
四

○資源管理基本方針の一部を変更する
告示 (農林水産八三三)

○特定水産資源 (まさば及びこまさば
太平洋系群、まさば及びこまさば対
馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部
系群、ずわいがに日本海系群A海域、
ずわいがに日本海系群B海域、ずわ
いがに北海道西部系群、ずわいがに
オホーツク海南部、まだら本州日本海北部
洋北部系群、まだら本州日本海北部
系群、まだら北海道太平洋並びにま
だら北海道日本海) に関する令和七
管理条例度における漁業法第十五条第
一項各号に掲げる数量を公表する件

(同八三四)

〔その他告示〕

〔法規的告示〕

目
次

法規的告示

○国土交通省告示第三百九十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百七十六条の規定に基づき、公職の候補者用特殊乗車券
及び特殊航空券の発行方法等を定める告示（平成六年運輸省告示第八百十九号）の一部を次のように
改正し、令和七年五月二十七日以降に公示され又は告示される選挙について適用する。

令和七年五月二十七日

国土交通大臣 中野 洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後

改正前

(衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙)
第一条 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙における公職の候補者用特殊乗車券の発行方法等については、次に掲げるとおりとする。

一〇六 (略)

七 運賃

イ 鉄道、軌道

次の表の上欄に掲げる一事業者ごとの都道府県内における旅客営業キロの合計キロごとに、それぞれ下欄に掲げる運賃

旅客営業キロの合計キロ	運	賃
二十キロメートルまでのもの	一枚	六、六八〇円
二十キロメートルを超えるもの	一枚	一三、二三〇円
五十キロメートルを超えるもの	一枚	一九、七一〇円
口 一般乗合旅客自動車 一枚二七、五六〇円		

八〇一 (略)

(参議院合同選挙区選挙)

第一条の二 参議院合同選挙区選挙(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下この条において同じ。)における公職の候補者用特殊乗車券の発行方法等については、前条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

一〇六 (略)

七 運賃

イ 鉄道、軌道

次の表の上欄に掲げる一事業者ごとの都道府県内における旅客営業キロの合計キロごとに、それぞれ下欄に掲げる運賃

旅客営業キロの合計キロ	運	賃
二十キロメートルまでのもの	一枚	六、六八〇円
二十キロメートルを超えるものの	一枚	一三、二三〇円
五十キロメートルを超えるもの	一枚	一九、七一〇円
口 一般乗合旅客自動車 一枚二七、五六〇円		

八〇十一 (略)

口 一般乗合旅客自動車 一枚二七、五六〇円

(衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙)
第一条 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙における公職の候補者用特殊乗車券の発行方法等については、前条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

一〇六 (略)

七 運賃

イ 鉄道、軌道

次の表の上欄に掲げる一事業者ごとの都道府県内における旅客営業キロの合計キロごとに、それぞれ下欄に掲げる運賃

旅客営業キロの合計キロ	運	賃
二十キロメートルまでのもの	一枚	六、四四〇円
二十キロメートルを超えるものの	一枚	一二、七五〇円
五十キロメートルを超えるもの	一枚	一八、九九〇円
口 一般乗合旅客自動車 一枚二五、四七〇円		

八〇一 (略)

(参議院合同選挙区選挙)

第一条の二 参議院合同選挙区選挙(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下この条において同じ。)における公職の候補者用特殊乗車券の発行方法等については、前条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

一〇六 (略)

七 運賃

イ 鉄道、軌道

次の表の上欄に掲げる一事業者ごとの都道府県内における旅客営業キロの合計キロごとに、それぞれ下欄に掲げる運賃

旅客営業キロの合計キロ	運	賃
二十キロメートルまでのもの	一枚	六、六八〇円
二十キロメートルを超えるものの	一枚	一三、二三〇円
五十キロメートルを超えるもの	一枚	一九、七一〇円
口 一般乗合旅客自動車 一枚二五、四七〇円		

八〇十一 (略)

口 一般乗合旅客自動車 一枚二五、四七〇円

(参議院 (比例代表選出) 議員の選挙)

第一条 参議院 (比例代表選出) 議員の選挙における公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等については、次に掲げるものとする。

一、五 (略)

六 運賃等

イ 鉄道及び一般乗合旅客自動車 旅客会社全線乗車証一枚一九、七一〇円 (ただし、使用資格を有する者が特別急行料金等を必要とする鉄道を利用する場合における運賃及び特別急行料金等については、特急列車等乗車用引換証一枚につき、鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号) 第十六条第三項、第四項及び第八項に基づき届け出られた普通運賃及び特別急行料金等の利用日における額)

口 (略)
七、十 (略)

六 の 他 招 予

○農林水産省告示第八百三十二号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号+) 第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針 (令和二年農林水産省告示第十九百八十一号) の一部を次のよう変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年五月二十七日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分 (以下「傍線部分」といふ。) に對応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、それを当該傍線部分のよう改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削除。

	改	正	後		改	正	前
(別紙2—4 さんま)				(別紙2—4 さんま)			
第一～第五 (略)				第一～第五 (略)			
第六 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等				第六 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等			
1～3 (略)				1～3 (略)			
4 国の留保からの配分について				4 国の留保からの配分について			
国による管理を行う大臣管理区分及び第5の2のさんま北太平洋さんま漁業 (漁獲量の総量の管理を行う管理区分) を除く。) に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国による留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。				国による管理を行う大臣管理区分及び第5の2のさんま北太平洋さんま漁業 (漁獲量の総量の管理を行う管理区分) を除く。) に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国による留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 期間予測漁獲量の算出式				期間予測漁獲量は、次の(1)から(3)までに掲げる期間の区分に応じて、当該(1)から(3)までに定める値を加えた値又は次の(4)及び(5)に掲げる期間の区分に応じて、当該(4)及び(5)に定める値を加えた値のうち、いざれか大きい値により算出する。			
① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで				① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで			
漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値				漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値			

(参議院 (比例代表選出) 議員の選挙)

第一条 参議院 (比例代表選出) 議員の選挙における公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等については、次に掲げるものとする。

一、五 (略)

六 運賃等

イ 鉄道及び一般乗合旅客自動車 旅客会社全線乗車証一枚一八、九九〇円 (ただし、使用資格を有する者が特別急行料金等を必要とする鉄道を利用する場合における運賃及び特別急行料金等については、特急列車等乗車用引換証一枚につき、鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号) 第十六条第三項及び第四項に基づき届け出られた普通運賃及び特別急行料金等の利用日における額)

口 (略)
七、十 (略)

(参議院 (比例代表選出) 議員の選挙)

第一条 参議院 (比例代表選出) 議員の選挙における公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等については、次に掲げるものとする。

一、五 (略)

六 運賃等

イ 鉄道及び一般乗合旅客自動車 旅客会社全線乗車証一枚一八、九九〇円 (ただし、使用資格を有する者が特別急行料金等を必要とする鉄道を利用する場合における運賃及び特別急行料金等については、特急列車等乗車用引換証一枚につき、鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号) 第十六条第三項及び第四項に基づき届け出られた普通運賃及び特別急行料金等の利用日における額)

口 (略)
七、十 (略)

② (略)

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率 (当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。)が1以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ (略)

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ (略)

(3) (略)

5 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-5 まあじ)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2・3 (略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) (略)

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで

漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② (略)

② (略)

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率 (当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める実績値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の平均の漁獲実績の値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。)が1以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た値

イ (略)

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日までの実績値

⑤ (略)

(3) (略)

5 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-5 まあじ)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2・3 (略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) (略)

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの実績値

② (略)

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ （略）

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ （略）

（3）（略）

第7～第9 （略）

（別紙2-6 まいわし太平洋系群）

第1～第5 （略）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1～3 （略）

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

（1）（略）

（2）期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② （略）

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ （略）

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ （略）

（3）（略）

第7～第9 （略）

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める実績値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の平均の漁獲実績の値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た値

イ （略）

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日までの実績値

⑤ （略）

第7～第9 （略）

（別紙2-6 まいわし太平洋系群）

第1～第5 （略）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1～3 （略）

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

（1）（略）

（2）期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの実績値

② （略）

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める実績値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の平均の漁獲実績の値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た値

イ （略）

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日までの実績値

⑤ （略）

第7～第9 （略）

(別紙2-7 まいわし対馬暖流系群)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2・3 (略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) (略)

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで
漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② (略)

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ (略)

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで
漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ (略)

(3) (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-7 まいわし対馬暖流系群)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2・3 (略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) (略)

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで
実績値

② (略)

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める実績値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た値

イ (略)

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで
実績値

⑤ (略)

(3) (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-8 すけとうだら太平洋系群)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から國の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-9 すけとうだら日本海北部系群)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2～4 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2・3 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-11 すけとうだら根室海峡)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2・3 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-8 すけとうだら太平洋系群)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から國の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-9 すけとうだら日本海北部系群)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2～4 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2・3 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-11 すけとうだら根室海峡)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2・3 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-12 するめいか)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和3年（2021年）から令和5年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2)・(3) (略)

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 1(1)の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

(2) (略)

3・4 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群)

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

1 目標管理基準値

(1) まさば太平洋系群 482千トン（最大持続生産量を達成する漁獲圧力の代替値として、加入量当たり親魚量が、漁獲圧力が0の場合の加入量当たり親魚量に対し、40パーセントとなるときの漁獲圧力を用いることで達成される資源水準の値）(2) ごまさば太平洋系群 167千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

2 限界管理基準値

(1) まさば太平洋系群 142千トン（漁獲がないと仮定した場合の親魚量の10パーセント）(2) ごまさば太平洋系群 54千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

3 禁漁水準値

(1) まさば太平洋系群 0トン(2) ごまさば太平洋系群 7千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

(1) まさば太平洋系群 令和6年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17管理年度（2035管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。(2) ごまさば太平洋系群 令和6年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17管理年度（2035管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

(別紙2-12 するめいか)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和3年（2021年）から令和5年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2)・(3) (略)

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 平成30年（2018年）から令和2年（2020年）までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

(2) (略)

3・4 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群)

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

1 目標管理基準値

(1) まさば太平洋系群 1,545千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）(2) ごまさば太平洋系群 158千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

2 限界管理基準値

(1) まさば太平洋系群 562千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）(2) ごまさば太平洋系群 50千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

3 禁漁水準値

(1) まさば太平洋系群 67千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）(2) ごまさば太平洋系群 6千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

(1) まさば太平洋系群 令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。(2) ごまさば太平洋系群 令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

(1) まさば太平洋系群 1(1)の規定を踏まえたまさば太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の代替値として用いる漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。

②・③ (略)

(2) (略)

3 漁獲可能量の算定方法

(1) まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。

① まさば太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の漁獲圧力を乗じた値

② ごまさば太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力を乗じた値

(2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について

まさば太平洋系群又はごまさば太平洋系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

① 当該特定水産資源の親魚量が、令和17管理年度（2035管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、①の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。

③ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1～3 (略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、1(3)の規定に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（第5の1のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）を除く。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) (略)

2 漁獲圧力

(1) まさば太平洋系群 1(1)の規定を踏まえたまさば太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。

②・③ (略)

(2) (略)

3 漁獲可能量の算定方法

まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。

① まさば太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の漁獲圧力を乗じた値

② ごまさば太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力を乗じた値

（新設）

第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1～3 (略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、1(3)の規定に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（第5の1のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）を除く。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) (略)

- (2) 期間予測漁獲量の算出式
- 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。
- ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで
漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値
- ② (略)
- ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値
- ア 特異率 (当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。) が1以上の場合
 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値
- イ (略)
- ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで
漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値
- ⑤ (略)
- (3) (略)
- 5 (略)
- 第7・第8 (略)
- 第9 その他資源管理に関する重要事項
- 1 法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。
- 2 まさば及びごまさば太平洋系群については、直近の海洋環境の変化等の影響を受けて、資源評価の将来予測の不確実性が高まっている状況にある。このため、資源管理の方針に関する検討会を開催し、令和10管理年度の開始までに、まさば及びごまさば太平洋系群の資源管理方針を見直す。
- (別紙2-16 まさば及びごまさば対馬暖流系群)
- 第1 特定水産資源の名称
 まさば及びごまさば対馬暖流系群
- 第2 (略)
- 第3 資源管理の目標
- 1 目標管理基準値
- (1) まさば対馬暖流系群 330千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- (2) ごまさば対馬暖流系群 920千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)

- (2) 期間予測漁獲量の算出式
- 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。
- ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで 実績値
- ② (略)
- ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値
- ア 特異率 (当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める実績値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の平均の漁獲実績の値で除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。) が1以上の場合
 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た値
- イ (略)
- ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで 実績値
- ⑤ (略)
- 5 (略)
- 第7・第8 (略)
- 第9 その他資源管理に関する重要事項
- 法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。
- (新設)
- (別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)
- 第1 特定水産資源の名称
 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群
- 第2 (略)
- 第3 資源管理の目標
- 1 目標管理基準値
- (1) まさば対馬暖流系群 310千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- (2) ごまさば東シナ海系群 109千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)

2 限界管理基準値

(1) まさば対馬暖流系群 117千トン (親魚量の過去最小値)(2) ごまさば対馬暖流系群 31千トン (親魚量の過去最小値)

3 禁漁水準値

(1) まさば対馬暖流系群 13千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)(2) ごまさば対馬暖流系群 4千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

(1) まさば対馬暖流系群 令和6年度 (2024年度) の資源評価に基づき、親魚量が令和17年 (2035年) に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。(2) ごまさば対馬暖流系群 令和6年度 (2024年度) の資源評価に基づき、親魚量が令和17年 (2035年) に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

(1) (略)

(2) ごまさば対馬暖流系群 1(2)の規定を踏まえたごまさば対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

①～③ (略)

3 漁獲可能量の算定方法

(1) 管理年度当初の漁獲可能量の設定について

まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば対馬暖流系群及びごまさば対馬暖流系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。

① (略)

② ごまさば対馬暖流系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力及び0.95 (資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値) を乗じた値

(2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について

令和6管理年度における暫定的な措置として、まさば対馬暖流系群又はごまさば対馬暖流系群について、本則第1の2(4)②イの規定に基づき、以下の方法により漁獲可能量を調整することができる。

①～④ (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業

(1)・(2) (略)

2 まさば及びごまさば対馬暖流系群その他大臣許可漁業

(1)・(2) (略)

2 限界管理基準値

(1) まさば対馬暖流系群 143千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)(2) ごまさば東シナ海系群 51千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)

3 禁漁水準値

(1) まさば対馬暖流系群 22千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)(2) ごまさば東シナ海系群 8千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

(1) まさば対馬暖流系群 令和元年 (2019年) の資源評価に基づき、親魚量が令和12年 (2030年) に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。(2) ごまさば東シナ海系群 令和元年 (2019年) の資源評価に基づき、親魚量が令和12年 (2030年) に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

(1) (略)

(2) ごまさば東シナ海系群 1(2)の規定を踏まえたごまさば東シナ海系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

①～③ (略)

3 漁獲可能量の算定方法

(1) 管理年度当初の漁獲可能量の設定について

まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。

① (略)

② ごまさば東シナ海系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力及び0.95 (資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値) を乗じた値

(2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について

令和6管理年度における暫定的な措置として、まさば対馬暖流系群又はごまさば東シナ海系群について、本則第1の2(4)②イの規定に基づき、以下の方法により漁獲可能量を調整することができる。

①～④ (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群大中型まき網漁業

(1)・(2) (略)

2 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業

(1)・(2) (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2・3 (略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) (略)

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで

漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② (略)

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ (略)

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで

漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ (略)

(3) (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 採捕に係るまさば及びごまさば対馬暖流系群を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまさば及びごまさば対馬暖流系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となつた年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2・3 (略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) (略)

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで 実績値

② (略)

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める実績値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の平均の漁獲実績の値で除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た値

イ (略)

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで 実績値

⑤ (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 採捕に係るまさば及びごまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となつた年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 (略)

第 8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 第 5 の 2 のまさば及びごまさば対馬暖流系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数333隻、以西底びき網漁業（許可省令第2条第2号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数8隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

2 (略)

第 9 (略)

(別紙 2-17 ずわいがに太平洋北部系群)

第 1 ~ 第 5 (略)

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和 2 年（2020 年）から令和 4 年（2022 年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2・3 (略)

第 7 ~ 第 9 (略)

(別紙 2-18 ずわいがに日本海系群 A 海域)

第 1 ~ 第 5 (略)

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量から國の留保を除いた数量を、令和 2 年（2020 年）から令和 4 年（2022 年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2~4 (略)

第 7 ~ 第 9 (略)

(別紙 2-19 ずわいがに日本海系群 B 海域)

第 1 ~ 第 5 (略)

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量から國の留保を除いた数量を、令和 2 年（2020 年）から令和 4 年（2022 年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2~4 (略)

第 7 ~ 第 9 (略)

第 8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 第 5 の 2 のまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数333隻、以西底びき網漁業（許可省令第2条第2号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数8隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

2 (略)

第 9 (略)

(別紙 2-17 ずわいがに太平洋北部系群)

第 1 ~ 第 5 (略)

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和 2 年（2020 年）から令和 4 年（2022 年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2・3 (略)

第 7 ~ 第 9 (略)

(別紙 2-18 ずわいがに日本海系群 A 海域)

第 1 ~ 第 5 (略)

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量から國の留保を除いた数量を、令和 2 年（2020 年）から令和 4 年（2022 年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2~4 (略)

第 7 ~ 第 9 (略)

(別紙 2-19 ずわいがに日本海系群 B 海域)

第 1 ~ 第 5 (略)

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量から國の留保を除いた数量を、令和 2 年（2020 年）から令和 4 年（2022 年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2~4 (略)

第 7 ~ 第 9 (略)

（別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群）

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2・3 (略)

第7～第9 (略)

（別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部）

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2・3 (略)

第7～第9 (略)

（別紙2-42 まだら本州太平洋北部系群（ステップアップ管理対象資源））

第1 (略)

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで（ステップ2）

第3～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。

2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。

3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

第7～第9 (略)

（別紙2-43 まだら本州日本海北部系群（ステップアップ管理対象資源））

第1 (略)

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで（ステップ2）

第3～第5 (略)

（別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群）

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2・3 (略)

第7～第9 (略)

（別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部）

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2・3 (略)

第7～第9 (略)

（別紙2-42 まだら本州太平洋北部系群（ステップアップ管理対象資源））

第1 (略)

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで（ステップ1）

第3～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7～第9 (略)

（別紙2-43 まだら本州日本海北部系群（ステップアップ管理対象資源））

第1 (略)

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで（ステップ1）

第3～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。
- 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、平成30年（2018年）から令和4年（2022年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。
- 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

第7～第9 (略)

(別紙2-44 まだら北海道太平洋（ステップアップ管理対象資源）)

第1 (略)

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで（ステップ2）

第3～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。
- 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。
- 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

第7～第9 (略)

(別紙2-45 まだら北海道日本海（ステップアップ管理対象資源）)

第1 (略)

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで（ステップ2）

第3～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。
- 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7～第9 (略)

(別紙2-44 まだら北海道太平洋（ステップアップ管理対象資源）)

第1 (略)

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで（ステップ1）

第3～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7～第9 (略)

(別紙2-45 まだら北海道日本海（ステップアップ管理対象資源）)

第1 (略)

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで（ステップ1）

第3～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国が留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

第7～第9 (略)

(別紙4-4 まさば及びごまさば対馬暖流系群)

第1 対象となる特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群 (ごまさば対馬暖流系群に限る。)

第2～第5 (略)

第7～第9 (略)

(別紙4-4 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)

第1 対象となる特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 (ごまさば東シナ海系群に限る。)

第2～第5 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

(準備行為)

第二条 農林水産大臣は、別紙2-15及び別紙2-16、別紙2-42、別紙2-43、別紙2-44、別紙2-45の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第一号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聽くことができる。

○農林水産省告示第八百三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から翌年6月末までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

令和7年5月17日

農林水産大臣 小泉進次郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から翌年6月末までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 まさば及びごまさば太平洋系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

139,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	8,600
青森県	現行水準
岩手県	5,800
宮城県	現行水準

福島県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
東京都	現行水準
神奈川県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準
三重県	8,000
大阪府	現行水準
和歌山県	現行水準
岡山県	現行水準
広島県	現行水準
徳島県	現行水準
香川県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
大分県	現行水準
宮崎県	4,200

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	30,500
まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	12,800
まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業	5,700
まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第二 まさば及びごまさば対馬暖流系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

208,700トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
新潟県	現行水準
富山県	現行水準
石川県	7,800
福井県	現行水準
京都府	現行水準
兵庫県	現行水準
鳥取県	現行水準
島根県	20,500
山口県	2,600
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	36,900
熊本県	現行水準
鹿児島県	9,700

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群大中型まき網漁業	95,200
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第三 ずわいがに太平洋北部系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

20トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
宮城県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがに太平洋北部系群沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	19
ずわいがに太平洋北部系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第四 ずわいがに日本海系群A海域

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,700トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
富山県	47
石川県	397

福井県	294
京都府	30
島根県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがに日本海系群A海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	2,672
ずわいがに日本海系群A海域その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第五 ずわいがに日本海系群B海域

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

910トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	27
山形県	128
新潟県	686

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがに日本海系群B海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	69
ずわいがに日本海系群B海域その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第六 ずわいがに北海道西部系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

43トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	43

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがに北海道西部系群大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第七 ずわいがにオホーツク海南部

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

1,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	125

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがにオホーツク海南部沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	875
ずわいがにオホーツク海南部その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第八 まだら本州太平洋北部系群

- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）
11,800トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
青森県	試行水準
岩手県	試行水準
宮城県	試行水準
福島県	試行水準
茨城県	試行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら本州太平洋北部系群沖合底びき網漁業	試行水準
まだら本州太平洋北部系群その他大臣許可漁業	試行水準

第九 まだら本州日本海北部系群

- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）
2,600トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
青森県	試行水準
秋田県	試行水準
山形県	試行水準
新潟県	試行水準
富山県	試行水準
石川県	試行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら本州日本海北部系群沖合底びき網漁業	試行水準
まだら本州日本海北部系群その他大臣許可漁業	試行水準

第十 まだら北海道太平洋

- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）
24,100トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	試行水準
青森県	試行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら北海道太平洋沖合底びき網漁業	試行水準
まだら北海道太平洋その他大臣許可漁業	試行水準

第十一 まだら北海道日本海

- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）
14,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	試行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら北海道日本海沖合底びき網漁業	試行水準
まだら北海道日本海その他大臣許可漁業	試行水準

公報

細則

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第204号

愛知県小牧市中央1丁目123番地1 シャレードM302号
債務者 伊藤 祥子

1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 野中 光夫
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時40分
5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第120号

福岡県久留米市本山2丁目21番35号
債務者 ソシオエステティックなごみこと 岩ともみ

1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 稲村 蓉子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後1時35分
5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第17号

兵庫県朝来市和田山町枚田1294番地3
債務者 戸田 千尋

1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 野崎 佑也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで

神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和6年(フ)第461号

新潟市北区森下92番地
債務者 滝沢 友香

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 大貴
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第495号

大阪府寝屋川市八坂町18番12-107号
債務者 寺田 浩之
1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 嶋 祐香
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時40分
5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第907号

大阪市港区夕風1丁目3番14号 C o l l e c t i o n 夕風 502号
債務者 川越 弘美(旧姓山本)

1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 井上めぐみ
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1675号

大阪府茨木市上穂積3丁目9番19号 ボルベール 205号
債務者 加田 幸樹

1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上田 史朗
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1745号

大阪市西成区鶴見橋1丁目8番20-203号
債務者 小川 翔也

1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 提中 智士

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時10分
5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第28号

宮城県柴田郡大河原町大谷字荒屋敷後85番地9 チェリーハイツ102号、前住所宮城県亘理郡山元町浅生原字下宮前76番地64
債務者 及川 雄太

1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 桑原 和也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで

仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(フ)第30号

宮城県柴田郡柴田町船岡西1丁目14番3-4号(6号)
債務者 近藤 勝

1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 桑原 和也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午時45分
5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで

仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(フ)第44号

宮城県石巻市吉野町1丁目7番8-705号
債務者 小野愛優美

1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 須藤 大輔
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで

仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第67号

茨城県古河市関戸1757番地3 センチュリーツカだB-102
債務者 吉村 和雄(旧姓福田)

1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 江村 正之

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第69号

山梨県笛吹市八代町北1730番地3
債務者 矢崎 遥

1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鶴見 亮太
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第80号

山梨県北杜市白州町白須3165番地
債務者 大東 歩宇

1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 八巻 力也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午後3時30分
5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第72号

滋賀県甲賀市信楽町長野292-1 クラフトレジデンス21 411号室、住民票上の住所名古屋市瑞穂区彌富町字紅葉園50番地の1 パークコート八事紅葉園102号
債務者 大橋 祐太

1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮原 務
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時20分
5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで

大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第143号

大津市三大寺2番E 4-402号
債務者 小西 康文

1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 斎藤 真宏
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで

大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第148号 大津市若葉台11番50-302号 債務者 高橋 恵 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岸芳 明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 慶太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小松 雄二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 高知地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安部 修司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 盛岡地方裁判所花巻支部
令和7年(フ)第25号 滋賀県彦根市芹橋1丁目1番44-101号 債務者 B E E S こと 岩佐 恵美 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂梨 勝彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 大津地方裁判所彦根支部	1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保 文則 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金子 努 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 高知地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠橋 美樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第103号 神戸市垂水区南多聞台2丁目2番4-306号 債務者 濱野由紀子 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東 泰弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 智栄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津田 久敬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 高知地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高砂健太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第46号 兵庫県伊丹市松ヶ丘4丁目46番地2 債務者 平田 正利 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂田 大祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時35分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 紫藤 秀久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 高知地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年5月14日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅岡 倫矢 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第966号 広島県東広島市八本松東3丁目22番41号シーホープ101号 債務者 片山 将貴	高知市長浜126番地2 西、旧住所高知市横浜新町3丁目2423番地 債務者 宮地 亮輔 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂田 大祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時35分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	佐賀県唐津市相知町伊岐佐甲2012番地、前住所広島県呉市広横路4丁目11番66号 103号室 債務者 宮添孝一郎 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	神戸市長田区駒ヶ林町2丁目8番11号 真栄ハウス203号、前住所神戸市西区狩場13丁目7番地の2 13-201号 債務者 下原 玉揮 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅岡 倫矢 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第33号 高知市長浜1372番地29 債務者 和田 淳志	高知市長浜1372番地29 債務者 和田 淳志	岩手県北上市柳原町5丁目8番1号 フェアリーコート北上104 債務者 東谷 利明	

令和7年(フ)第15号	秋田県由利本荘市薬師堂字堂ノ下37番地、住民票上の住所千葉県鎌ヶ谷市東初富4丁目16番16号 債務者 高野 風太 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平野 一史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 秋田地方裁判所本荘支部
令和7年(フ)第44号	奈良市大森町75番地 フレオープツカサ402号 債務者 みやこや亭こと海鮮市場みやこ屋こと 旬恵こと 北村 誠 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北村 俊祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第36号	茨城県北茨城市大津町2779番地 債務者 小松 幹夫 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐久間友則 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年7月21日まで 水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第116号	茨城県那珂郡東海村舟石川駅東3丁目4番8号 駅東ハイツD-202 債務者 酒井 浩子(旧姓友部) 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関山 英忠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第26号	茨城県日立市諏訪町1丁目13番8-202号 債務者 木暮 元気 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 茂木 亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第38号	茨城県日立市東金沢町5丁目9番7号 債務者 益子 功 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤 譲之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第21号	福井県福井市若杉浜3丁目104番地2 債務者 鰐淵 翔太 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀 啓輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 福井地方裁判所敦賀支部
令和7年(フ)第48号	愛知県小牧市藤島町梵天97番地 キャッスル プラザ梵天1B号 債務者 柿間 美穂 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 優 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第761号	愛知県あま市二ツ寺三本松150番地18、従前の住所名古屋市中区大須2丁目1番32号 フラット大須203号 債務者 高橋 昇吾
令和7年(フ)第26号	茨城県日立市諏訪町1丁目13番8-202号 債務者 木暮 元気 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木河 賢二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第110号	青森県東津軽郡平内町大字浜子字堀替77番地 3 夜越山俱楽部 債務者 畑井 喜平 法定代理人成年後見人 一般社団法人ソーシャルネットあおもり 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 那須川忠駿 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第555号	北海道恵庭市黄金北1丁目6番地2 債務者 みやびホームこと 神出 雅光 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 乙山 直美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第111号	青森県東津軽郡平内町大字浜子字堀替77番地 3 夜越山俱楽部 債務者 畑井 幸子 法定代理人成年後見人 一般社団法人ソーシャルネットあおもり 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保 晋介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第680号	札幌市東区北46条東17丁目2番17-408号 債務者 桑本 恵梨(旧姓志保) 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小笠原圭奈子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第334号	神奈川県海老名市泉1丁目5番1-412号 債務者 早福奈津美(旧姓佐藤) 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉浦 智彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第279号
 札幌市西区山の手6条6丁目5番39号
 ピュークレスト山の手401号
 債務者 國嶋亜希子(旧姓片倉)
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 段林 君子
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月13日午前10時
 5 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第98号
 長崎県長崎市北栄町18番6号
 債務者 木庭 希望
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 有馬 理
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午前10時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで
 長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第556号
 札幌市北区北37条西6丁目3番16号 コーポシルキー3号
 債務者 鈴木 共子
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 青木 康之
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午後1時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第96号
 愛知県一宮市大和町妙興寺字高畑41番地1
 カムール高畑203号
 債務者 長谷 愛里
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 井上 卓也
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前10時15分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
 名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第570号
 埼玉県川口市南前川2丁目21番10-408号
 アーバンハイツ南前川
 債務者 大瀧 智之

1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 池田 味佐
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第382号
 堺市南区原山台1丁4番2-103号 河村方
 債務者 岩橋美智代
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 坂本 望
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1726号
 大阪市西淀川区歌島2丁目10番20号
 債務者 高山 智二
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 山田 尚史
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時40分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1851号
 大阪府門真市朝日町12番12号 三愛ハイツ萱島203号
 債務者 尾崎 善康
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 田中 豊生
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時40分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第322号
 大阪府河内長野市長野町5番1-806号、前
 住所大阪府河内長野市大師町10番2号
 債務者 仲田サクこと 柳 敏枝(YO
 MINJI)
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 横畠 裕典
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前10時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1388号
 大阪市平野区瓜破西1丁目10番1-401号、
 事業所所在地大阪市旭区新森5丁目3番23号
 債務者 S P A C E D E S I G Nこと 松井丈
 太郎
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 金 英功
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後1時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1604号
 大阪府豊中市三和町4丁目10番36-101号
 債務者 小酒 優貴
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 別城 尚人
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後2時20分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第120号
 奈良県生駒市東菜畑2丁目934番地3 サ
 ニーハウス生駒101、住民票上の住所奈良県
 生駒市壱分町945番地
 債務者 井上 明
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 藤次 芳枝
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時20分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第451号
 名古屋市中区千代田1丁目5番4号 キトウ
 マンション3A号
 債務者 宮里 健人
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 仲谷 康
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前10時40分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第652号	埼玉県川口市西川口3丁目12番3号 ツインパステル三貴A301号 債務者 杉江 裕美(旧姓角田) 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第660号	さいたま市緑区東浦和5丁目12番地22 東浦和シティハイツ302、旧住所さいたま市桜区大字下大久保849番地 ファミーユサカエA102 債務者 高橋 弘昭 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第668号	埼玉県川口市芝下3丁目20番39号 ウィステリア302号 債務者 平山 和子 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第679号	さいたま市桜区栄和2丁目25番29号 債務者 平井百合子 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第702号	さいたま市西区大字植田谷本137番地1 加茂川団地9-306 債務者 田島 由美 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第716号	さいたま市桜区田島8丁目13番15号 債務者 結城 千明 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第720号	埼玉県久喜市北青柳1331番地7 債務者 米山 久子 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第735号	埼玉県北足立郡伊奈町西小針四丁目49番地S・Kプロムナード201 債務者 松木 治 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第744号	埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲852番地6 債務者 浅尾 美空 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第702号	埼玉県川口市西区大字植田谷本137番地1 加茂川団地9-306 債務者 田島 由美 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第166号	埼玉県春日部市牛島1578番地1 債務者 豊島 一臣 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第81号	埼玉県熊谷市柿沼780番地51 大幡団地2-103 債務者 南 舞 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第128号	埼玉県熊谷市広瀬142番地1 ソーシャルリンクルーホーム熊谷広瀬 債務者 村野 明代(旧姓吉田) 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第228号	川崎市多摩区菅北浦2丁目6番3号 司ハイツ206 債務者 新川さえ子 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第516号	札幌市東区北42条東14丁目1番15-303号 債務者 渡辺 香織 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第38号	岐阜県多治見市高根町3丁目1番地の1 市営住宅E棟406号 債務者 大澤 碧 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第81号	岐阜県多治見市高根町3丁目1番地の1 市営住宅E棟406号 債務者 大澤 碧 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年(フ)第81号	岡山県倉敷市連島町連島790番地4 債務者 相賀 翼 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第516号	札幌市東区北42条東14丁目1番15-303号 債務者 渡辺 香織 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 札幌地方裁判所民事第4部

<p>令和7年(フ)第62号 愛知県一宮市千秋町佐野字北浦43番地 マンション北浦302号 債務者 夫馬美智子</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 名古屋地方裁判所一宮支部 	<p>令和7年(フ)第238号 大阪府松原市北新町2丁目2番22号、前住所 京都府福知山市字前田2331番地 小松が丘団地4棟205号 債務者 藤原 泰稀</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 	<ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 	<ol style="list-style-type: none"> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
<p>令和7年(フ)第86号 愛知県岩倉市東新町仲浦1番地 岩倉団地21棟106号 債務者 萩原陽子こと HAGIWARA MARIANA YOKO</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 名古屋地方裁判所一宮支部 	<p>令和7年(フ)第265号 大阪府高石市西取石8丁目3番21-101号 債務者 石井 美鈴</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 	<ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 	<ol style="list-style-type: none"> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
<p>令和7年(フ)第227号 堺市中区福田603番地 5-203号 債務者 増川喜久矢</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 	<p>令和7年(フ)第266号 大阪府高石市西取石8丁目3番21-101号 債務者 露口美登里</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 	<ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 	<ol style="list-style-type: none"> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
<p>令和7年(フ)第231号 堺市西区下田町17番27-206号 債務者 渡邊 啓之</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 	<p>令和7年(フ)第271号 大阪府松原市天美我堂2丁目208番地の12 債務者 鈴木 典子</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 	<ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 	<ol style="list-style-type: none"> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
<p>令和7年(フ)第234号 堺市西区下田町17番27-206号 債務者 渡邊 啓之</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 	<p>令和7年(フ)第288号 堺市南区新檜尾2丁1番3-1421号 債務者 カンカンフラワーショップこと 大岡和美</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 	<ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 	<ol style="list-style-type: none"> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第13号
 北海道虻田郡豊浦町字大岸166番地11 はまなす団地D-103
 債務者 早川 一則
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
 　　札幌地方裁判所室蘭支部破産係
令和7年(フ)第22号
 秋田県湯沢市駒形町字東福寺森下49番地3
 債務者 阿部 伸之
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
 　　秋田地方裁判所横手支部
令和7年(フ)第742号
 東京都小平市花小金井6丁目20番3号花小金井ハイツSSS
 債務者 塩住晃一郎
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第130号
 静岡県裾野市平松119番地の3 メゾン鈴木201、前住所静岡県静岡市葵区上土2丁目13番16号 プレミール川合A202
 債務者 長江 龍斗
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
 　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第402号
 京都市山科区御陵別所町72番地1
 債務者 小川 健太
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
 　　京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第476号
 京都市左京区修学院薬師堂町31番地1 ハイツテル106号室
 債務者 濱部 浩子
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
 　　京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第526号
 京都市伏見区桃山町本多上野58番地の9、前住所京都市山科区北花山寺内町17番地13
 債務者 松浦 美帆
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
 　　京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第55号
 奈良市南京終町20番地の9 プチハイツ奈良302号
 債務者 覚道 匡憲
 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
 　　奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第102号
 香川県高松市藤塚町2丁目13番9-402号
 アルファ藤塚
 債務者 山田 美久
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前9時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
 　　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第66号
 奈良県大和高田市田井新町11番15号、前住所高知県高知市葛島3丁目8番17号
 債務者 辻 千佳
 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
 　　奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第69号
 奈良県橿原市石川町439番地の1 レジデンスST202
 債務者 住谷 一洋
 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
 　　奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第82号
 奈良県橿原市今井町2丁目11番39号 グローバルハイツ21 110号
 債務者 岡本 秋夫
 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
 　　奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第591号
 東京都東久留米市浅間町3丁目12番19号メゾンクラスタ202
 債務者 石井 正
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第15号
 香川県善通寺市金蔵寺町915番地
 債務者 長目 浩幸
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
 　　高松地方裁判所丸亀支部

<p>令和7年(フ)第47号 香川県仲多度郡多度津町東新町9番34-2号 債務者 パストル ハシモト ハロルド ジュニオ 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 　　高松地方裁判所丸亀支部</p>	<p>令和7年(フ)第1363号 大阪府大東市緑が丘1丁目13番2号 ファミリアル隆樹205号 債務者 宮下 美香 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1923号 大阪市西成区山王2丁目15番17号 融得マンション 710号、前住所大阪市西成区太子1丁目3番11号 アパートメントかつうら412号 債務者 佐々木理恵 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和7年(フ)第48号 香川県仲多度郡琴平町榎井155番地2 高木住宅(K-59) 債務者 吉田 真樹 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 　　高松地方裁判所丸亀支部</p>	<p>令和7年(フ)第1421号 大阪市東成区大今里南4丁目3番6-308号 債務者 松本 弘巳 法定代理人成年後見人 森田 道仁 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1424号 大阪市東成区大今里南4丁目3番6-308号 債務者 宇野 純弘 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1955号 大阪市平野区平野市町3丁目7番3-102号 債務者 西田 重和 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和7年(フ)第57号 香川県丸亀市土居町1丁目16番12-301号 リバーサイドハイツ 債務者 渕 麻弥 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 　　高松地方裁判所丸亀支部</p>	<p>令和7年(フ)第1474号 大阪府東大阪市足代北1丁目10番20-1205号 債務者 川原 優花 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1835号 大阪市住之江区西住之江3丁目12番4-303号 債務者 島村 隆慶 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1979号 大阪府茨木市中津町21番26号、前住所大阪府茨木市郡5丁目24番15号 シャトーMNAKA15C 債務者 濱田 雅圭 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和6年(フ)第2231号 東京都昭島市中神町1237番地中神第3アパート1棟106号 債務者 伊藤 聰司 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第1546号 大阪市此花区高見1丁目6番27-807号 債務者 亀岡 直仁 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1867号 大阪府豊中市大黒町1丁目9番10号、前住所大阪府豊中市豊南町西1丁目2番1号 債務者 畠中 義一 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1869号 大阪府高槻市南松原町2番14号 ばなはうす301号 債務者 前田 美佐 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>

令和7年(フ)第1993号 大阪府高槻市塚原1丁目9番1号 債務者 西堀 一三 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2050号 大阪府大東市朋来1丁目44番208号 債務者 米満 澄子 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2086号 大阪府東大阪市西石切町1丁目1番11号 メゾン新石切2番館 101 債務者 井越 瞳夫 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2099号 大阪市浪速区木津川1丁目1番4-702号 債務者 山口 義之 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2107号 大阪市西成区岸里東1丁目7番23号 メイプルリーフ天神の森 209 債務者 角 陽子

1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第136号 宮城県石巻市湊町1丁目5番29号 市営湊町復興住宅1-54号 債務者 阿部 一江 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係
令和7年(フ)第45号 宮城県石巻市広瀬字焼巻386番地1 市営広瀬復興住宅2-22号 債務者 吉田 美賀 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係
令和7年(フ)第62号 青森県三戸郡階上町大字道仮字向14番地3 債務者 倉内まき子 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第63号 青森県八戸市内丸3丁目7番17号 プリマヴェーラー201 債務者 加藤 英誉 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第64号 秋田市手形字西谷地702番地 イースタンハイツ西村B105号 債務者 中田のぞ美 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第232号 福島県伊達市岡前26番地10 債務者 斎藤 典子 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 福島地方裁判所
令和7年(フ)第243号 仙台市青葉区錦町1丁目1番22号 サン・フィオーレ106 債務者 小西 彩加 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第2116号 新潟市東区松島1丁目1番7号 債務者 舎川 大輔 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 福島地方裁判所
令和7年(フ)第116号 新潟市東区松島1丁目1番7号 債務者 舎川 大輔 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第126号 新潟市北区新元島町3942番地52 債務者 野崎 友蔵 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第17号 福井県敦賀市筋生野96号8番地の2 コーポ奥村202号室、住民票上の住所福井県敦賀市呉竹町2丁目7番15号 債務者 竹中 敦子 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 福井地方裁判所敦賀支部

令和7年(フ)第108号	山梨県南アルプス市小笠原619番地 ボンヌ・シャンス101号室 債務者 門馬 恒夫 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第14号	岐阜県高山市森下町1丁目296番地、前住所 東京都豊島区高田3丁目36番15号 スパジオ山崎201号 債務者 坂本 菜月 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 岐阜地方裁判所高山支部破産係
令和7年(フ)第17号	岐阜県高山市久々野町無数河469番地6 債務者 倉畠 直人 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 岐阜地方裁判所高山支部破産係
令和7年(フ)第56号	静岡県富士市森下39番地の2 ADVANCE E 1-202号 債務者 松室 健二 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第71号	静岡県富士市今泉3242番地の9 債務者 三好 則子 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第74号	静岡県富士宮市三園平895番地の2 マ・メゾンII A 201、前住所静岡県富士宮市内野979番地の2 債務者 法師人龍史 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第80号	静岡県富士市天間1585番地 鷺岡病院、住民票上の住所静岡県富士市五貫島704番地の1 県営住宅D-103号 債務者 唐紙 雅一 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第81号	静岡県富士市横割3丁目1番1号 三久マンション608号 債務者 望月 春男 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第82号	滋賀県彦根市大方町296番地2 債務者 綾香 光則 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 大津地方裁判所彦根支部
令和7年(フ)第44号	滋賀県東近江市子殿町431 C-209、住民票上の住所京都府向日市物集女町中海道15番地の1 債務者 西川 浩史 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 大津地方裁判所彦根支部
令和7年(フ)第46号	滋賀県彦根市高宮町1015番地1 (204号) 債務者 村井 彩 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 大津地方裁判所彦根支部
令和7年(フ)第52号	滋賀県犬上郡豊郷町大字吉田550番地3 債務者 上田 聰史 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 大津地方裁判所彦根支部
令和7年(フ)第9号	奈良県桜井市大字大福933番地 債務者 中西 美樹 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 奈良地方裁判所桜井支部

令和7年(フ)第20号	奈良県天理市櫟本町1600番地 天理県営住宅B02棟104号 債務者 磯部かなな 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第87号	奈良県大和郡山市小泉町1402番地1 サニーシャトウF201号室 債務者 新谷 展明 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第89号	奈良市帝塚山3丁目8番9号 債務者 佐野 風将 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第102号	奈良県生駒市辻町243番地16 東生駒コーポB棟 101 債務者 勝間由美子 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第1号	奈良県北葛城郡河合町大字長楽467番地2 債務者 柳田 正明 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第39号	奈良県磯城郡田原本町大字笠形208番地 県営住宅1-3 債務者 小野谷直義 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第58号	奈良県磯城郡川西町大字結崎800番地の1ル・ソレイユ結崎210号 債務者 川本 真弓 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第60号	奈良県宇陀市大宇陀野依1096番地 債務者 大鳥 慶一 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第73号	奈良県宇陀市榛原萩乃里81番地 債務者 松垂美智子 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第100号	和歌山県海草郡紀美野町下佐々1237番地 債務者 尾崎 政人 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第74号	和歌山県岩出市山521番地の1 (A-202号) 債務者 大家 君枝 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第79号	和歌山市松ヶ丘2丁目5番39-4号 債務者 森下 浩 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第97号	和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1549番地6 債務者 金崎 千里 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第99号	島根県出雲市松寄下町189番地12 コーポ中道105、前住所島根県出雲市斐川町上直江2951番地 シャンポール斐川A 104 債務者 戸部 秀樹(旧姓玉城) 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 松江地方裁判所出雲支部
令和7年(フ)第21号	島根県出雲市松寄下町189番地12 コーポ中道105、前住所島根県出雲市斐川町上直江2951番地 シャンポール斐川A 104 債務者 戸部 秀樹(旧姓玉城) 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 松江地方裁判所出雲支部
令和7年(フ)第28号	島根県出雲市塩冶神前6丁目1番10号 コーポ林301 債務者 柴田由香こと 影山 由香 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第31号
 島根県出雲市塩治原町6丁目10番地 ビレッジハウス塩治2-206
 債務者 吾郷 利恵
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第33号
 島根県出雲市上塩治町2517番地1 メゾングレース106
 債務者 岩崎 春香
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第37号
 広島県呉市中央2丁目5番12-302号
 債務者 田井 涼太
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第55号
 山口県下関市彦島江の浦町8丁目5番3号
 債務者 中条 利勝
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第105号
 愛媛県伊予市尾崎621番地2
 債務者 澤田 美穂
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第121号
 愛媛県伊予郡松前町大字筒井250番地15
 債務者 藤川将太朗
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第24号
 福岡県田川市大字川宮52番地8
 債務者 武内 優吾
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 福岡地方裁判所田川支部

令和7年(フ)第27号
 福岡県田川市大字伊田431の1 社会福祉法人田川福祉会特別養護老人ホームことぶき園、住民票上の住所福岡県田川郡福智町金田427番地10
 債務者 今宮ミツ子
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 福岡地方裁判所田川支部

令和7年(フ)第28号
 福岡県田川市大字伊田2739番地 三井伊田三井伊田団地9-3-1
 債務者 鹿毛 和宏
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 福岡地方裁判所田川支部

令和7年(フ)第140号
 大分市古国府3丁目10番8-408号 クロスロード
 債務者 高橋 啓二
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第142号
 大分県由布市挾間町下市763番地1 ジーニアルプレイス光Ⅱ番館202
 債務者 溝口 利美
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第155号
 大分市深河内2丁目1番1-405号 レジオング南大分
 債務者 新垣 守和
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第165号
 大分市萩原1丁目4番28-406号ヴェルジュ萩原
 債務者 後藤 和昭
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第173号
 大分県別府市大字内竈1150番地の1 グループホーム四季の里203号
 債務者 横田 知明
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第176号
 大分市寺崎町1丁目6番32号レジデンス寺崎3-101
 債務者 藤澤 和美
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第186号
 大分県別府市大字鶴見3848番地の2 Shahn
 i つるみ2-B号
 債務者 後藤 良子(旧姓黒仁田)
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第188号
 大分県別府市大字内竈1393番地の2 太陽の家
 債務者 田辺 明広
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第191号
 大分市大字上宗方483番地の6 ガルマンタウンホーム206
 債務者 原田 慎
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第24号
 大分県中津市大字島田134番地5
 債務者 坂本あかね
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和7年(フ)第25号
 大分県中津市大字宮夫148番地27
 債務者 伊東 健也
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 大分地方裁判所中津支部破産・再生係
令和7年(フ)第29号
 大分県宇佐市大字住江635番地の118 公共住江団地1棟401号
 債務者 中島 千夏
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 大分地方裁判所中津支部破産・再生係
令和7年(フ)第44号
 宮崎県北諸県郡三股町大字権山4568-1 住宅型有料老人ホームミューズの朝三股、前住所宮崎県都城市太郎坊町7686番地4
 債務者 中村 涼子
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 宮崎地方裁判所都城支部
令和7年(フ)第29号
 鹿児島県出水市麓町11番57号 コーポ野村2号
 債務者 池田 孝明(旧姓市橋)
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年(フ)第13号
 沖縄県那覇市銘苅3丁目13番5号 ドミールM II 201
 債務者 高 百合子
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第120号
 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目335番地 石嶺市営住宅B 3-411
 債務者 松川 洋子
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第124号
 沖縄県浦添市宮城1丁目2番8号 城間アパート 202
 債務者 平田 恒美
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第101号
 沖縄県沖縄市上地1丁目2番39号 中の町マンション2階B-5号室
 債務者 木村 英明
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第517号
 東京都立川市羽衣町3丁目12番5号グランドール小川101号
 債務者 前田 一美
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第539号
 東京都東久留米市本町3丁目5番11号オレンジハビネス201
 債務者 辻川 昌美
 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第86号
 金沢市無量寺2丁目36番地 ウエストバルクB 102号
 債務者 四柳麻衣子
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第22号
 石川県能美市和光台1丁目73番地、従前の住所石川県白山市湊町力206番地
 債務者 福井 良菜(旧姓森田)
 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
 金沢地方裁判所小松支部

令和7年(フ)第63号 兵庫県川西市花屋敷1丁目1番22-403号 債務者 山本 文恵 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 釧路地方裁判所網走支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 富山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第260号 神戸市灘区高羽町2丁目4番2号 タウンブリーズ高羽102、従前の住所神戸市灘区中郷町1丁目2番10号 債務者 松下 太星 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第8号 島根県鹿足郡津和野町耕田1453番地、前住所山口県防府市大字浜方26番地の11 メロディーハイム横入川A棟202号 債務者 阿部 洋江 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 松江地方裁判所益田支部	1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 佐賀市北川副町大字光法738番 有料老人ホームイルカ、住民票上の住所佐賀市巨勢町大字高尾83番地13 千住アパートA15 債務者 真田満里子	令和7年(フ)第268号 神戸市東灘区住吉南町2丁目5番8号、従前の住所高知県吾川郡仁淀川町土居甲1071番地2 債務者 川東 由佳(旧姓樋口) 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第74号 徳島県阿波市阿波町谷島北186番地2 債務者 葛西 香苗 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年5月12日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部	1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第320号 神戸市東灘区西岡本3丁目8番8号 ミルフィール西岡本302号 債務者 鈴木 友梨 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第82号 徳島県小松島市小松島町字北浜37番地(アネックス北浜302号室) 債務者 吉田 裕且 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年5月12日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 富山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年(フ)第91号 長崎県長崎市横尾3丁目31番23号 新田ハイツ101号 債務者 小林 勝則 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第3号 北海道網走市台町3丁目6番1-2号 債務者 藤原 聖一	1 決定年月日時 令和7年5月12日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部	

令和7年(フ)第109号	神奈川県愛甲郡愛川町半原1883番地の1 債務者 福岡 友香 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第63号	青森県むつ市中央2丁目18番7号 中央団地A棟0304号 債務者 立花 聖子 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第130号	神奈川県厚木市元町15番2号 GHソシオ元町 債務者 三村 泰造 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第169号	神奈川県秦野市渋沢上1丁目3番12号 債務者 柳澤 輝 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第181号	神奈川県秦野市堀西359番地の11 アイクレストーB 債務者 及川つぐみ 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第213号	神奈川県小田原市東町1丁目23番13号 債務者 藤塚 龍二 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第246号	神奈川県南区山本4丁目12番53号 債務者 軒原 弥生 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第326号	広島県山県郡北広島町春木1383番地1 (1棟403号) 債務者 倉崎 真哉 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第346号	広島市安佐北区落合1丁目38番21-201号 債務者 山口 貞治 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第357号	広島市安佐北区大林2丁目5番8-103号 債務者 阿部 遥香 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第389号	広島市安芸区瀬野南1丁目7番48-202号 A 債務者 本田 伸一
令和7年(フ)第390号	広島市安芸区瀬野南1丁目7番48-202号 A 債務者 本田 梨乃 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 広島地方裁判所民事第4部

破産手続廃止

令和6年(フ)第44号	千葉県館山市大賀1009番地 破産者 中村 涼 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所館山支部破産係
令和5年(フ)第883号	埼玉県草加市長栄1丁目837番地2 破産者 株式会社リアルウッド 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1677号	埼玉県川口市安行領岸2872番地 破産者 株式会社じぞうばし整骨院 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第122号 さいたま市見沼区東大宮5丁目49番17号金子マンション203 破産者 株式会社ウイングプラン 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所太田支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第295号 福井県越前市北町41号22番地 破産者 株式会社東武ニット 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福井地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第279号 大阪府泉佐野市上之郷2588番地エスボワールC102 破産者 株式会社L a y s p h i l o s o p h y 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和5年(フ)第429号 岐阜市六条南2丁目17番20号 破産者 中部サッシセンター株式会社 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第17号 奈良市三条町511番地正木ビル6階 破産者 株式会社R e O 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 奈良地方裁判所破産係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所館山支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第464号 名古屋市中区栄3丁目2番3号 日興証券名古屋ビル4階 破産者 株式会社マイクロ・シンタックス 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第7号 仙台市青葉区片平1丁目4番地1号G301 破産者 株式会社a n s t y l e 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第957号 最後の住所 愛知県知多郡武豊町字桜ヶ丘2丁目11番地3 キャッスルハイツ武豊桜ヶ丘第II403号 破産者 亡松堂忠行相続財産 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第294号 群馬県前橋市下小出町2丁目22番地の10 破産者 株式会社ウンドプラン 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2514号 名古屋市北区浪打町2丁目60番地1 破産者 株式会社プログレス 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第168号 群馬県太田市石橋町99番地3 破産者 株式会社C & P	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福井地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第2801号 名古屋市北区浪打町2丁目60番地1 破産者 株式会社オルフ 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2868号
名古屋市中区丸の内3丁目19番4号
破産者 株式会社Lulitsugumi
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第426号
愛知県岡崎市稻熊町字6丁目94番地2
破産者 有限会社アテナ工丸
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和6年(フ)第584号
愛知県岡崎市井ノ口町字河原西28番地
破産者 株式会社住まいるテクノ
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和6年(フ)第678号
愛知県岡崎市下青野町字太田川原31番地3
破産者 株式会社バランスステクニカ
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和6年(フ)第686号
愛知県豊田市若林東町宮間64番地10
破産者 株式会社名工社
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和6年(フ)第3941号
大阪市大正区泉尾4丁目3番23-201号
破産者 エントラスト株式会社

1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第4062号
　　大阪府門真市東田町7番16号
　　破産者 コトブキ運送株式会社
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第4615号
　　大阪府吹田市南吹田1丁目18番7号
　　破産者 株式会社N—NINE
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6146号
　　大阪市平野区長吉出戸3丁目1番44号
　　破産者 株式会社LIZE
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第1141号
　　神戸市中央区中山手通1丁目5番8号イナバビル5F
　　破産者 株式会社N e
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第293号
　　神戸市西区今寺33番地の15
　　破産者 神戸養鰻株式会社
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第308号
兵庫県明石市西明石西町1丁目6番32号
破産者 株式会社マウンテンストリーム
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第315号
栃木県小山市大字粟宮1006番地2
破産者 株式会社FelsenGate
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第344号
奈良市神殿町685番地の4
破産者 株式会社セントエムホーム
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第4号
奈良県天理市田井庄町709番地1
破産者 有限会社共成
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第239号
岡山市北区今3丁目12番22号
破産者 株式会社シップ・シー
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第979号
広島市西区己斐大迫3丁目38番27号
破産者 スイッチ株式会社

1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第182号
広島県福山市瀬戸町大字長和甲467番地1
破産者 喜多屋商事株式会社
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第531号
大分市横塚2丁目207番地
破産者 株式会社麗昇
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第193号
北海道釧路市昭和中央3丁目50番19号
破産者 株式会社サポート・ホーム
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第3号
福島県伊達市箱崎字原47番地1
破産者 株式会社梁川建成工業
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福島地方裁判所

令和6年(フ)第1501号
東京都八王子市小比企町533番地1アネックスイシイ205号
破産者 大坂 愛
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

<p>令和6年(フ)第1508号 東京都三鷹市井の頭3丁目22番10号やよいハイツ201 破産者 篠原 昌子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>令和7年(フ)第269号 東京都八王子市大塚640番地13ハウスオブパレ304号 破産者 町田 光彦 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 令和6年(フ)第2050号 さいたま市南区大字大谷口596番地4 グリーンハイツミネ203 破産者 山下 雅生 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>
<p>令和7年(フ)第168号 東京都府中市四谷3丁目52番地の58メープルタウン102 破産者 小室 拓美 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第279号 神奈川県藤沢市鶴沼海岸6-15-8-201 破産者 有限会社マインドエイク 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第293号 横浜市南区井土ヶ谷下町44番地9石井ビル402 破産者 株式会社紺建装 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第197号 横浜市南区井土ヶ谷下町44番地9石井ビル402 破産者 株式会社紺建装 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>
<p>東京都東久留米市ひばりが丘団地6番7-403 破産者 梶野 成子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>横浜地方裁判所第3民事部 令和5年(フ)第377号 静岡県磐田市清庵新田67番地の1 破産者 長谷川工業株式会社 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第301号 大津市枝1丁目1番23号 破産者 株式会社藤沢製本 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第234号 東京都武蔵村山市神明2丁目13番地の1シティハイムシンメイB207号 破産者 井上 恵美 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>
<p>東京都清瀬市上清戸1丁目4番11号リバティハウス207号 破産者 南部 英昭 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第235号 東京都清瀬市上清戸1丁目4番11号リバティハウス207号 破産者 南部 英昭 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>大津地方裁判所民事部 令和6年(フ)第167号 埼玉県川口市大字木曾呂442番地の1 ウエルネス木曾呂、旧住所さいたま市緑区大字大間木706番地1 セレナハイム東浦和701 破産者 新井 義昭 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。</p>	<p>大津地方裁判所民事部 令和6年(フ)第146号 京都市左京区聖護院山王町43番地2 パレステート日生熊野B10号 破産者 株式会社エルムンド・トラベル 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。</p>
<p>東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2120号 さいたま市見沼区大字蓮沼331番地 エクセルグレイE101 破産者 楠原 美穂 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和6年(フ)第210号 さいたま市西区大字指扇3207番地22、旧住所北海道札幌市西区二十四軒4条3丁目3番12-107号 破産者 山田 貴之 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和6年(フ)第210号 さいたま市西区大字指扇3207番地22、旧住所北海道札幌市西区二十四軒4条3丁目3番12-107号 破産者 山田 貴之 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和6年(フ)第210号 さいたま市見沼区大字蓮沼331番地 エクセルグレイE101 破産者 楠原 美穂 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>

令和7年(フ)第3号
埼玉県久喜市栗原1丁目14番地7 ハイツ・
ユー103
破産者 小川 真
1 決定年月日 令和7年5月12日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第87号
埼玉県北本市東間4丁目67番地6
破産者 近澤 雅重
1 決定年月日 令和7年5月12日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第100号
埼玉県川口市並木3丁目32-14、住民票上の
住所横浜市栄区本郷台四丁目1番22号
破産者 青木 史也(旧姓麻野)
1 決定年月日 令和7年5月12日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第123号
さいたま市見沼区東大宮7丁目70番地4
デュオ大宮A205
破産者 森内 正宏
1 決定年月日 令和7年5月12日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和5年(フ)第191号
愛知県東海市名和町北脇49番地 マリアージュ(201号)、前住所愛知県東海市名和町北
三ヶ月33番地の3 CASABI ANCAI(207号)、(前々住所)滋賀県彦根市野口町
226番
破産者 若松 和拡

1 決定年月日 令和7年5月12日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第3号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川578番地7
破産者 西山 結香
1 決定年月日 令和7年5月12日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和6年(フ)第476号
大阪府豊中市熊野町1-5-31、破産手続開始決定時の住所大阪府岸和田市上松町3015番地 プラザ松治33-205号
破産者 伊藤 里紗
1 決定年月日 令和7年5月12日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第495号
大阪府泉南市信達市場1013番地の3 エアポートシティ砂川303号
破産者 馬場 秀幸
1 決定年月日 令和7年5月12日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第503号
大阪府泉南市信達大苗代62番地 泉南一丘団地35棟106号、前住所大阪府泉南市信達大苗代1053番地の5 泉南一丘住宅68棟506号(事業所所在地) 大阪府泉南市信達大苗代62-44-101
破産者 ミートショッピングいしだこと 石田 稔

1 決定年月日 令和7年5月12日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第613号
　　大阪府岸和田市大町365番地 サンピア久米田715号
　　破産者 堂上めぐみ
1 決定年月日 令和7年5月12日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第120号
　　福岡県久留米市高良内町626番地1 フィオーレ下谷102号
　　破産者 吉福施工こと 水谷 郁也
1 決定年月日 令和7年5月12日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

　　福岡地方裁判所久留米支部
令和6年(フ)第1922号
　　札幌市東区北9条東9丁目2番11号 アーバンコート北9条205号
　　破産者 濱野 吉仁
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

　　札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2169号
　　北海道江別市野幌代々木町12番地の18 ナラハイツ1階
　　破産者 丹羽 恵介

1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2308号
札幌市白石区菊水7条1丁目6番8-401号
破産者 齊藤 涼
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1274号
仙台市太白区西中田7丁目19番30号 ひまわり204
破産者 渡辺江身子(旧姓太田)
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第8号
仙台市太白区緑ヶ丘1丁目28番15号
破産者 西塙 彰
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第60号
仙台市宮城野区出花1丁目9番地の8 クレモンティ向201
破産者 三浦ありさ
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第65号 仙台市若林区荒井字神屋敷北97番地の32 破産者 渡邊 夏翼 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和6年(フ)第249号 茨城県古河市鴻巣755番地38 破産者 山口 健 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部	令和6年(フ)第410号 埼玉県熊谷市西別府1958番地5 破産者 森 亮 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第477号 茨城県那珂市菅谷5368番地6 破産者 安田 歩美 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所	令和7年(フ)第17号 栃木県下野市上古山1502番地29 グランシティ202 破産者 中島 啓 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年(フ)第26号 埼玉県児玉郡上里町大字七本木3651番地14 破産者 島田 将輝 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(フ)第70号 横浜市瀬谷区阿久和西3丁目41番地8 破産者 西村 好子 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第493号 茨城県水戸市千波町2893番地の12 Mハウス105号 破産者 伊藤 雪子 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所	令和7年(フ)第22号 群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚1950番地2 破産者 吉江 憲二 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部	令和7年(フ)第30号 埼玉県熊谷市万吉572番地429 破産者 寺山 愛(旧姓志村) 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(フ)第136号 横浜市保土ケ谷区仏向町1084番地1 シティハイム陽西館102号 破産者 池田 好平 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第124号 茨城県常総市水海道森下町4503番地2 破産者 金井 邦夫 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部	令和6年(フ)第362号 埼玉県比企郡嵐山町大字川島1882番地32 破産者 中村 冬子 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和6年(フ)第1510号 横浜市鶴見区寛政町26-1 向井建設株鶴見寮A棟202号室、住民票上の住所青森県むつ市旭町9番75号 旭ハイツA号 破産者 佐賀 英行 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第979号 川崎市多摩区南生田2丁目31番35号 ブリーゼハウス 201 破産者 原 覚 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第223号 茨城県桜川市高森920番地 破産者 田中 勇次 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部	令和6年(フ)第400号 埼玉県熊谷市樋春971番地 破産者 馬場 一行 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和6年(フ)第2515号 東京都調布市飛田給2丁目29番地1 ベルヴェデーレ調布304、申立時の住所仙台市青葉区二日町17番31-701号 破産者 木村 康夫	令和7年(フ)第55号 川崎市川崎区桜本1丁目12番12号 草野コーポ 101 破産者 田中 勇樹 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第84号
川崎市中原区上平間284番地5 ザ・コフレ
102
破産者 古川 治
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第3号
富山市梅沢町1丁目4番17号
破産者 宮本 樹
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第274号
福井県鯖江市舟津町2丁目2番8号
破産者 藤田 実雄
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第289号
福井県越前市東庄境町第28号5番地
破産者 増田 貴宏
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第291号
福井市足羽1丁目6番37号
破産者 佐野 耕一
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第21号
福井県丹生郡越前町新保第11号22番地
破産者 中西 賢一
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第16号
長野市大字鶴賀権堂町1437番地5 三京長野パレス803
破産者 豊原 和幸
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係
令和5年(フ)第430号
岐阜市織田町1丁目13番地
破産者 土屋 芳郎
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所
令和6年(フ)第28号
愛知県豊明市阿野町上納5番地、前住所岐阜県大垣市安井町3丁目1番地1
破産者 矢野 聰
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和6年(フ)第29号
名古屋市天白区平針3丁目801番地の1 スカイハイツ平針 604号、前住所岐阜県大垣市安井町3丁目1番地1
破産者 矢野 真紀

1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和6年(フ)第30号
名古屋市天白区平針3丁目801番地の1 スカイハイツ平針 604号、前住所岐阜県大垣市安井町3丁目1番地1
破産者 小森たか子
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和6年(フ)第1886号
名古屋市中区大須4丁目6番30号 西川端住宅405号
破産者 浅野 理
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2802号
長野県駒ヶ根市赤穂8180-1 ビレッジハウス駒ヶ根2棟101号、住民票上の住所名古屋市北区浪打町2丁目60番地の1
破産者 高橋 司
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2838号
愛知県愛西市北一色町昭和173番地
破産者 永井 俊馬
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2886号
名古屋市中区新栄1丁目26番3号 シャトル
東瓦501号
破産者 藤田 匡
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第130号
愛知県西尾市亀沢町239番地 シティハイム
メーコーC棟203号室、申立時の住所愛知県
西尾市丁田町李左47番地 リバーシティ
209号室
破産者 氏家 桃
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和6年(フ)第185号
愛知県西尾市楠村町天神西17番地1
破産者 愛工設計こと 近藤 裕三
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和6年(フ)第316号
愛知県西尾市一色町一色東荒子90番地3 S
even Luck B号室
破産者 枝野 昭彦
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第351号 愛知県刈谷市東境町住吉152番地1 フレスコセカンド2012号、開始時の住所愛知県刈谷市東境町堀池6番地1 ソシアルセイワ東境802号 破産者 Dプラスこと 伸山 裕則 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 令和6年(フ)第667号 愛知県大府市共栄町8丁目3番地の10 プレイタウン共和405号、前住所名古屋市緑区境松2丁目340番地 ヤマサマンション301号 破産者 井上 真吾 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 令和6年(フ)第679号 愛知県西尾市米津町桜道46番地3 破産者 大里 光夫 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 令和6年(フ)第17号 京都府南丹市園部町小山西町打越7番地1 フレールハヤマ206号 破産者 伊藤 道広 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所園部支部破産係 令和5年(フ)第5566号 埼玉県草加市小山2-10-22-317号、住民票上の住所大阪府守口市金田町3丁目48番15号 破産者 杉野 健太	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第2688号 大阪市生野区鶴橋2丁目8番8-301号 破産者 太田 健之 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第4063号 大阪府八尾市八尾木北3丁目214番地 破産者 常喜 建男 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第4616号 大阪府吹田市南高浜町16番42号 破産者 野口 英司 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第4885号 大阪市阿倍野区北畠3丁目6番19-410号 破産者 サンデーこと 布施 秀明 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第4886号 大阪市阿倍野区北畠3丁目6番19-410号 破産者 布施 真弓	令和6年(フ)第805号 神戸市中央区日暮通6丁目4番10-306号 破産者 丸谷 健二 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第1150号 大阪府箕面市坊島4丁目2番21号、従前の住所大阪市北区太融寺町3-30レジユールッシュ梅田アクシア1005・大阪市北区西天満5-15-3エスティメゾン西天満1603 破産者 西口 裕美 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第1177号 神戸市垂水区塩屋町3丁目14番7-1ジーメゾン塩屋201号、住民票上の住所兵庫県明石市鳥羽1520番地の2 破産者 二宮 仁美 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第236号 兵庫県明石市魚住町清水122番地の2 Gティファニー210号、前住所兵庫県明石市魚住町長坂寺761番地の1 リバール明石魚住V1503号 破産者 やまと工業こと 東根 光男 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係
--	---	--

令和6年(フ)第314号	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和7年(フ)第10号	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和6年(フ)第146号	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和6年(フ)第441号	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第832号	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第980号	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1号	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第63号	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所宇和島支部
令和6年(フ)第196号	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所室蘭支部破産係
令和6年(フ)第143号	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所民事部
令和6年(フ)第220号	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 釧路市興津5丁目33番19号
令和6年(フ)第273号	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第278号	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森市大字浪館字平岡108番地12 破産者 倉内真由美
令和7年(フ)第12号	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第8号	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岩手県奥州市水沢真城字北野21番地1 県営 北野アパート3号棟336号室 破産者 菅原 英治
令和7年(フ)第1号	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮城県石巻市門脇字元浦屋敷2番地8 メゾ ンエトワール403号 破産者 浅野 良友

令和6年(フ)第77号 秋田県横手市山内土渕字板井沢4番地 破産者 水沢 信孝 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所横手支部	令和6年(フ)第2747号 横浜市旭区今宿東町807番地 今宿ハイツ11 棟208号 破産者 村山 義照 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
令和6年(フ)第268号 福島市大森字北内町41番地の5 破産者 影浦源之助 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所	令和6年(フ)第2793号 神奈川県藤沢市鶴沼海岸6丁目15番8-201 号 破産者 浅場 喜道 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第4号 福島市野田町字台71番地の2 1 破産者 小賀坂 瞳 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所	令和6年(フ)第2933号 横浜市港南区野庭町124番地1 第3大寿マ ンション10A 破産者 水島 正 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第4号 福島県南相馬市原町区上町2丁目27-2 ベ シュールⅡ 107号室、住民票上の住所福島 県南相馬市原町区馬場字下中内402番地の2 破産者 木幡 圭介 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所相馬支部	令和6年(フ)第3029号 横浜市緑区中山1丁目6番11-902号 破産者 萩田 和博 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第2258号 横浜市鶴見区東寺尾2丁目21番24-301号 破産者 富澤いさむ 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第3052号 横浜市南区六ツ川3丁目85番地6 横浜パー クタウンF906号室 破産者 三浦あかり	1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
令和6年(フ)第669号 神奈川県足柄下郡箱根町宮城野885番地の3 破産者 畠山 英樹 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和6年(フ)第66号 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山2355番地3 フィツム106 破産者 大野佳奈子	1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第501号 静岡県浜松市中央区高丘西1丁目20番44号 アブリコットハウスⅠ202号 破産者 佐々木明美 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係			

令和6年(フ)第147号	1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和6年(フ)第337号	滋賀県高島市今津町松陽台2丁目17番地3 破産者 アルゴーこと 江角 浩行 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第27号	大津市大平2丁目6番4-202号、営業所所在地大津市粟津町9番23号 メイゾンビル 破産者 カラオケ・バーy o uこと 藤巻 夕子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和6年(フ)第827号	京都市南区吉祥院中島町39番地 ピーノ京都西大路105号 破産者 前田 初美 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1467号	京都市左京区聖護院山王町43番地2 バレス テート日生熊野211 破産者 川村 千里

1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第22号 香川県さぬき市鴨部6867番地2 破産者 山下 和彦 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和6年(フ)第3600号	大阪市都島区都島本通2丁目14番7号 リバティー都島 404号 破産者 松本 昭彦 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1号	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田1617番地の11 破産者 スタジオすばっこ 射場 順子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所田辺支部
令和6年(フ)第130号	広島県呉市西川原石町21番54号 破産者 佐藤 泰貴 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所呉支部
令和6年(フ)第50号	山口県岩国市由宇町西1丁目20番15号 破産者 上原 文恵 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第2号 香川県さぬき市鴨部6867番地2 破産者 山下 和彦 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年(フ)第4号 千葉県鴨川市八色65番地2 破産者 藤浪沙友里(旧姓前村) 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所館山支部破産係
令和6年(フ)第187号 高知市針木本町26番14号 破産者 川村 真由 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係	令和7年(フ)第15号 茨城県日立市会瀬町2丁目20番33-102号 破産者 衛藤 豊 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所日立支部
令和6年(フ)第215号 高知市介良乙542番地 ヴィラソレイユ603、 旧住所高知市布師田3604番地1 B棟304号 破産者 峰本 直季 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係	令和6年(フ)第44号 千葉県館山市大賀1009番地 破産者 中村 涼 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所館山支部破産係
令和6年(フ)第279号 奈良県大和高田市南今里町6番23号 今村住宅 破産者 三九加代子(旧姓森口) 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和6年(フ)第295号 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷974番地10、 前住所和歌山県橋本市あやの台1丁目33番地の4 破産者 泉平 康王 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和6年(フ)第522号 宮崎市大塚町田淵ケ原4037番地1 破産者 下田 郁代 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係	令和6年(フ)第527号 宮崎市学園木花台南1丁目11番地3 破産者 當瀬 咲子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
令和6年(フ)第522号 宮崎市大塚町田淵ケ原4037番地1 破産者 下田 郁代 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係	令和6年(フ)第317号 奈良県橿原市木原町70番地の1 ロイヤルハイツ橿原205 破産者 岡崎 悅夫 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第16号	奈良県宇陀市榛原天満台西3丁目37番の8 破産者 上西 育隆 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第1号	北海道標津郡中標津町東19条南6丁目5番地 富士マンション3 破産者 佐藤 勝則 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所根室支部
令和7年(フ)第5号	北海道野付郡別海町別海川上町140番地の3 破産者 渡邊真理恵 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所根室支部
令和6年(フ)第352号	奈良県生駒市さつき台1丁目515番地2 ベルコート C-101 破産者 寺西 雅樹 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第388号	奈良県大和郡山市北郡山町194番地1 シティハイム明希102 破産者 鍋田 一 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第393号	奈良市南永井町132番地の45 アビタシオン 奈良A棟102号 破産者 藤田 利夫 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第403号	奈良市大安寺3丁目4番50-201号 破産者 森 重文 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第435号	奈良県天理市三昧田町201番地 破産者 赤沢美恵子 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第437号	奈良県山辺郡山添村大字北野1228番地の1 破産者 誠興業こと 井倉 誠 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第438号	奈良市西登美ヶ丘6丁目26番40-103号 破産者 N s t y l e こと 中城 潤 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第440号	奈良市四条大路3丁目3番24号 破産者 南 宇三郎 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第442号	奈良市鳥見町4丁目1番地の2 富雄団地 5-303号 破産者 伊藤 燐 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第443号	奈良市桂木町18番209号 破産者 山野司眞子 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第446号	奈良市大宮町4丁目260番地の1 シティ コーブ新大宮306号 破産者 長谷川百合子 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第447号	奈良市般若寺町182番地 破産者 春田 公代 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第11号	奈良県大和郡山市西田中町10番地1 エミフル 大和郡山212号室 破産者 高岡 紗希 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第27号	奈良県吉野郡大淀町大字北野135番地の11 破産者 中前 好弘 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所五條支部
令和7年(フ)第28号	福岡県久留米市西町510番地 堀川病院、住 民票上の住所福岡県久留米市西町497番地5 コスマスハイツ103号 破産者 甲斐 政明 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第71号	福岡県小郡市大保1528番地1 サンシャイン ヒルズ103号 破産者 瀧本 将久 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和6年(フ)第2360号	札幌市北区新川6条15丁目6番6-307号 破産者 亀田 和憲 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第154号	札幌市東区北23条東10丁目3番23号 サン コート元町103号 破産者 畑 裕子
1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第203号	札幌市手稲区前田10条14丁目2番27号 ウエ ストタウンカワウチ201号 破産者 佐々木優二 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第208号	札幌市豊平区月寒中央通11丁目7番1-206 号、開始決定時の住所札幌市東区東苗穂1条 3丁目3番3-201号 破産者 田村 和久 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第257号	札幌市東区北19条東15丁目2番14号 クルー ズハウス北19条B棟205号 破産者 川越 善久 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第269号	札幌市南区石山2条6丁目5番1号 破産者 松本 悠 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第363号	札幌市厚別区もみじ台南4丁目1番8-502 号 破産者 佐藤史歩子 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第368号	札幌市東区北35条東15丁目2番21号 フレン ドハイム403号 破産者 野田美智子 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部

- 令和7年(フ)第384号
札幌市豊平区平岸1条7丁目4番3-306号
破産者 山田 涼平
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
- 令和7年(フ)第7号
青森県十和田市東十二番町10番2号
破産者 鶴田 翔真
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部
- 令和6年(フ)第1296号
宮城県岩沼市たけま3丁目7番6号 パークメゾン13B202
破産者 昆 靖典
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
- 令和6年(フ)第1297号
宮城県岩沼市たけま3丁目7番6号 パークメゾン13B202
破産者 昆 友美
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
- 令和6年(フ)第1324号
仙台市青葉区上杉3丁目5番18号 サンフォレスト上杉A棟201
破産者 熊谷 浩幸
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
- 令和7年(フ)第53号
仙台市太白区八木山南3丁目1番地の40
ディアス 桂102
破産者 後藤 史衣
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
- 令和7年(フ)第114号
仙台市太白区太白3丁目1番2-103号、従前の住所仙台市青葉区郷六字葛岡下18番地の6
破産者 我妻しげ子

- 1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
- 令和7年(フ)第176号
仙台市泉区八乙女中央3丁目8番21-104号
破産者 伊藤ゆり恵
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
- 令和7年(フ)第224号
仙台市若林区土樋5番地 H2ビル4G、従前の住所仙台市若林区荒井4丁目25番地の20
ボヌール荒井V-103
破産者 笠井 有成
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
- 令和7年(フ)第226号
仙台市青葉区旭ヶ丘3丁目20番11号 コーポサンパレス101
破産者 小笠原由美子
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
- 令和7年(フ)第241号
仙台市若林区河原町1丁目6番7号 高畔ハイツB-201
破産者 阿部 恵子
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
- 令和7年(フ)第23号
福島県会津若松市錦町3番9号 市営住宅2棟11号
破産者 半田 英夫
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係
- 令和7年(フ)第3号
茨城県稲敷市岡飯出390番地1 曙運輸社宅206号室
破産者 綱中 洋晴
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
- 令和7年(フ)第14号
茨城県取手市小文間4233番地18
破産者 折原 初江
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
- 令和7年(フ)第18号
茨城県龍ヶ崎市7602番地2
破産者 阿部 祐子
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
- 令和7年(フ)第20号
茨城県龍ヶ崎市5210番地1 F棟202号室
破産者 中臺 雅彦
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
- 令和7年(フ)第22号
茨城県牛久市上柏田1丁目22番地10
破産者 大林 貴子
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
- 令和7年(フ)第27号
茨城県牛久市刈谷町1丁目87番地(ハイネス牛久201)
破産者 大平シゲ子
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
- 令和6年(フ)第1731号
さいたま市中央区本町東4丁目18番11-204号
破産者 高橋 美佳
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第125号
さいたま市緑区原山4丁目11番1号 4-503、旧住所さいたま市緑区原山4丁目33番26号 ニュー篠原ハイツ103
破産者 堀内 将吾

- 1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第126号
さいたま市緑区原山4丁目11番1号 4-503、旧住所さいたま市緑区原山4丁目33番26号 ニュー篠原ハイツ103
破産者 堀内さおり(旧姓佐藤、清水)
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第164号
さいたま市北区日進町3丁目244番地4
破産者 鈴木 廉
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第173号
さいたま市見沼区春野4丁目26番地11
破産者 加藤 宏恵
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第195号
さいたま市南区文蔵3丁目27番6号 IUSビル4F
破産者 佐藤 洋二
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第200号
さいたま市緑区芝原3丁目14番地1 あんしんホーム浦和芝原
破産者 池田 憲二
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第218号
埼玉県川口市戸塚鋸町24番5号 ソルデンテ21 302号
破産者 藤田 美保
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第229号 さいたま市南区辻8丁目10番13-106号 破産者 高野 祐子 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和7年(フ)第232号 さいたま市南区白幡6丁目7番6-111号 破産者 高橋 桂介 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第254号 埼玉県上尾市東町2丁目4番10号 破産者 秋元真由美 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉県千葉市安馬谷3329番地10 破産者 小野寺里江	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第44号 埼玉県深谷市東方町3丁目34番地2 シルクハイツ持田B-203号 破産者 茂木 好男 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉県香取市八日市場972番地9 ロビンズ102 破産者 奥津 雄仁	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡県富士市本町15番27号 アーバンマンション407号 破産者 森田 幸子
令和7年(フ)第46号 埼玉県羽生市南羽生3丁目21番地3 4-304 破産者 村松ひろみ 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉県千葉市柚木138番地の1 グレイス式番館103号、前住所静岡県富士市柚木199番地の1 シャンテフジ102号 破産者 工藤千代子	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第47号 埼玉県比企郡小川町大字小川714番地1 ツインヴィラA102 破産者 吉田 竜 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所都留支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第51号 埼玉県深谷市稻荷町1丁目4番22号 カーサデエムイーエムズ 201号、旧住所埼玉県深谷市上野台3014番地1 上野台ビル101号 破産者 田中 洋子	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜県大垣市室村町1丁目152番地1 笑樂乃郷 大晃 おおがき、開始決定時の住所岐阜県大垣市墨俣町墨俣255番地1 住宅型有料老人ホームあっぱれ 102号室、(前住所)岐阜県大垣市本町1丁目81番地 破産者 大橋八寿子	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第54号 埼玉県深谷市普済寺1119番地13 破産者 門井 久子(旧姓小暮) 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第11号 静岡県富士市錦町1丁目8番6号 小林マンション201号 破産者 植松 和広 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第26号 静岡県富士市本町15番27号 アーバンマンション407号 破産者 森田 幸子 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第31号 愛知県春日井市坂下町1丁目960番地3 メゾン坂下306 破産者 原橋 賢司 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第390号 愛知県春日井市岩成台6丁目2番地1 38号棟401号室、従前の住所愛知県春日井市中央台4丁目1番地2 213号棟403号室 破産者 大村 栄治 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第394号 愛知県春日井市岩成台6丁目2番地3 18号棟305号室 破産者 永井 祥太 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第423号 名古屋市天白区植田3丁目1209番地の1 サンテラスタカギ305号 破産者 成瀬みどり 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第425号
名古屋市千種区千種2丁目3番35号 サンルーム千種618号
破産者 山口 敏彦
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第33号
愛知県岩倉市中央町1丁目58番地 グランドウールK・A205号、前住所愛知県岩倉市南新町五反田1015番地34
破産者 谷川恵利香
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(フ)第17号
京都府亀岡市篠町淨法寺中村3番地1 イーストワン202号
破産者 戸津 麻里
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係
令和6年(フ)第1096号
堺市西区草部236番地 草愛マンションA302号
破産者 速水 宣子
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1126号
大阪府藤井寺市沢田4丁目8番57号、前住所
大阪市生野区林寺4丁目7番26号 L a u l e' a 天王寺東 406号
破産者 打越 拓海
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1143号
大阪府富田林市若松町1丁目16番1号 (304)
破産者 村井 和代(旧姓角田)
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1161号
堺市中区東八田3番地3 フォーリストナノ207号、申立時の住所堺市堺区中三国ヶ丘町6丁2番19号 酒井方
破産者 長谷川美羽胡

1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第35号
堺市堺区中安井町1丁4番10-806号
破産者 中林 勇
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第40号
堺市美原区南余部438番地5
破産者 紺谷 龍星
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第48号
大阪府藤井寺市大井3丁目12番19号
破産者 船越 凌
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第53号
堺市北区新金岡町4丁4番6-106号
破産者 アスティトータルサポートサービスこと 景利 修久
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第63号
大阪府河内長野市小山田町582番地の7
破産者 南島とみ子
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第84号
堺市堺区出島海岸通2丁2番5号
破産者 松波 洋子
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第89号
堺市西区浜寺船尾町西1丁45番地1
破産者 江口 昌利
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第90号
大阪府松原市小川5丁目6番25号、前住所
大阪府松原市一津屋3丁目7番32-101号
破産者 小林 凌
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第91号
大阪府藤井寺市野中1丁目233番地の4の203
破産者 岡田 勝也
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第97号
大阪府富田林市平町2丁目8番34号、住民票
上の住所大阪府岸和田市野田町1丁目14番
36-107号
破産者 恋泥棒こと 小倉 隆寛
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第102号
大阪府河内長野市小山田町582番地の7
破産者 南島とみ子
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第104号
堺市美原区南余部132番地37
破産者 遠本 純
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第105号
堺市東区高松122番地 大阪府営高松団地1
棟207号
破産者 中西貴美子
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第107号
堺市堺区戎之町西2丁2番3-302号
破産者 藤井 照之
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第113号
大阪府富田林市高辻台3丁目4番58-201号
破産者 堀南設備こと 三池 智久
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第118号
堺市中区深井中町1135番地10、開始決定時の
住所堺市東区日置荘西町1丁34番4-303号
破産者 會田 香織
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第130号
大阪府大阪狭山市西山台4丁目3番26-102号
破産者 川口 隆
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第131号
大阪府藤井寺市沢田2丁目8番14-301号
破産者 佐藤 幸広
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第135号
大阪府柏原市玉手町18番61-401号 玉手山
グリーンハイツ
破産者 中村 徹朗
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第139号
堺市堺区中三国ヶ丘町7丁3番11号
破産者 清水 晶
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第146号
大阪府松原市三宅西3丁目258番地の2 (203
号)
破産者 上沢 祐治
1 決定年月日 令和7年5月13日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第153号 大阪府藤井寺市道明寺5丁目5番17-101号、 前住所大阪市平野区瓜破6丁目7番2号 破産者 佐々木博美 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第165号 堺市南区新檜尾台1丁3番17号 破産者 宇治原 信 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第24号 兵庫県明石市藤江85番地の2 第1コーポ富士 破産者 小林 徹平 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第38号 兵庫県明石市野々上1丁目11番地の21 入江方、 前住所兵庫県加古川市野口町古大内151番地の1 グラースルミエール202号 破産者 小島 桃子(旧姓入江) 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第39号 兵庫県明石市新明町8番38号 ベルビュ新明107号、前住所兵庫県明石市太寺3丁目6番5号 シャルル太寺202号 破産者 水元 優衣 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第49号 神戸市西区伊川谷町別府773番地 2-113号 破産者 貞砂 国人 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1022号 広島市西区南観音5丁目5番4号 破産者 御牧 彩加	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1128号 広島市西区横川町3丁目11番26-202号 破産者 西村 光子 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第1205号 広島市東区戸坂町3番16-601号 破産者 名本 佑太 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第1211号 広島市安芸区船越南3丁目24番9-405号 破産者 中野 理沙 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第16号 広島市中区本川町2丁目3番26-404号 破産者 中川 晃 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第16号 広島市中区竹屋町7番8-403号 破産者 平松 明美 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第25号 広島市安芸区瀬野2丁目3番2-5-102号 プロムナード瀬野B 破産者 平林裕太郎 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第41号 広島市中区舟入幸町16番16-303号メタリックビィラ 破産者 中川 竜二 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第61号 広島市安佐南区緑井7丁目14番9-302号 破産者 高橋 悠貴 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第43号 広島市安佐南区山本7丁目26番51-101号 破産者 山口 健太	令和7年(フ)第43号 広島市東区上温品2丁目17番9号 1F 破産者 岡崎 萌 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第43号 広島市東区上温品2丁目17番9号 1F 破産者 岡崎 萌 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第48号 広島県廿日市阿品台西4番25-201号 破産者 正畠美佐子 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第17号 広島県福山市城見町1丁目2番27-502号、 旧住所広島県福山市高美台15番3号 破産者 谷隈 香織 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	令和7年(フ)第18号 広島県福山市吉津町1番23-303号、旧住所 広島県福山市伊勢丘8丁目16番32号 破産者 清水 康行 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	令和7年(フ)第22号 広島県福山市緑陽町1丁目8番19号 破産者 土屋 操 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	令和7年(フ)第31号 福岡県久留米市青峰2丁目8番17号 破産者 野田 恵仁 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第56号 広島市安佐南区緑井7丁目14番9-302号 破産者 高橋 悠貴 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第62号 広島市中区竹屋町7番8-403号 破産者 平松 明美 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第63号 広島市安佐北区可部東3丁目17番11号 破産者 砂川 路世 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第56号 福岡県久留米市荒木町白口2358番地11 破産者 中岡美貴子(旧姓矢山) 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第10号 広島市西区南観音5丁目5番4号 破産者 御牧 彩加	令和7年(フ)第75号 広島市東区上温品2丁目17番9号 1F 破産者 岡崎 萌 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第10号 広島県福山市木之庄町1丁目3番23-305号 破産者 丸川 町美	令和7年(フ)第63号 福岡県久留米市国分町1618-2 グループ ホームL i n k、住民票上の住所大分県速見 郡日出町大字藤原1071番地 破産者 藤川 巧 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第64号
 福岡県うきは市吉井町鷹取1218番地2 カーサ・サグラートⅠ202
 破産者 内山 一広
 1 決定年月日 令和7年5月13日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第69号
 福岡県久留米市津福本町1536番地1
 破産者 三嶋 修司
 1 決定年月日 令和7年5月13日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第75号
 福岡県久留米市三潴町草場55番地11
 破産者 末永 康平
 1 決定年月日 令和7年5月13日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第78号
 福岡県久留米市南3丁目14番3-305号
 破産者 向島 泉
 1 決定年月日 令和7年5月13日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第5号
 福岡県八女市室崎1302番地25 A-2号、前住所福岡県久留米市国分町1311番地3 アーレグレイヒルズ307号
 破産者 池田 博和
 1 決定年月日 令和7年5月13日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福岡地方裁判所八女支部破産係

令和7年(フ)第37号
 大分市下郡東1丁目7番16号カーサ・フレーチェ103、開始時の住所大分市大字下郡1560番地の2 コーポトライ203
 破産者 幾田 潤
 1 決定年月日 令和7年5月13日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第3号
 沖縄県石垣市字新川438番地1
 破産者 池城 春江
 1 決定年月日 令和7年5月13日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 那覇地方裁判所石垣支部

令和7年(フ)第5号
 北海道白老郡白老町川沿2丁目448番地9
 サンコーポラス1-403
 破産者 黒川 雅博
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和7年(フ)第10号
 北海道登別市美園町5丁目21番地12 メゾンドファミーユ美園204、前住所札幌市西区二十四軒3条5丁目7番7号 Cas a Cu a rta105号
 破産者 金谷 修斗
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和6年(フ)第462号
 北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町285番地1
 破産者 坂本 通人
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 函館地方裁判所

令和7年(フ)第56号
 函館市堀川町13番2号
 破産者 辻本 儀範
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 函館地方裁判所

令和7年(フ)第74号
 函館市昭和4丁目44番14号
 破産者 高田ちなみ
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 函館地方裁判所

令和7年(フ)第78号
 函館市榎本町22番11号 宇佐川アパート 2F右
 破産者 工藤 清貴
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 函館地方裁判所

令和7年(フ)第19号
 北海道帯広市西17条南4丁目2番15号 エスレイアⅡ303号室
 破産者 奥山 拓海
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 鉾路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第6号
 北海道標津郡中標津町東39条北6丁目10番地
 破産者 河嶋 敏彦
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 鉾路地方裁判所根室支部

令和7年(フ)第7号
 北海道標津郡中標津町東39条北6丁目10番地
 破産者 河嶋 泳香(旧姓中村)
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 鉾路地方裁判所根室支部

令和7年(フ)第15号
 青森市大字三内字稻元5番地3 渡辺アパート1号
 破産者 福井あき子
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第15号
 青森県南津軽郡藤崎町大字神字和田114番地1 柴田方、旧住所青森県弘前市大字泉野五丁目12番地5
 破産者 石田 華生(旧姓中村)
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第17号
 青森県弘前市大字桜ヶ丘2丁目5番地1、旧住所岩手県九戸郡洋野町種市第十八地割11番地3 Sun house B棟
 破産者 小山内綾香(旧姓龜若)
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第20号
 青森県弘前市大字千年4丁目6番地11
 破産者 藤田 大輝
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第26号
 青森県南津軽郡藤崎町大字神字種元68番地1
 破産者 高木 倫央
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第167号
 宮城県塩竈市白菊町2番8号
 破産者 小原 透
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第30号
 福島市笛木野字鎌古屋東23番地市住5号
 破産者 宮戸 幸子
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福島地方裁判所

令和7年(フ)第35号
 福島県伊達市梁川町字北本町2番地3
 破産者 栗原 和樹
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福島地方裁判所

令和7年(フ)第54号
 福島県本宮市本宮字柳ノ内46番地3
 破産者 平 庄一
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第44号
 茨城県水戸市姫子1丁目78番地の7 トキワハイム101号
 破産者 前嶋真喜枝
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第49号
 茨城県ひたちなか市十三奉行1974番地11
 破産者 斎藤 悅子
 1 決定年月日 令和7年5月14日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第12号	茨城県日立市久慈町4丁目11番26号 破産者 鈴木 宏康 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第26号	茨城県龍ヶ崎市4934番地 破産者 田山美津子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第30号	茨城県龍ヶ崎市城ノ内2丁目4番地10 ピタ エターナル102号室 破産者 路川 悠生 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第17号	群馬県前橋市朝日町3丁目34番4号 破産者 土田 佳美 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第48号	群馬県前橋市箱田町984番地1 破産者 高橋 幸子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第49号	群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬656番地、開始決定時の住所群馬県前橋市下細井町138番地2 M's LAB 302号 破産者 成瀬千代子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第50号	群馬県前橋市下新田町768番地 F-123号 破産者 土屋 輝幸 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第51号	群馬県佐波郡玉村町大字上之手2153番地1 セレソローサA201 破産者 羽鳥 光 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第112号	千葉県茂原市八千代1丁目10番地6 (グレー スコート101) 破産者 加藤まりす (旧姓名島) 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所一宮支部破産係
令和7年(フ)第23号	千葉県いすみ市大原9482番地2 破産者 渡辺 優人 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所一宮支部破産係
令和6年(フ)第2248号	東京都東久留米市東本町11番9号マルシンハ イツ305号 破産者 梶 めぐみ 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第131号	東京都福生市大字福生2299番地4 武藏野ヒル ズ301号室 破産者 三堀 亮 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第177号	東京都西東京市田無町4丁目9番2-203号 破産者 伊東 祐介 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第229号	東京都立川市栄町3丁目24番地の7 破産者 河野 晃 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第281号	東京都八王子市大和田町1丁目2番6-202 号南原台団地 破産者 結城 剛史 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第298号	東京都西東京市保谷町2丁目5番10号コープ むつみ101号 破産者 戸塚 博和 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2647号	横浜市金沢区並木1丁目21番1-102号 破産者 高橋 妙子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2655号	神奈川県藤沢市宮原3379番地の27 破産者 吉澤奈津美 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2992号	横浜市青葉区たちはな台2丁目7-3 たち ばな台寮、住民票上の住所横浜市緑区西八朔 町68番地11 破産者 穂澤 篤史 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第3032号	神奈川県大和市鶴間1丁目8番4号 プラ ジュ鶴間101 破産者 賴住 則和 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第3054号	横浜市青葉区すみよし台36番地24 アステリ ア青葉台208 破産者 村田 啓子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第156号	横浜市南区中村町3丁目211番地 横浜市中 央浩生館406号室 破産者 原田 高行 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第165号	横浜市港南区芹が谷5丁目25番40号 破産者 平神 佑 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第183号	横浜市瀬谷区相沢4-10-1 クボタハイツ 101、住民票上の住所東京都町田市野津田町 3722番地16 破産者 久保 直哉 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第193号	神奈川県藤沢市辻堂東海岸4丁目11番6号 R i g h t湘南201 破産者 下平 貴弘 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第238号	横浜市緑区長津田みなみ台1丁目2番地 県 営長津田アパート10-201 破産者 篠田 朝美 (旧姓岡) 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第280号	横浜市港北区大曾根1丁目6番14号 ダイユー41番館104 破産者 假屋 真美 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第311号	横浜市戸塚区平戸町1174番地1 県営平戸高層アパート5棟411号 破産者 大山 鶴彦 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第316号	横浜市港北区大倉山4丁目31番8-110号 破産者 厚見 伸龍 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第354号	横浜市鶴見区下末吉5丁目23番34号 破産者 武藤茉莉亜 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第360号	横浜市瀬谷区宮沢2丁目44番地1 コズミックシティ宮沢第1 C-202 破産者 佐藤 英介 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第386号	神奈川県茅ヶ崎市堤2097番地4 破産者 吉屋 省吾(旧姓柏) 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第387号	神奈川県茅ヶ崎市堤2097番地4 破産者 吉屋加津子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第402号	神奈川県海老名市東柏ヶ谷2丁目26番35-2A号 破産者 松原千鶴子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第491号	横浜市栄区若竹町46番11号 ピュアハウス若竹202 破産者 高野 智子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第508号	横浜市神奈川区三ツ沢上町6番8-304号 破産者 林 弘明 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第22号	神奈川県秦野市鶴巻南5丁目9番14号 山口荘 201号 破産者 小田 俊太 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第71号	神奈川県厚木市戸室4丁目18番3号 破産者 涌井 光男 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和6年(フ)第25号	富山県黒部市三日市3846番地 ウエルシャン寺町A201号、住民票上の住所富山県魚津市経田中町1番38号 破産者 矢野 哲男 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所魚津支部
令和7年(フ)第2号	富山県射水市作道205番地1 M'sヴィレッジII-203、前住所富山県富山市長江本町5番29号 破産者 河村 健一 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第1号	静岡県下田市立野361番地の1 101号室、前住所静岡県下田市立野129番地の1 101号室 破産者 小川 弘之 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所下田支部
令和6年(フ)第286号	三重県亀山市天神3丁目12番48号1 破産者 常恒 恵子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第2号	三重県津市修成町16-1 三重刑務所内、住民票上の住所岐阜県海津市南濃町山崎1085番地10 破産者 牧野潤一朗 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第7号	三重県津市一志町其倉287番地、前住所三重県津市野田21番地309 破産者 林 みゑ子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所破産係
令和6年(フ)第6126号	大阪市東成区大今里西1丁目20番2号 今里ハイツ 302号 破産者 安東 鳴美 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第390号	大阪府門真市城垣町22番5号 ロイヤル富士302号 破産者 中村 大造 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第439号	大阪市東淀川区豊里4丁目5番13-207号、前住所大阪府摂津市一津屋2丁目27番9-206号 破産者 中本 莉菜 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第449号

大阪市生野区新今里4丁目10番10-609号

破産者 中川 勇二

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第512号

大阪府寝屋川市秦町38番22号(202号)

破産者 植村工業こと 植村 卓

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第515号

大阪市住吉区我孫子5丁目7番1-506号、

前住所大阪市住吉区杉本1丁目2番1-705号

破産者 豊嶋 伸敏

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第527号

大阪市平野区加美北2丁目3番4号 Sea the Stars 101

破産者 影山 幸生

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第529号

大阪府東大阪市大蓮東1丁目12番24号 ファ

ヴール弥刀 203号

破産者 小西 愛子

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第547号

大阪市西淀川区歌島2丁目9番15号 林文化

106号室

破産者 小谷 法子

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第550号

大阪府八尾市南本町3丁目1番5-502号、

前住所大阪府八尾市北龜井町2丁目7番23号

2F

破産者 竹本 英司

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第559号

大阪市港区南市岡2丁目7番10号 102号、

前住所大阪市生野区生野西4丁目1番29号

小谷ハイム 3号

破産者 西野 茜

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第560号

大阪市東成区中本2丁目3番18-1013号

破産者 木下 真紀

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第587号

大阪市住吉区遠里小野3丁目1番19号 関西

ドリームハイツⅡ 601号

破産者 杉本 幸平

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第593号

大阪府枚方市香里ヶ丘5丁目7番地(1-202)

破産者 山本早奈恵

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第609号

大阪市鶴見区安田2丁目3番39号 庵つるみ

401号

破産者 新山 久和

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第614号

大阪府八尾市上之島町南6丁目3番地の5

東口マンション3F3B号

破産者 鈴木 佳子(旧姓峰山)

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第633号

大阪市都島区内代町1丁目6番28号

破産者 中埜美津男

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第657号

大阪市西成区天下茶屋北1丁目3番19号 ひ

きふね

破産者 西山 正明

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第674号

大阪市北区長柄中1丁目1番2-305号

破産者 田中 都子

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第678号

大阪府守口市滝井元町2丁目4番17-301号、

前住所・事業所所在地大阪府守口市東光町3丁目20番11号

破産者 奄美沖縄物産武田商店こと 武田 浩介

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第702号

大阪府豊中市原田元町2丁目18番1号 211号

破産者 木原 孝

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第703号

大阪府守口市南寺方東通2丁目11番31-101号

破産者 島田栄次こと 金 栄次

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第725号

大阪市住吉区苅田4丁目7番4-302号

破産者 遠山 雅一

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第746号

大阪市東淀川区柴島2丁目23番20-408号

破産者 中元 政孝

法定代理人成年後見人 浦野 智文

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第752号

大阪府枚方市三栗2丁目2番16-703号、前住所大阪府枚方市牧野阪2丁目7番36-202号

破産者 野村多加友

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第760号

大阪市東淀川区豊里2丁目1番1-1102号

破産者 横山 綾視

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第770号

大阪府高槻市津之江町1丁目15番3号

破産者 平山 佳子

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第775号

大阪市住吉区東粉浜2丁目1番28号 西帝塚山ハイツ 102号

破産者 宮本 洋子

1 決定年月日 令和7年5月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第791号
大阪市東成区中本2丁目7番15号 レジデンス
ス朝日 301号
破産者 和泉マキこと 金 マキ
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第807号
大阪市住吉区殿辻2丁目2番27-406号 野村ビル
破産者 山田 拓郎
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第829号
大阪府高槻市日向町32番4号 パライソはやしⅡ4C号
破産者 三宅 葉子
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第878号
大阪市東淀川区東中島5丁目18番17号 泉マンション 201号
破産者 山田 一男
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第10号
兵庫県揖保郡太子町立岡273番地6
破産者 長谷川 円
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第11号
兵庫県揖保郡太子町東南730番地2、従前の住所兵庫県姫路市香寺町須加院220番地57
破産者 森本 利洋
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和7年(フ)第12号
兵庫県揖保郡太子町矢田部387番地1
破産者 山本 良平
神戸地方裁判所龍野支部

1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和7年(フ)第13号
兵庫県宍粟市一宮町河原田99番地
破産者 山本 浩司
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和7年(フ)第24号
鳥取県米子市米原8丁目14番54-405号
破産者 浦富光太郎
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(フ)第30号
岡山県倉敷市船穂町船穂1877番地2、破産手続開始時の住所岡山市中区倉富108番地3
破産者 山田 義己
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第33号
岡山市北区御津川高195 矢鍋禎一方、住民票上の住所岡山市北区下中野371番地10
シャルマンTANAKA106号室
破産者 藤原久美子(旧姓三村)
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第42号
岡山県備前市三石2791番地1 深谷莊、旧住所兵庫県姫路市市川台2丁目1番地 市営市川住宅2棟2091号
破産者 松下 安子
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第54号
岡山市中区高屋473番地13 RITAハウス高屋
破産者 西谷佳那子
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第55号
岡山市北区奉還町3丁目2番14号
破産者 加納 篤史
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第67号
岡山市南区福吉町19番29号 202号、旧住所
岡山市北区津高1533番地33
破産者 日高征三郎
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第789号
広島市中区白島中町1番17-405号
破産者 佐藤衣代里
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1110号
広島市安佐北区可部8丁目3番54-3号
破産者 越智 和義
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第11150号
広島市中区十日市町2丁目1番25-1019号
破産者 向井 修
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1171号
広島県安芸郡府中町宮の町2丁目12番7号
102号
破産者 田中あすか
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1204号
広島県安芸郡熊野町中溝4丁目5番14-101
号
破産者 餅川 宏樹
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1220号
広島県廿日市市平良2丁目12番23号 102
破産者 金屋 智裕
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1228号
広島市南区宇品海岸3丁目9番43号
破産者 市川 弘行
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1236号
広島県安芸郡府中町宮の町4丁目20番9号
C102
破産者 栗原 貴次
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1244号
広島市佐伯区皆賀2丁目10番34-103号
破産者 田中 優至
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1252号
広島市西区南観音7丁目3番17号
破産者 兼山 達見
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第7号
広島市中区大手町5丁目7番23-402号
破産者 河野 直記
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第26号
広島県東広島市西条町西条187番地1 シヤ
ローム丸山5号
破産者 蕎麦田紀代香
1 決定年月日 令和7年5月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第40号 広島市佐伯区五月が丘1丁目12番22号 破産者 下出 千恵 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1号 山口県下関市稗田北町15番ウー403号 県営 住宅 破産者 松田みどり 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係	令和7年(フ)第40号 愛媛県松山市高岡町362番地1 シュピーレ ン空港通A201号 破産者 宮本 陽子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第52号 広島県東広島市安芸津町三津2564番地1 工 メローズ安芸津2号棟101号 破産者 迫井 良江(旧姓吉田) 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第16号 山口県下関市栄町12番21号 破産者 永井 友基 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係	令和7年(フ)第42号 愛媛県松山市北条辻1415番地10 破産者 瀬尾明日香 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第64号 広島市佐伯区八幡東1丁目28番1号 破産者 富原 学 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第129号 香川県善通寺市弘田町220番地1 破産者 竹内 尚希 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所丸亀支部	令和7年(フ)第44号 愛媛県松山市溝辺町252番地2 破産者 岩本貴美子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第69号 広島県廿日市市市峰1125番地25 破産者 久保 知一 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第144号 香川県丸亀市土器町東2丁目127番地 平林 住宅南 破産者 東 千代美 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所丸亀支部	令和6年(フ)第269号 高知市鴨部921番地5 第5つともコーポ221 号室、住民票上の住所高知市北高見町42番地 1 破産者 久保 寛倫 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第72号 広島県廿日市市平良2丁目12番60号(106) 破産者 上田 風斗 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第28号 香川県丸亀市田村町1487番地1 パナハイツ サニービーB棟105号 破産者 萩原 栄 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所丸亀支部	令和7年(フ)第1号 高知市桟橋通3丁目10番12号 メゾンタンド ル303 破産者 中岡 愛美 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第74号 広島市安佐南区川内3丁目16番15-4-202 号 破産者 尾田みゆき 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第390号 愛媛県松山市下伊台町520番地18 破産者 三好 真史 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第7号 高知市一宮西町2丁目14番15-1号 カサ・ リボーソB-2 破産者 北岡 正 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第99号 広島市西区大宮2丁目5番8-401号 破産者 新 勝年 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第24号 愛媛県伊予郡松前町大字筒井1253番地 破産者 高松 昭彦 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第3号 高知県四万十市楠島945番地3 ビレッジハ ウス楠島2号棟402号室、旧住所愛媛県宇和 島市津島町高田甲2885番地 破産者 原 千恵

令和7年(フ)第15号 佐賀県武雄市朝日町大字甘久671番地 パシ フィック武雄203号 破産者 菅原 妙子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第17号 佐賀県伊万里市二里町八谷搦808番地 6 破産者 前山 秀太 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第18号 佐賀県伊万里市二里町八谷搦1219番地 1 S UMCO二里第二寮A105号 破産者 村上 智彦 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第7号 大分県豊後高田市高田2096番地 6 破産者 代 聰子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所中津支部破産・再生係
令和7年(フ)第11号 大分県宇佐市大字四日市3021番地の1 市営 小峰団地400棟423号 破産者 末松 正 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所中津支部破産・再生係
令和7年(フ)第85号 宮崎市大字糸原2478番地 3 破産者 中原 敏子 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
小規模個人再生による再生計 画認可
令和6年(再イ)第75号 大津市滋賀里3丁目9番19号 再生債務者 木村 友哉

1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月21までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月14日 大津地方裁判所民事部再生係
令和6年(再イ)第40号 奈良県天理市西長柄町408番地 1 再生債務者 木村 博之 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月23までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日 奈良地方裁判所
令和6年(再イ)第31号 青森県むつ市川内町川内313番地 再生債務者 八戸 敏久 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月24までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月14日 青森地方裁判所川内支部個人再生係
令和6年(再イ)第32号 青森県むつ市川内町川内313番地 再生債務者 八戸 麻友 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月24までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月14日 青森地方裁判所民事部再生係
令和6年(再イ)第36号 福岡県久留米市大善寺町夜明1231番地11 再生債務者 甲斐田悠弥 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月24までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第4号 兵庫県明石市小久保5丁目9番地の5 プレ ステージ西明石パークサイド102号 再生債務者 尼野 秀典 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第17号 青森県八戸市大字大久保字長沢8番地68 再生債務者 山内 知樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日 青森地方裁判所八戸支部個人再生係
令和6年(再イ)第174号 さいたま市桜区大字上大久保684番地16 再生債務者 大久保康克 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日 さいたま地方裁判所第3民事部
令和5年(再口)第20号 神奈川県大和市南林間4丁目13番11-1号 再生債務者 千々岩八尋 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和6年(再イ)第594号 大阪市平野区加美東3丁目11番3号 再生債務者 柳沢 佳誉 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月14日 東京地方裁判所立川支部民事第4部

<p>令和6年(再イ)第124号 東京都八王子市川口町1540番地671 再生債務者 清野 直樹</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月14日</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月12日</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月9日</p>
<p>令和5年(再イ)第242号 横浜市旭区さちが丘52番地7 アーヴァイン山太202号 再生債務者 関 一輝</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日</p>	<p>令和6年(再イ)第29号 群馬県館林市小桑原町850番地6 再生債務者 間藤 孝治</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和6年(再イ)第27号 甲府地方裁判所民事部破産係 愛知県岡崎市昭和町字高畑20番地5 再生債務者 小島 博誠</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和7年(再イ)第2号 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 兵庫県たつの市新宮町井野原322番地11 再生債務者 梅村 知弥</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>
<p>令和6年(再イ)第13号 茨城県日立市田尻町5丁目12番12-201号 再生債務者 菊池 規夫</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和6年(再イ)第180号 さいたま市見沼区大字蓮沼936番地15 再生債務者 堀 卓也</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和6年(再イ)第51号 名古屋地方裁判所岡崎支部 大阪府貝塚市津田北町17番1-506号 再生債務者 中村 国泰</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和6年(再イ)第46号 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係 徳島県阿波市市場町香美字西原25番地17 再生債務者 渡辺 和憲</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>
<p>令和6年(再イ)第37号 福岡県久留米市高良内町3132番地 自衛隊内野宿舎5棟3号 再生債務者 中村 修二</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和6年(再イ)第210号 埼玉県上尾市大字原市4056番地11 再生債務者 高村 里絵</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和6年(再イ)第87号 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 大阪府泉大津市曾根町2丁目11番36-4号 再生債務者 寺本 秀樹</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和6年(再イ)第53号 佐賀県鳥栖市大正町780番地3 グランド・ルーム鳥栖フォセット605 再生債務者 藤本 将臣</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>
<p>令和7年5月8日 水戸地方裁判所日立支部 令和6年(再イ)第37号 福岡県久留米市高良内町3132番地 自衛隊内野宿舎5棟3号 再生債務者 中村 修二</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和6年(再イ)第41号 さいたま市見沼区大字蓮沼936番地15 再生債務者 堀 卓也</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和6年(再イ)第48号 佐賀地方裁判所民事部破産係 静岡県富士宮市西町25番4号 再生債務者 寺田 智</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和6年(再イ)第5号 大阪府阪南市貝掛1312番地の2 (前住所) 東京都文京区小石川4丁目13番22号 伊藤マシション302 再生債務者 上田 健悟</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>
<p>令和7年5月13日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係 令和6年(再イ)第144号 宮城県名取市杜せきのした2丁目3番地の1 1405号 再生債務者 熊谷 みち</p>	<p>令和6年(再イ)第41号 さいたま市見沼区大字蓮沼936番地15 再生債務者 堀 卓也</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和6年(再イ)第5号 大阪府阪南市貝掛1312番地の2 (前住所) 東京都文京区小石川4丁目13番22号 伊藤マシション302 再生債務者 上田 健悟</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和6年(再イ)第48号 静岡地方裁判所富士支部破産係 静岡県富士宮市西町25番4号 再生債務者 寺田 智</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>

令和7年(再イ)第1号 静岡県富士市五貫島554番地 コーポラス落合205号 再生債務者 菅野 洋晃 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日 静岡地方裁判所富士支部破産係 令和6年(再イ)第176号 千葉県市川市中国分5丁目33番26号 再生債務者 佐藤 高広 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(再イ)第36号 富山市婦中町速星573番地2 再生債務者 林 大貴 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日 富山地方裁判所民事部 令和6年(再イ)第425号 大阪府高槻市永楽町4番38号 再生債務者 野内 幹人 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(再イ)第1号 岡山市南区千鳥町4番27号 サスティナちどり201(旧住所) 青森県十和田市大字沢田字中道8番地1 再生債務者 戸間替たえ子
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日 岡山地方裁判所第3民事部 令和6年(再イ)第42号 長崎県西彼杵郡時津町野田郷34番地5 ポレスター時津式番館1203号 再生債務者 太田 雄一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月14日 長崎地方裁判所民事部個人再生係 令和6年(再イ)第28号 北海道旭川市春光台4条7丁目2番地の6 再生債務者 川島 雄二 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月14日 旭川地方裁判所民事部 令和6年(再イ)第154号 仙台市宮城野区岩切字三所北132番地の5 フローラルコートA棟101 再生債務者 高橋 啓介 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月14日 仙台地方裁判所第4民事部 令和7年(再イ)第1号 栃木県小山市大字羽川370番地23 再生債務者 井上 隆司
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月14日 宇都宮地方裁判所栃木支部 令和6年(再イ)第30号 栃木県佐野市免鳥町407番地 再生債務者 斎川 誠 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日 宇都宮地方裁判所足利支部 令和6年(再イ)第64号 新潟市東区船江町1丁目47番30号 プルメリアII 201号 再生債務者 畑中謙一郎 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月14日 新潟地方裁判所民事部 令和7年(再イ)第6号 富山市下大久保1873番地19 再生債務者 堀田 都 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月14日 富山地方裁判所民事部 令和6年(再イ)第244号 名古屋市港区木場町2番地の56 スペリアシティ名南アネックスI 305号 再生債務者 大倉 匡博 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日 岡山地方裁判所第3民事部 令和6年(再イ)第6号 岩手県花巻市桜町四丁目332番地23 再生債務者 小原 拓哉 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月14日 盛岡地方裁判所花巻支部

税理士証票無効公告

令和7年4月30日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。

令和7年4月30日 日本税理士会連合会

登録番号 氏名 税理士証票 亡失年月
交付番号 日

20265	森永喜一郎	365894	7. 3. 28
21856	杉本 當正	386938	7. 4. 8
53211	勝矢 康史	265623	7. 3. 28
53358	安積 重和	483917	6. 12. 20
53828	山本 憲一	242607	7. 4. 9
61525	楠本 博茂	474975	7. 4. 1
76101	中村 友貴	398311	7. 3. 28
78734	山田由美子	469088	7. 3. 31
79472	樺木 秀俊	384443	7. 2. 28
81433	古渕 孝仁	352150	7. 3. 27
85634	安藤 隆司	427476	7. 1. 31
86237	柏木 修一	440810	7. 4. 4
95150	八神 敦子	351546	7. 1. 31
105270	畠中 孝子	284655	7. 1. 31
107138	川阪 伸一	494128	7. 3. 16
107234	藤岡 雄史	332654	7. 4. 16
108180	利根澤功一	405100	7. 3. 28
108795	内田 正一	440962	7. 4. 18
110482	田口 昌宏	477786	7. 3. 31
110619	岡田 辰憲	370005	7. 3. 25
123246	大河原 貴	479610	7. 4. 1
125426	菊川 邦則	378273	7. 4. 10
127910	灌下 正司	483943	5. 11. 30
130975	吉川 修	413026	7. 3. 31
131561	青木 聰史	423279	6. 12. 27
137449	佐藤 劍	403214	7. 4. 8
138365	土田 衛	480406	7. 3. 28
144558	緒方賢太郎	480716	7. 1. 31
151056	山本 理気	474764	7. 4. 1
155060	谷口 圭介	495472	7. 4. 11

税理士登録抹消公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第27条の規定により令和7年4月30日までに税理士の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和7年4月30日 日本税理士会連合会

登録 番号 氏名 抹消の理由

7591	西原 靖夫	7. 3. 31 業務廃止
12991	近藤 忠義	7. 4. 3 死亡
13401	影山 成己	6. 4. 2 業務廃止

22449	出原 洋一	6. 12. 31 " "	119125	中富 強	7. 3. 31 " "
24054	星山 昭	7. 3. 13 死亡	125110	笛田 明夫	7. 4. 3 " "
24577	鈴木 忠光	7. 4. 14 業務廃止	125994	戸田 良一	7. 3. 31 " "
26694	本山 逸次	6. 6. 24 " "	127428	山下 淳	7. 3. 18 " "
27173	西口 集	7. 3. 11 死亡	127629	吉川 聰	6. 5. 28 " "
28845	平山 敬二	7. 3. 15 業務廃止	129421	丸根 匠平	7. 3. 31 " "
34689	古川 恵一	7. 1. 1 " "	132772	尾崎 仁美	7. 3. 31 " "
34758	下野 隆史	6. 11. 30 死亡	139561	小笠原秀明	7. 3. 31 " "
36928	上野 廣延	7. 1. 20 業務廃止	142044	長沼 義秀	7. 4. 30 " "
38728	寺浦 俊爾	7. 2. 28 死亡	143747	杉浦 健太	6. 4. 1 " "
44079	塚本 一夫	7. 3. 31 業務廃止	147374	上田 拓矢	7. 3. 25 " "
46730	峰松 正康	7. 2. 25 " "	147989	山本 雄三	6. 6. 30 " "
59001	鈴木 利政	7. 1. 21 死亡	148058	岸 もと子	7. 4. 16 " "
60592	中川 勉	7. 1. 11 " "	148394	菊池 文明	7. 2. 5 死亡
62012	瀬戸 研一	7. 3. 31 業務廃止	148721	井ノ上健司	7. 4. 12 業務廃止
63317	清水 英文	7. 3. 24 死亡	150401	寺本 篤史	7. 4. 22 " "
63534	伏見 康禮	6. 5. 31 業務廃止	152651	飯山 賢一	7. 3. 28 " "
69155	在間真太郎	7. 3. 31 " "	152721	長 浩太郎	7. 4. 16 " "
69340	曾我 雄二	7. 4. 12 " "	154677	角田 恵実	7. 4. 14 " "
70056	青木 輝光	7. 4. 20 " "			
71282	浦 夏樹	7. 3. 31 " "			
72039	高木 晃治	7. 4. 8 " "			
74068	小上 充子	6. 12. 31 " "			
74347	鷹谷 智子	6. 8. 31 " "			
75952	大倉 正夫	7. 3. 31 " "			
77552	中島 正	7. 1. 2 死亡			
79309	大槻 正男	7. 3. 31 業務廃止			
79743	砥綿 一美	7. 3. 10 死亡			
81514	大澤 行忠	7. 3. 31 業務廃止			
83549	堤崎富美弘	7. 4. 18 " "			
84437	土屋 彦光	7. 3. 31 " "			
87864	林 訓子	6. 10. 19 " "			
92453	松岡 二郎	7. 3. 12 死亡			
92534	浅井 道雄	7. 3. 27 " "			
94145	仲田 修	6. 8. 30 業務廃止			
94243	杉本 貴幸	7. 3. 10 " "			
95469	松葉 春鶴	7. 3. 31 " "			
95544	長田 節也	6. 11. 1 " "			
96223	瀬川 勝規	7. 3. 31 " "			
100435	船越 憲昭	7. 3. 31 " "			
103598	藤原 隆男	7. 3. 31 " "			
104403	岡部 正義	7. 4. 4 死亡			
106564	吉崎 利宏	7. 3. 31 業務廃止			
107648	印南 耕次	6. 11. 1 " "			
110785	小川 光男	7. 3. 12 " "			
111852	伊藤 幸三	7. 4. 25 " "			
113822	橋本 正巳	7. 4. 2 " "			
114646	下川 光庸	7. 3. 31 " "			

1 取り上げた免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地

(1) 高等学校教諭一種免許状（情報）、平28高一種第97号、平成29年3月17日、鹿児島県教育委員会、山下 智也、鹿児島県

(2) 高等学校教諭一種免許状（商業）、平28高一種第98号、平成29年3月17日、鹿児島県教育委員会、山下 智也、鹿児島県

2 取上げ処分年月日 令和7年4月23日
3 取上げの事由
教育職員免許法第11条第3項該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60歳以上（推定）の男性、身長160cm~170cm、着衣Tシャツ（黒色、Lサイズ、超戦・S A ? ? U G A Sと記載のもの）、パンツ（黒色、ウエスト84cm~94cm、B O B S O N）、ベルト（黒色）、所持金品なし
上記の者は、令和6年秋頃三重県桑名市長島町松之木604番地2の株式会社ドリームプロモーションニューハートピア温泉天然温泉ホテル長島西側図測850メートル先、長良川右岸で死亡したもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しております。心当たりの方は、当市保健福祉部福祉総務課生活支援室まで申し出てください。

令和7年5月27日
三重県 桑名市長 伊藤 徳宇

行旅死亡人

本籍（推定）沖縄県南城市佐敷字津波古973番地、住所（推定）大阪市住吉区帝塚山東二丁目5番26号サワルーム103号、氏名（推定）瑞慶覧長松、92歳位の男性、身長160cm位、体格中肉、短髪の白髪頭、ひげ面、左下腹部に直線の瘢痕、左前腕内側に「男一匹」の入れ墨、着衣なし、現金12,242円、休日・夜間等診療依頼書1枚、キャッシュカード1枚、診察券6枚、おぐすり手帳1冊、C D - R 2枚、封筒1通、紙片1枚

上記の者は、令和7年1月22日午前10時12分、大阪市住吉区帝塚山東二丁目5番26号サワルーム103号瑞慶覧方で発見されました。死亡は令和7年1月22日明け方頃（推定）、大阪市住吉区帝塚山東二丁目5-26-103。死因は急性心不全。遺体は検視の上、小林斎場にて火葬に付しました。心当たりの方は当区役所生活保護業務主管課まで申し出てください。

令和7年5月27日
大阪市 住吉区長 橋 隆義

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第1項の規定により次の教育職員免許状の取上げ処分を行った。

令和7年5月27日 京都府教育委員会

1 取上げた免許状の氏名、本籍地、処分年月日、種類、番号、授与年月日、授与権者

梅本 菜央、兵庫県、令和7年5月9日

(1) 幼稚園教諭一種免許状、平29幼一第444号、平成30年3月23日、岡山県教育委員会

(2) 小学校教諭一種免許状、平29小一第356号、平成30年3月23日、岡山県教育委員会

(3) 幼稚園教諭専修免許状、令4幼専第6号、令和5年3月24日、岡山県教育委員会

(4) 小学校教諭専修免許状、令4小専第25号、令和5年3月24日、岡山県教育委員会

(5) 特別支援学校教諭一種免許状、令5特支一第4号、令和5年4月1日、岡山県教育委員会

2 取上げの事由
教育職員免許法第11条第1項（同法施行規則第74条の2第8号二）該当

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第3項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。

令和7年5月27日 鹿児島県教育委員会

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

北海道余市郡仁木町南町八丁目五番地

有限会社中川運輸

清算人 中川 健司

解散公告

当社は、令和7年5月13日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

株式会社八丁目五番地

代表清算人 藤田 壮生

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

仙台市泉区東黒松一九番三四号

一般社団法人そらのこ保育園
代表清算人 佐々木新平

解散公告

当社は、令和7年4月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

株式会社中川運輸

清算人 中川 健司

令和7年5月27日
山形市北町三丁目八番一七号 有限会社東洋

解散公告

当社は、令和7年4月18日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

福島県南相馬市原町区上高平字芦ノ口前一
四番地の五 有限会社アクア機工

清算人 吉田 一美

解散公告

当社は、令和7年5月10日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

株式会社不二マネジメント
代表清算人 藤田 壮生

解散公告

当社は、令和7年5月10日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

札幌市豊平区豊平三条二丁目一番二九号

株式会社不二マネジメント
代表清算人 藤田 壮生

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

株式会社八丁目二番二三
代表清算人 吉田 一美

令和7年5月27日
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目三番地
一一 有限会社アクト・クリエイト

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

埼玉県さいたま市浦和区神明二丁目一二番一三
三号 代表清算人 林 朝豊

清算人 吉田 一美

解散公告

当社は、令和7年5月10日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

株式会社東駿産業
代表清算人 林 朝豊

清算人 吉田 一美

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

茨城県神栖市深芝南三丁目四番地三コン
一四番地の五 代表清算人 池田 朋子

株式会社シルフエ
代表清算人 池田 朋子

解散公告

当社は、令和7年4月12日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

株式会社八千代市八千代台北五丁目六番地三
一四番地の五 代表清算人 林 朝豊

令和7年5月27日
千葉県袖ヶ浦市神納三一八一番地
特定非営利活動法人N e x t • テレワー
カー・J a p a n 清算人 吉川 亜紀
清算人 黒崎 良典

解散公告

当社は、令和7年4月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

千葉県袖ヶ浦市日吉台四丁目三番地二サニ
一四番地の五 代表清算人 鈴木 浩

清算人 加藤 ユミ

解散公告

当社は、令和7年1月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

株式会社アミダス
代表清算人 鈴木 浩

清算人 加藤 ユミ

解散公告

当社は、令和7年4月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

千葉県富里市日吉台四丁目三番地二サニ
一四番地の五 代表清算人 岩澤 剛光

清算人 川本 和子

解散公告

当法人は、令和7年2月28日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

株式会社アミダス
代表清算人 岩澤 剛光

令和7年5月27日
千葉県袖ヶ浦市神納三一八一番地
特定非営利活動法人N e x t • テレワー
カー・J a p a n 清算人 吉川 亜紀
清算人 黒崎 良典

解散公告

当社は、令和6年3月1日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

千葉県富里市日吉台四丁目三番地二サニ
一四番地の五 代表清算人 岩澤 剛光

清算人 川本 和子

解散公告

当社は、令和6年3月1日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

株式会社クラウス
代表清算人 岩澤 剛光

清算人 川本 和子

解散公告

当社は、令和6年3月1日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

株式会社クラウス
代表清算人 岩澤 剛光

清算人 川本 和子

解散公告

当法人は、令和7年2月28日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月27日

株式会社クラウス
代表清算人 岩澤 剛光

令和7年5月27日
千葉県袖ヶ浦市神納三一八一番地
特定非営利活動法人N e x t • テレワー
カー・J a p a n 清算人 吉川 亜紀
清算人 黒崎 良典

解散公告

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都中央区晴海五丁目四一四一六〇四

代表清算人 山本 将嗣
株式会社ビー

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都世田谷区大蔵二丁目一番二〇一六〇二号
有限会社エアーズ

清算人 宮永三千代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都渋谷区神宮前四丁目八番地六号メイ

ブルハウスC一 有限公司口ココモード
清算人 加藤みさ子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都東村山市多摩湖町三丁目一一番地一七

清算人 柴田 裕介
ケルン合同会社

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都港区赤坂八丁目五番八号
有限公司CUBE

清算人 佐々木雅人

解散公告

当社は、令和七年五月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都中央区銀座七丁目一三一六

株式会社Dear Beste
代表清算人 中前 拓也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都港区芝公園一丁目一番一号住友不動

産御成門タワー七階
株式会社ドルフィン・バリュー・アップ
16号 代表清算人 佐谷 進

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都港区元赤坂一丁目二番七号赤坂タ

ワー
n orthvoltジャパン株式会社
代表清算人 パー・ミカエル・クブ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都墨田区墨田二丁目二番一〇号

有限公司山口 裕幸

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により、令和七年四月三十日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都中央区日本橋室町一丁目二番六号
俱楽部ビルディング一階
Neuron Mobility Japan

株式会社パン
代表清算人 ワン・ジジ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都府中市本町二丁目一六一
プラウドシティ府中三丁目
株式会社マッチ

代表清算人 伊藤 俊介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号神谷町ト

ラストタワー二二階
ティーフ中三丁目
株式会社マッチ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都港区元赤坂一丁目二番七号赤坂タ

ワー
n orthvoltジャパン株式会社
代表清算人 パー・ミカエル・クブ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都調布市入間町一丁目二五番地三八

有限公司インテリア暖
清算人 黒澤 和実

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により、令和七年四月三十日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

日本橋大栄ビル七階
日本プリンスホテル株式会社
代表清算人 アン・リフエン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

日本橋室町一丁目二番六号
東京都中央区日本橋室町一丁目二番六号

代表清算人 中島 崇賢
De Beers株式会社

解散公告

当社は、令和七年五月八日付の臨時株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都豊島区南大塚一丁目二三番一号
有限会社千葉工芸
清算人 千葉 勝衛

解散公告

当社は、令和七年五月八日付の臨時株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都豊島区南大塚一丁目二三番一号
合同会社Khatiwa
da、合同会社ロータス(東京都大田区山王3-44-18)令和7年4月4日解散す。本公司告掲載の翌日から2箇月以内に後述無きに清算該債権を有する人への申出を除斥します。

令和7年5月27日
埼玉県東松山市大字
大谷3849-4
清算人鈴木誠一郎

第42期決算公告

令和7年5月26日
山形県山形市十日町四丁目3番31号
日本アバカス株式会社
代表取締役社長 五十嵐良司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	1,227,188 131,733
	合計	1,358,921
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	410,532 6,604 941,984 50,000 891,984 12,500 879,484 (74,960) △199
	合計	1,358,921

第36期決算公告

2025年5月26日
宮城県柴田郡川崎町大字前川字大森109
株式会社ティ・ケー・ケー
代表取締役社長 五十嵐俊之

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	17,075 132,951
	資産合計	150,026
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	87,409 (うち賞与引当金) 3,533 3,647 58,970 20,000 38,970 5,000 33,970 (892)
	負債・純資産合計	150,026

第30期決算公告

2025年5月26日
青森県上北郡野辺地町野辺地26番地の1
ワイヤリングCADテック株式会社
代表取締役社長 中村 浩司

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	51,343 43,323
	資産合計	94,666
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	73,911 (うち賞与引当金) 19,824 20,755 20,000 755 1,770 △1,015 (1,875)
	負債・純資産合計	94,666

第25期決算公告

2025年5月26日
埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野879番地
株式会社シー・ティー・ケー
代表取締役社長 奥野 薫

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	56,534 479,915
	資産合計	536,449
負純 資 産 及 の び部	流動負債 (うち賞与引当金) 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	492,069 (7,750) 44,380 40,000 4,380 830 3,550 (152)
	負債・純資産合計	536,449

第75期決算公告

2025年5月26日
埼玉県鴻巣市等原2620番地
高橋製麺株式会社
代表取締役 飯塚 聰

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	57,773 70,474
	合計	128,247
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	48,503 63,063 16,680 72,920 33,004 33,004 △89,243 3,930 △93,173 (10,690)
	合計	128,247

第13期決算公告

令和7年5月27日
群馬県高崎市上並木町468番地1
高翔商事株式会社
代表取締役社長 堀川 博史

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	6,427 25,056
	合計	31,483
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	449 31,033 30,000 1,033 1,033 (446)
	合計	31,483

第52期決算公告

令和7年5月26日
東京都武蔵野市吉祥寺東町2丁目17番1号
藤友工業株式会社
代表取締役社長 上野 博務

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	1,066,882 33,673
	資産合計	1,100,555
負純 資 産 及 の び部	流動負債 賞与引当金 固定負債 退職給付引当金 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	481,452 26,007 62,496 62,496 556,607 48,000 508,607 12,000 496,607 (132,879)
	負債・純資産合計	1,100,555

第10期決算公告

令和7年4月26日
東京都千代田区六番町15番2号
鳳翔ビル3階

株式会社リンクキャスト

代表取締役 中村 崇

貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	10,441 10,441
	資産合計	10,441
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	836 9,605 6,000 3,605 3,605 (592)
	負債・純資産合計	10,441

第6期決算公告

令和7年5月27日
千葉県千葉市中央区都町
二丁目28-1・103
東京ドローンプラス株式会社
代表取締役 佐多 大

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	23,847 905
	資産合計	24,752
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	4,680 10,230 9,842 10,000 △157 △157 (45,896)
	負債・純資産合計	24,752

第32期決算公告

令和7年5月27日
東京都中央区京橋二丁目6番13号
京橋ヨツギビル3F

株式会社リンク

代表取締役社長 堀田 欣弘

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	700,519 24,144
	資産合計	724,664
負純 資 産 及 の び部	流動負債 負債合計	55,385 55,385
	負債・純資産合計	669,278
	負債・純資産合計	724,664

第3期決算公告

2025年4月30日
東京都新宿区西新宿八丁目8番26号

株式会社H o U S E

代表取締役 渡邊 博幸

貸借対照表の要旨

(2025年1月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	10,573 663
	合計	11,237
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	7,136 4,101 3,000 1,101 1,101 (2,997)
	合計	11,237

第4期決算公告

令和7年5月27日
東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
KDDI Sonic-Falcon株式会社
代表取締役 尾田 等

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	9,041,087 634,784
	資産合計	9,675,872
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	8,715,350 (うち賞与引当金) 34,749 925,773 50,000 50,000 50,000 825,773 825,773 (825,773)
	負債・純資産合計	9,675,872

第16期決算公告

令和7年4月11日

愛知県一宮市大和町毛受字辻畠86番地1

株式会社福江総合研究所

代表取締役 福江 元秀

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	20,080
流動 資産	19,713
合 計	39,793
負純 資産 及の び部	1,292
流動 負債	38,501
株主 資本	2,000
資本 利益	36,501
その他 利益	36,501
(うち 当期純利益)	(7,521)
合 計	39,793

第145期決算公告

令和7年5月27日

静岡県静岡市清水区中之郷三丁目1番1号

株式会社 N i c h i R i c a

代表取締役社長 島 章嘉

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	1,162,149
流動 資産	2,238,088
合 計	3,400,237
負純 資産 及の び部	1,340,820
流動 負債	796,043
株主 資本	1,263,374
資本 利益	100,000
資本 利益	56,611
資本 利益	1,106,763
資本 利益	25,000
その他 利益	1,081,763
(うち 当期純利益)	(113,726)
合 計	3,400,237

第58期決算公告

令和7年5月26日

石川県金沢市南森本町へ75番地1

石川日野自動車株式会社

代表取締役社長 藤井 精二

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	2,826,852
流動 資産	2,900,393
合 計	5,727,245
負純 資産 及の び部	2,091,318
流動 負債	(うち 賞与引当金)
固定 負債	412,099
株主 資本	3,192,841
資本 利益	60,000
資本 利益	3,132,841
資本 利益	15,000
その他 利益	3,117,841
(うち 当期純利益)	(269,265)
評価・換算差額等	30,987
合 計	5,727,245

第61期決算公告

令和7年5月27日
愛知県半田市瑞穂町一丁目9番地の1
中塙プリントイング株式会社
代表取締役 中塙 宏泰

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	457,916
流動 資産	1,019,748
合 計	1,477,663
負純 資産 及の び部	252
流動 負債	272,415
株主 資本	1,204,682
資本 利益	30,000
資本 利益	120,840
資本 利益	1,053,842
その他 利益	7,500
(うち 当期純利益)	1,046,342
評価・換算差額等	(2,912)
合 計	313

第39期決算公告

令和7年5月27日
愛知県半田市瑞穂町一丁目9番地の1
中塙総合印刷株式会社
代表取締役 中塙 宏泰

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	2,958,522
流動 資産	3,407,624
合 計	6,366,147
負純 資産 及の び部	748,274
流動 負債	458,110
株主 資本	5,159,763
資本 利益	20,000
資本 利益	689,492
資本 利益	4,450,271
その他 利益	4,450,271
(うち 当期純利益)	(198,312)
合 計	6,366,147

第9期決算公告

令和7年5月27日
愛知県名古屋市中区錦二丁目2番地2号
名古屋丸紅ビル5階
株式会社ノービスハイエストサービス
代表取締役 藤崎 大智

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	282,409
流動 資産	442,447
合 計	724,856
負純 資産 及の び部	95,294
流動 負債	180,000
株主 資本	449,562
資本 利益	10,000
資本 利益	439,562
その他 利益	2,500
(うち 当期純利益)	437,062
合 計	(78,201)

第59期決算公告

令和7年5月26日
大阪市港区弁天6丁目1番3号
徳島建設工業株式会社
代表取締役社長 奥村 安正

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	83,362
流動 資産	579,385
合 計	662,747
負純 資産 及の び部	39,403
流動 負債	413,340
株主 資本	210,004
資本 利益	10,000
資本 利益	200,004
資本 利益	2,500
その他 利益	197,504
(うち 当期純利益)	(4,607)
合 計	662,747

第33期決算公告

令和7年5月26日
大阪市港区三先1丁目11番18号
株式会社オーシンク
代表取締役社長 片山 豊

貸借対照表の要旨

科 目	金 額(千円)
資の 産部	121,915
流動 資産	50,487
合 計	172,402
負純 資産 及の び部	1,335
流動 負債	171,067
株主 資本	10,000
資本 利益	161,067
資本 利益	2,500
その他 利益	158,567
(うち 当期純利益)	(1,731)
合 計	172,402

第22期決算公告

令和7年5月26日
大阪市中央区淡路町三丁目1番5号
株式会社 エヌ・ジェイ・ケイ・スタッフサービス
代表取締役社長 秋定 孝史

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	268,627
流動 資産	6,384
合 計	275,011
負純 資産 及の び部	170,730
流動 負債	(514)
株主 資本	104,281
資本 利益	30,000
資本 利益	74,281
その他 利益	7,500
(うち 当期純利益)	66,781
合 計	(61,430)

第62期決算公告 令和7年5月26日
大阪府河内長野市天野町906番地の2
大和開発観光株式会社
代表取締役社長 井山 裕章

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	1,914
流動 資産	11,187
合 計	13,101
負純 資産 及の び部	180
流動 負債	12,620
株主 資本	239
資本 利益	100
資本 利益	139
その他 利益	139
(うち 当期純利益)	(58)
評価・換算差額等	61
その他有価証券評価差額金	61
合 計	13,101

第48期決算公告 令和7年5月27日
大阪府摂津市鳥飼本町4丁目6番16号
ダイキン油機エンジニアリング株式会社
代表取締役 山中 和彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	4,009,057
流動 資産	260,011
合 計	4,269,069
負純 資産 及の び部	1,337,484
流動 負債	56,031
株主 資本	1,393,515
資本 利益	2,875,553
資本 利益	30,000
資本 利益	2,845,553
その他 利益	300
(うち 当期純損失)	2,845,253
純資産合計	(99,579)
負債・純資産合計	2,875,553
負債・純資産合計	4,269,069

第42期決算公告 令和7年5月26日
大阪市港区三先1丁目11番18号
進英興産株式会社
代表取締役社長 奥村 安史

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	89,495
流動 資産	1,261,767
合 計	1,351,262
負純 資産 及の び部	120,009
流動 負債	629,951
株主 資本	601,302
資本 利益	100,000
資本 利益	30,000
その他 利益	471,302
(うち 当期純利益)	14,000
合 計	457,302
負債・純資産合計	(11,410)

第28期決算公告

令和7年5月26日 岐阜県羽島市新生町1丁目15番地
イワタニ東海株式会社
代表取締役社長 林 裕幸
貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	1,741,750	流动負債	773,747
固定資産	1,283,462	固定負債	258,983
有形固定資産	780,035	負債合計	1,032,730
無形固定資産	259,846	株主資本	1,992,482
投資その他の資産	243,580	資本金	200,000
		利益剰余金	1,792,482
		利益準備金	85,100
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,707,382 (148,237)
		純資産合計	1,992,482
資産合計	3,025,212	負債・純資産合計	3,025,212

第17期決算公告

令和7年5月24日 石川県金沢市鞍月四丁目133番地KCビル8階
マックスバリュ北陸株式会社
代表取締役 渡 博昭
貸借対照表の要旨
(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,849,129	流动負債	3,388,606
固定資産	2,039,601	固定負債	128,469
株主資本		資本金	371,655
資本剰余金		資本準備金	100,000
資本準備金		その他資本剰余金	527,120
その他資本剰余金		利益剰余金	25,000
利益剰余金		その他利益剰余金	502,120
その他利益剰余金		利益剰余金	△255,465
利益剰余金 (うち当期純損失)		その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△255,465 (189,947)
資産合計	3,888,730	負債・純資産合計	3,888,730

第9期決算公告

令和7年5月26日 大阪市中央区淡路町三丁目1番5号
日本管財住宅管理株式会社
代表取締役社長 東野 英人
貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,194,897	流动負債	478,361
固定資産	111,631	(うち賞与引当金)	(42,890)
		固定負債	12,084
		(うち役員退職慰労金)	(4,020)
		株主資本	816,082
		資本金	50,000
		資本剰余金	32,544
		その他資本剰余金	32,544
		利益剰余金	733,538
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	721,038 (113,369)
資産合計	1,306,528	負債・純資産合計	1,306,528

第9期決算公告

2025年5月27日 浜松市中央区板屋町111-2浜松アクトタワー13階
株式会社杏林堂グループ・ホールディングス
代表取締役 小河路直孝
貸借対照表の要旨 (2025年2月28日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,315	流动負債	25
固定資産	16,009	固定負債	429
		負債合計	454
		株主資本	16,870
		資本金	50
		資本剰余金	14,652
		その他資本剰余金	14,652
		利益剰余金	2,167
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	2,167 (910)
資産合計	17,324	純資産合計	16,870
		負債・純資産合計	17,324

第96期決算公告

2025年5月27日 東京都千代田区神田練塀町3番地
大東ビルディング株式会社
代表取締役 井口 寿
貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	5,988,618	流动負債	114,469
固定資産	598,275	固定負債	968,527
		負債合計	1,082,997
		株主資本	5,503,896
		資本金	100,000
		利益剰余金	5,403,896
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	5,378,896 (566,348)
資産合計	6,586,893	純資産合計	5,503,896
		負債・純資産合計	6,586,893

第2期決算公告

令和7年5月27日 広島市南区の場町一丁目3番6号
ヴィオニア・ジャパン・セーフティ・システムズ株式会社
代表取締役 アメリー・ウェンデルス
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	2,761	流动負債	1,121
固定資産	600	(賞与引当金)	(12)
		固定負債	362
		(退職給付引当金)	(155)
		株主資本	1,878
		資本金	359
		資本剰余金	359
		資本準備金	359
		利益剰余金	1,159
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,159 (610)
資産合計	3,362	純資産合計	3,362
		負債・純資産合計	3,362

第7期決算公告

令和7年3月25日 東京都港区虎ノ門2-6-1
虎ノ門ヒルズステーションタワー33階
株式会社X Capital
代表取締役 琴畑 尚哉
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,095,022	流动負債	431,126
固定資産	188,715	(うち賞与引当金)	(12,193)
		固定負債	426,460
		株主資本	426,151
		資本金	100,000
		資本剰余金	143,286
		資本準備金	143,286
		利益剰余金	301,934
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	301,934 (135,676)
		自己株式	△119,068
資産合計	1,283,738	負債・純資産合計	1,283,738

第25期決算公告

令和7年5月27日 東京都中央区新富二丁目14番4号
株式会社トーガシ
代表取締役 吉田 守克
貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	2,522,113	流动負債	981,206
固定資産	229,920	賞与引当金	103,443
繰延資産	1,618	固定負債	1,274,358
		株主資本	498,088
		資本金	193,100
		資本剰余金	134,414
		資本準備金	49,750
		その他資本剰余金	84,664
		利益剰余金	170,574
		利益準備金	3,687
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	166,887 (197,357)
資産合計	2,753,652	負債・純資産合計	2,753,652

第38期決算公告

令和7年5月27日 東京都中央区日本橋本石町四丁目5番12号
株式会社建販
代表取締役 平塚 真人

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	413,820	流动負債	23,167
固定資産	4,726	固定負債	1,423
		退職給付引当金	1,423
		株主資本	393,956
		資本金	20,000
		資本剰余金	50,000
		その他資本剰余金	50,000
		利益剰余金	323,956
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	318,956
		(うち当期純利益)	(19,128)
資産合計	418,546	負債・純資産合計	418,546

第59期決算公告

令和7年5月27日 東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
株式会社日本触媒トレーディング
代表取締役 渡邊 和也

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	7,591	流动負債	6,504
固定資産	243	賞与引当金	21
		固定負債	65
		退職給付引当金	6
		株主資本	1,152
		資本金	40
		利益剰余金	1,112
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	1,102
		(うち当期純利益)	(145)
		評価・換算差額等	113
		有価証券評価差額金	113
資産合計	7,834	負債・純資産合計	7,834

第7期決算公告

令和7年5月27日 香川県高松市田町14番地5
株式会社はなまる
代表取締役 前田 良博

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	2,686,061	流动負債	7,784,661
固定資産	7,171,447	賞与引当金	190,339
		株主優待引当金	18,198
		転貸損失引当金	1,560
		固定負債	1,183,838
		転貸損失引当金	4,030
		株主資本	889,008
		資本金	10,000
		利益剰余金	879,008
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	876,508
資産合計	9,857,508	(うち当期純利益)	(1,102,350)
		負債・純資産合計	9,857,508

決算公告

令和7年5月27日 東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号
東急不動産恵比寿ビル

ラグジュアリー・ホテル・
インターナショナル・ジャパン株式会社
代表取締役 橋本 和宏

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,708,090	流动負債	429,404
固定資産	22,602	賞与引当金	120,306
		有給休暇引当金	35,480
		固定負債	87,886
		退職給付引当金	87,546
		株主資本	1,213,401
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,203,401
		その他利益剰余金	1,203,401
		(うち当期純利益)	(126,638)
資産合計	1,730,692	負債・純資産合計	1,730,692

第12期決算公告

令和7年5月12日 福島県福島市五月町4-25
建設センター3F
一般社団法人福島県土地改良建設協会
会長 石川 俊

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在)

科目	金額(千円)
資産部	
流动資産	49,672
固定資産	31,780
合計	81,452
負債部	
流动負債	344
固定負債	1,780
負債合計	2,124
資本部	
指定正味財産	—
一般正味財産	79,328
正味財産合計	79,328
合計	81,452

第4期決算公告

令和7年5月27日 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストタワー7階
Coreym Japan株式会社

代表取締役 スコット・クリストファー・ヴェスティ

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	890,958,391	流动負債	956,105,519
固定資産	86,374,989	商品評価損引当金	146,603,553
		有給休暇引当金	30,675,765
		固定負債	1,472,405,048
		退職給付引当金	44,099,866
		株主資本	△ 1,451,177,187
		資本金	1
		利益剰余金	△ 1,451,177,188
		その他利益剰余金	△ 1,451,177,188
		(うち当期純損失)	(392,027,064)
資産合計	977,333,380	負債・純資産合計	977,333,380

第15期決算公告

令和7年5月27日 愛知県名古屋市中区栄一丁目23番20号
一般財団法人新日本法規財団
代表理事 河合誠一郎

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額
資産部	
流动資産	81,238
固定資産	570,000
合計	651,238
負債部	
流动負債	72
固定負債	—
負債合計	72
資本部	
指定正味財産	570,000
一般正味財産	81,166
正味財産合計	651,166
合計	651,238

第13期決算公告

令和7年5月27日 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社SC1

代表取締役社長 梅田 貴之

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	71,901	流动負債	67,895
固定資産	982	固定負債	171
		負債合計	68,067
		株主資本	4,816
		資本金	10
		利益剰余金	4,806
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	4,803
		純資産合計	4,816
資産合計	72,883	負債・純資産合計	72,883

損益計算書の要旨

(自令和6年3月1日)
(至令和7年2月28日)

(単位:百万円)

科目	金額
売上	331,951
販売費及び一般管理費	296,867
売上原価	35,083
営業外費用	31,660
営業外収益	3,423
経常損益	4
税引前当期純利益	3,427
法人税、住民税及び事業税	—
法人税等調整額	3,427
当期純利益	△255
当期純利益	2,241

第 35 期 決 算 公 告

2025年5月27日 大阪市中央区心斎橋筋一丁目7番1号
株式会社大丸松坂屋の会 代表取締役 山中潤二
賃借対照表の要旨 (2025年2月29日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	36,521	流動負債	38,390
固定資産	3,676	負債合計	38,390
		株主資本	1,807
		資本剰余金	100
		資本準備金	70
		その他資本剰余金	70
		利益剰余金	1,637
		利益準備金	28
		その他利益剰余金	1,608
		純資産合計	1,807
資産合計	40,197	負債・純資産合計	40,197

損益計算書の要旨
(自 2024年3月1日)
(至 2025年2月28日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高 益	1,379
売 上 総 一 般 管 理	1,379
販 売 費 及 び	1,866
營 業 損 収	486
營 業 外 費 用	3,059
營 業 常 利 益	2,294
税 引 前 期 利 税 及 び	279
法 人 税 住 民 税	279
事 業 税 税 等 調 整	369
法 人 期 利 益	272
当 期 純 利 益	182

第 42 期 決 算 公 告

令和7年5月27日 広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社 ゆめカード
代表取締役 岩木 一也

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:百万円)			
資産の部		負債及び純資産の部	
流动資産	59,256	流动負債	45,223
固定資産	6,600	賞与引当金	87
有形固定資産	4,644	固定負債	695
無形固定資産	1,552	退職給付引当金	398
投資その他の資産	403	役員退職慰労引当金	21
		利息返還損失引当金	274
		株主資本	19,938
		股本	480
		利益剰余金	19,458
		利益準備金	102
		その他利益剰余金	19,355
資産合計	65,856	負債・純資産合計	65,856

損益計算書の要旨
(自 至 令和6年3月1日)
(至 令和7年2月28日)
(単位:百万円)

科	目	金額
営業上	収益	8,212
売上費	原価	110
販売費	一般	8,101
営業外	管理	6,686
営業常別	利益	1,415
税引前税	損失	6
法人事業税	純利益	1,409
法人税	税及び	219
事業税	民税及び	1,629
税	税	439
当期	調整額	58
当期	純利益	1,131

第37期決算公告

第 67 号 次 算 会 司
令和 7 年 5 月 27 日
千葉県旭市琴田 3258 番地の 41
株 式 会 社 ア ラ キ
代表取締役 荒木 敏雄

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)					
科	目	金額	(千円)	元本	取扱益
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	10,404 28,897 39,301			
負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 利益 資本利益 剰余金 準備金 その他利益 うち当期純利益	23,096 71,655 △55,449 23,000 △78,449 300 △78,749 (3,451)			
	合計	39,301			

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千三百万円減少し一千円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年五月二十七日
千葉県旭市琴田三三五八番地の四一
代表取締役 荒木 敏雄
株式会社アラキ

期決算公告 令和7年5月23日
京都府京都市中京区中橋土御町2番11号

東京都中央区日本橋小網町3番11号
イワタニ・ケンポロー株式会社
代表取締役社長 齊田吉治
賃借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	2,100,710
	3,009,428
	5,110,138
負 純 資 産 及 の び 部	1,172,230
	1,359,350
	2,578,522
	109,500
	2,469,022
	26,700
	2,442,322
	(286,685)
	36
	36
負 債・純資産合計	5,110,138

第六期 油管公司告白

第6期決算公告
令和7年4月18日
東京都東久留米市南沢3丁目9番46号
株式会社 三三一 管理

株式会社エスティー管理		代表取締役 栗原 周二
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	14,116
	合計	14,116
負純 資産 及の び部	流动负债	3,646
	株主資本	10,470
	本益剩余金	5,000
	利益(その他利益)	5,470
	余金	(5,470)
	合計	14,116

第1期決算公告

令和7年5月27日
千葉県館山市湊493番地19レアージュ館山
オーシャンタワー1303
株式会社さかなドリーム
代表取締役 細谷俊一郎
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

真信対照表の要旨(令和6年6月30日現在)			
科	目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	125,554	
	固定資産	18,937	
合計		144,492	
負純 資産 及の び部	流動負債	10,316	
	株主資本	134,175	
	資本剰余金	94,750	
	資本準備金	93,750	
	資本剰余金	93,750	
	利益剰余金	△54,324	
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△54,324 (54,324)	
	合計	144,492	

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三億九千四百七十五
万円（うち資本準備金とする額三億四千四十
二万五千二百十二円）、減少することにいた
しました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
ります。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。
令和七年五月二十七日
千葉県館山市湊四九三番地 一九レアード
ジュ館山オーシャンタワー一三〇三
株式会社さかなかドリーム
代表取締役 細谷俊一郎

第 26 期 沪 简 公 告

第26期決算公告
令和7年5月27日
東京都港区虎ノ門1丁目2番8号
日本ティー・エヌ・エス株式会社

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		代表取締役	リカルド	デブリット
科	目	金額(千円)		
資の 産部	流動資産	246,883		
	固定資産	112,930		
	投資その他の資産	13,415		
	合計	373,228		
負純 資産 及 び部	流動負債	621,007		
	株主資本	△247,779		
	利益剰余金	100,000		
	その他の利益剰余金	△347,779		
	(うち当期純利益)	△347,779		
	合計	(28,151)		
	合計	373,228		

第46期決算公告 2025年5月26日
東京都江東区亀戸二丁目35番13号
能美エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 君塚 吉生
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	6,967,388
	固定資産	210,359
	資産合計	7,177,747
負純 資 産 及 の び部	流動負債	1,505,712
	固定負債	134,023
	定資本	5,538,011
	資本剰余	80,000
	利益準備	5,458,011
	利潤の他 の利益	20,000
	純利益	5,438,011
	純利益のうち の当期純利益	(528,250)
	負債・純資産合計	7,177,747

第7期決算公告 令和7年5月27日
東京都渋谷区広尾一丁目6番10号
ホワイトカード株式会社
代表取締役 松原高司
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	44,793,239
	固定資産	260,000,001
	繰延資産	12,257,924
	合計	317,051,164
負純 資産 及の び部	流动資本	158,591,161
	株主資本	158,460,003
	資本剰余	181,004,901
	資本剩餘準備金	349,050,825
	その他の資本剰余金	101,504,899
	利益剰余金	247,545,926
	その他の利益剰余金	△371,595,723
	(うち当期純損失)	△371,595,723
	合計	(183,181,708)
		317,051,164

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億六千六百万四千九百一円、資本準備金の額を二千二百五十万四千八百九十九円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第 51 期 決 算 公 告
令和 7 年 4 月 28 日
東京都台東区浅草 1 丁目 22 番 10 号
株 式 会 社 小 舟
代表取締役 小林 静枝
貸借対照表の要旨 (令和 7 年 2 月 28 日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	1,127,281
流 動 資 産	392,809
固 定 資 産	
資 産 合 計	1,520,090
負純 資 産 及 の び部	20,190
流 動 負債	710,166
固 株 主	789,734
資 本	10,000
利 益	779,734
利 益	2,500
利 益	777,234
その他の利益	(32,917)
当期純利益	
負債・純資産合計	1,520,090

第70期決算公告
令和7年5月27日
東京都大田区北馬込1丁目27番7号
恵豊自動車交通株式会社
代表取締役 大橋 康弘
貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	187,739
流動資産	95,128
固定資産	
資産合計	282,867
負純 資 産 及 の び部	116,928
流動負債	142,000
固定負債	23,939
株主資本	10,000
資本剰余金	13,939
利益剰余金	2,500
その他の利益剰余金	11,439
(うち当期純利益)	(5,803)
負債・純資産合計	282,867

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する日交世田谷株式会社（住所東京都世田谷区大蔵一丁目二番三号）に対して当社の一般乗用旅客自動車運送事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
株主総会の承認決議は、令和七年四月三十日に終了しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
最終清算日は、令和七年五月三日（月）午後二時です。

第5期決算公告 令和7年5月27日
東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
(KANDA・SQUARE・19F)
コルバスエナジージャパン株式会社
代表取締役 オーレ・ヤコブ・イルゲンス

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)				
科 目	金 額(千円)			
資の 産部	流動資産	61,395		
	固定資産	1,451		
	合 計	62,847		
負純 資産 及 び部	流動負債	59,648		
	株主資本	3,199		
	資本剰余金	100,000		
	利益剰余金	△6,800		
	△越利益(うち当期純損失)	△6,800		
	合 計	(6,656)		
62,847				

第68期決算公告
令和7年5月27日
東京都新宿区中落合一丁目11番18号
日本直販株式会社
代表取締役 岩間 信憲
貸借対照表の要旨
(令和6年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 1,761,653
	固定資産 3,060,641
	合計 4,822,294
負純 資 産 及 び部	流动負債 3,053,027
	固定負債 5,451
	资本 1,763,815
資 産 及 び部	利益 10,000
	本利剰余 1,753,815
	利息 2,500
資 産 及 び部	その他利益剰余金 1,751,315
	(うち当期純利益) (57,931)
	合計 4,822,294

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の
賃貸及び管理に関する事業について権利義務を
承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告
掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記の
とおりですが、甲は確定した最終事業年度は
ありません。令和七年五月二十七日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三番七号
N X 新宿ビル八階
(甲) ナビルズホールディングス株式
会社
ナビルズホールディングス株式会社
信託

第 54 期決算公告 令和 7 年 5 月 27 日
東京都目黒区中根 2 丁目 12 番 2 号
東京電氣技術工業株式会社

東京電気技術工業株式会社 貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)			
金額(千円)			
資の 産部	流動資産	固定資産	合計
資の 産部			391,374
			281,208
		合計	672,582
負純 資 債 産 及 の び部	流動負債	固定負債	89,600
	株主資本	資本金	472,281
	資本剰余金	資本準備金	110,701
	利益(うち当期純利益)	利益(うち当期純利益)	30,000
		利益(うち当期純利益)	80,701
		利益(うち当期純利益)	(7,500)
		利益(うち当期純利益)	(73,201)
		利益(うち当期純利益)	(1,945)
	合計		672,582

貸借対照表の要旨

科 目	金 額
資の 産部	2,629,307
資の 産部	2,843,529
資の 産部	5,472,837
負純 債 産 及び 部	763,297
負純 債 産 及び 部	1,530,010
負純 債 産 及び 部	3,179,528
負純 債 産 及び 部	10,000
負純 債 産 及び 部	4,498,360
負純 債 産 及び 部	2,249,740
負純 債 産 及び 部	2,248,620
負純 債 産 及び 部	△1,328,831
負純 債 産 及び 部	△1,328,831
負純 債 産 及び 部	(4,880,518)
負債・純資産合計	5,472,837

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億五千六十三万五百三十四円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月27日
京都市右京区嵯峨天龍寺造路町30番地の21
エンジェルナビ株式会社
代表取締役 深田 啓介
賃借対照表の要旨
(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の部	16,833
資産	19,992
合	36,826
資本	25,642
資本	11,183
資本	1,000
資本	10,183
資本	10,183
資本	(7,561)
合	36,826

新設分割及び資本金の額の減少公告
当社は、新設分割により新設する東京ジエ
ル港ナビ・キヤビタフル株式会社に住所…東京事業
港区芝三丁目八番九号に対し、当社事業部
のうちCVCへ大企業向け投資運用受託サービ
ス及びインキュベーション支援サービスに
関する権利義務を承継することにいたしました。
また、当社はこの新設分割に伴い、資本金
の額を十万円減少することにいたしました。
これらの方針に対し異議のある債権者は、
本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出
下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

令和七年五月二十七日
京都府右京区嵯峨龍寺造路町三〇番
地の二一
エンジニアリングエルナビ株式会社
代表取締役 深田 啓介

第3期決算公告 令和7年5月27日

東京都目黒区中根2丁目12番2号

TDGホールディングス株式会社

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)						
科 目			金 額(千円)			
資の 産部	流 動	資 産	資 産	資 産	資 産	資 産
	固 定	資 産	資 産	資 産	資 産	資 産
	合 计					142,566
負純 債資 産及 び部	流 動	負 負	債 債	債 債	債 債	本 金
	固 定	資 資	資 資	資 資	資 資	金 金
	株 主	資 本	資 本	資 本	資 本	金 金
		剩 余	剩 余	剩 余	剩 余	金 金
	(その他資本)	(その他資本)	(その他資本)	(その他資本)	(その他資本)	(141,637)
	利 益	剩 余	剩 余	剩 余	剩 余	△1,251
	(その他利益)	(その他利益)	(その他利益)	(その他利益)	(その他利益)	(△1,251)
	(うち 当期純損失)					(274)
	合 计					142,566

貸借対照表の要旨

科 目		金 額
資の 産部	流動資産	4,289
	固定資産	885
	有形固定資産	631
	無形固定資産	207
	投資その他の資産	46
	資産合計	5,174
負純 資産 及の び部	流動負債	537
	固定負債	19,393
	株主資本	△14,756
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	△24,756
	利益準備金	2,400
	その他の利益剰余金	△27,156
	(うち当期純利益)	(329)
	負債・純資産合計	5,174

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年五月二十七日

大阪市天王寺区大道五丁目一番九号
株式会社古川商店
代表取締役 古川 靖博

第39期決算公告

2025年5月27日
東京都昭島市武藏野三丁目1番2号
日本電子テクノロジーズ株式会社

日本電子テクノサービス株式会社
代表取締役社長 松本 幸司
貸借対照表の要旨

資本信託の実績の変動		(2025年3月31日現在)	(単位:千円)
科 目	金 額		
資の 産部	資 産	213,012 44,109	
	合 計	257,121	
負純 資 産 及の び部	資 本	112,688 32,915 111,517 10,000 101,517 2,500 99,017 (46,209)	
	利 益	負債	
	資 本	債 債	
	利 益	債 債	
	資 本	債 債	
	利 益	債 債	
	その他の利益	債 債	
	(うち当期純利益)	債 債	
	合 計	257,121	

第23期決算公告
令和7年5月27日
兵庫県伊丹市鴻池七丁目1番45号
株式会社エムティエス
代表取締役 佐郷 充啓
貸借対照表の要旨
(令和6年8月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	565,667
	固定資産	37,452
	合計	603,120
負純 資產 及の び部	流動負債	384,205
	固定負債	54,290
	株主資本	164,624
	資本剰余	30,000
	利益剰余	134,624
	その他利益	134,624
	(うち当期利益)	(13,352)
	合計	603,120

準備金の額の減少公告
当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を十三億百四十八万八千八百二十円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十七日

兵庫県伊丹市鴻池七丁目一番四五号
株式会社エムティエス
代表取締役 佐郷 充啓

第28期決算公告 令和7年3月25日
東京都品川区上大崎二丁目24番11号
国際マネジメントシステム認証機構
株式会社

代表取締役 上野 洋一
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産
	固定資産
	資産合計
	244,077
	122,037
	366,114
負純 資 債 産 及 の び部	流动負債
	固定負債
	资本
	定王
	本資
	135,541
	17,000
	213,573
	20,000
	14,710
	10,000
	178,862
	178,862
	(52,261)
	負債・純資産合計
	366,114

貸借対照表の要旨

資本		積立		金額	
資産部	流動資産	固定資産	資本	積立	463 2,864
	合計				3,327
負純資産及び部	流動負債	固定負債	資本	積立	1,554 2,741 △968
	株主資本	資本剩餘	本益	準備金	50 10 10
	資本	資本	余剰金	金	
	資本	資本	準備金	金	
	資本	資本	金	△1,028	
	利益	利益	余剰金	△1,028	
	その他利益	その他利益	金		
	(うち当期純損失)	(うち当期純損失)			(51)
	合計				3,327

左記会社は吸収分割して甲は乙の一切の事業を承継し乙はそれを承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。
令和七年五月二十七日
鳥取県米子市皆生温泉四丁目一八番四五号
（甲）株式会社 K.G.H.
代表取締役 梶谷 雅之
鳥取県米子市皆生温泉四丁目一八番四五号
（乙）株式会社皆生グランドホテル
代表取締役 伊坂 明

第12期決算公告

令和7年3月25日

シリットホールディングス株式会社
代表取締役 海老原邦吉

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)			
科	目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	4,268	
	固定資産	125,957	
	資産合計	130,226	
負純 資 債 産 及 の び部	流動負債	368	
	株主資本	129,857	
	資本剰余金	9,900	
	資本準備金	4,100	
	資本利益剰余金	4,100	
	その他の利益剰余金	115,857	
	(うち当期純利益)	115,857	
	負債・純資産合計	(35,512)	
	負債・純資産合計	130,226	

第49期決算公告

令和7年5月27日
新潟県長岡市中興野232番地1
株式会社ローリー^ー
代表取締役社長 宮路 光広
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産
	固定資産
	合計
	2,330
	1,292
	3,622
負純 資産 及の び部	流動負債
	固定負債
	株主資本
	金利益
	益余剰金
	準備金
	その他の利益
	純利益
	(うち当期純利益)
	合計
	1,469
	10
	2,142
	50
	2,092
	12
	2,079
	(310)
	3,622

決 算 公 告

令和7年5月27日
三重県伊勢市二見町江681番地46
マルカ水産株式会社
代表取締役 川岸 一洋
貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	126,507
	固定資産	47,108
	合計	173,616
負純 資 産 及 び部	流動負債	73,587
	固定負債	161,632
	株主資本	△61,602
資 産 及 び部	資本剰余金	10,000
	利益準備金	△71,602
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	600 △72,202 (7,597)
合計		173,616

第 57 期 決 算 公 告

令和7年5月27日
福井県越前市北府二丁目1番5号
株式会社福井環境分析センター
代表取締役社長 田中 明浩

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)		金額(千円)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,467,549
	固定資産	703,869
	資産合計	2,171,418
負純 資 債 産 及 の び部	流動負債	259,195
	固定負債	406,306
	株主資本	1,505,916
資 産 及 の び部	資本剰余金	10,000
	利益準備金	1,495,916
	その他利益剰余金 (うち他利益剰余金)	2,500 1,493,416 (38,335)
負債・純資産合計		2,171,418

第10期決算公告 令和7年5月27日

第10期清算公告
群馬県高崎市井野町1141番地1
Felicitas
Casa Modesta株式会社
代表取締役 田中良明
貸借対照表の要旨(会和6年6月30日現在)

眞対照表の要目(令和6年5月30日現在)			
科	目	金	額(千円)
資の 産部	流動資産	5,152	
	固定資産	5,955	
資産合計		11,107	
負純 債資産 及の び部	流動負債	1,637	
	固定負債	9,728	
資本		△257	
利益		5,000	
その他利益		△5,257	
(うち当期純損失)		△5,257	
		(435)	
負債・純資産合計		11,107	

第 47 期決算公告 2025 年 5 月 27 日

兵庫県西宮市松原町5番23号
株式会社スリーエス
代表取締役 山村 直人
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目		金額(百万円)
資の 産部	流動資産	6,549
	固定資産	2,714
	合 計	9,264
負純 資産 及の び部	流動負債	1,000
	固定負債	174
	株主資本	7,694
	資本剰余金	50
	利益剰余金	7,644
	利 備 金	38
	その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	7,606 (603)
	評価・換算差額等	394
	その他有価証券評価	394
合 計		9,264

第 16 期 決 算 公 告

第16期決算公告
令和7年5月27日
北九州市若松区今光二丁目9番29号
エヌテック株式会社

代表取締役 野口 幸久 貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)						
科 目			金 額(千円)			
資の 産部	流動資産	固定資産	23,345			
	合	計	87,284			
			110,629			
負純 債資 産及 び部	流動負債	固定負債	4,478			
	株主資本	資本剰余金	220,873			
	利益	その他利益	△114,721			
	(うち	当期純損失)	10,000			
			△124,721			
			△124,721			
			(4,082)			
	合	計	110,629			

第62期決算公告 令和7年5月27日

北海道厚岸郡厚岸町白浜四丁目30番地
株式会社スターフーム
代表取締役 成澤 則充

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)				
科	目	金	額	(千円)
資の 産部	流動資産	10,336		
	固定資産	53,564		
	合計	63,900		
負純 資 債 産 及 の び部	流動負債	21,038		
	固定負債	129,099		
	株主資本	△86,237		
	利益剰余金	10,000		
	利益準備金	△96,237		
	その他利益剰余金	5,000		
	(うち当期純損失)	△101,237		
	合計	△3,951		
		△3,951		

第22期決算公告 令和7年5月27日

北海道厚岸郡厚岸町白浜四丁目30番地
株式会社ナリテツ
代表取締役 成澤 則泰

1. 収取候成澤則元 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)						
科	目	金額(千円)				
資の部	流動資産	735,822				
	固定資産	367,863				
	合計	1,103,685				
負純資産の部	流動負債	509,129				
	固定負債	91,517				
	株主資本	503,038				
資産の部	資本	30,000				
	利益	473,038				
	利益準備金	2,000				
負債の部	その他利益	471,038				
	(うち当期純利益)	(13,403)				
合計		1,103,685				

第2期決算公告

令和7年5月27日

広島県東広島市西大沢二丁目2-9
KGモーターズ株式会社
代表取締役 楠 一成貸借対照表の要旨
(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	437,769	流動負債	12,327
固定資産	20,894	固定負債	10,200
総資産	116	株主資本	△93,748
		資本剰余金	60,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	50,000
		その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△203,748
		新株予約権	△203,748
資産合計	458,780	負債・純資産合計	458,780

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を六億一千七百四十九万八千十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月27日
広島県東広島市西大沢二丁目2-19
KGモーターズ株式会社
代表取締役 楠 一成

決算公告

令和7年5月27日

東京都港区赤坂7丁目10番20号
株式会社クロスヴィジョンインターナショナル
代表取締役 ランズベリージエリー満
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,124,319,155	流動負債	966,801,754
固定資産	315,293,851	賞与引当金	3,700,066
		固定負債	99,300,600
		退職給付引当金	99,300,600
		株主資本	373,510,652
		資本剰余金	459,000,000
		資本準備金	59,760,000
		利益剰余金	59,760,000
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△145,249,348
資産合計	1,439,613,006	負債・純資産合計	1,439,613,006

資本金の額の減少公告
当社は資本金の額を三億五千九百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年5月27日
東京都港区赤坂7丁目10番2-10号
株式会社クロスヴィジョンインターナショナル
代表取締役 ランズベリージエリー満

第3期決算公告

令和7年5月27日

福島県双葉郡浪江町大字棚塩字北金ヶ森1番1
株式会社ライスレジン
代表取締役 深佐 寿彦
貸借対照表の要旨 (令和6年6月30日現在) (単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部		
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	67,056	流動負債	439,368
固定資産	822,899	賞与引当金	493
		固定負債	728,640
		株主資本	△278,051
		資本剰余金	42,500
		資本準備金	42,500
		利益剰余金	42,500
		その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△363,051
合 計	889,956	合 計	889,956

資本金の額の減少公告
当社は資本金の額を一千五百六十九万円減少し、八千円とするにいたしました。
また、令和7年5月27日から令和7年6月27日までに募集株式の発行があつた場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、最終的に資本金の額を八千円とするにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月27日
福島県双葉郡浪江町大字棚塩字北金ヶ森1番1
株式会社ライスレジン
代表取締役 深佐 寿彦

第10期決算公告

令和7年5月27日

石川県白山市八田町669番地1
GRNエンジニアリング株式会社
代表取締役 渡辺 弘
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の産部	172,315
流動資産	79,674
合 計	251,990
負純資産及のび部	60,426
流動定資本	90,040
固定株主資本	101,524
資本剰余金	50,000
資本準備金	50,000
利益剰余金	1,524
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,524
合 計	(36,102)
	251,990

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の左記記載の事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継されることにいたしました。
各種自動販売機器、酒類・清涼飲料水等の機器、各種厨房機器、空調機器その他の各種機器に関する事業

二、一般電気工事業
情報システム、物流システム、コンピュータソフトウェアに関する事業

三、この会社分割に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 左記のとおりです。
(乙) 揭載紙官報
令和7年5月27日 (号外第六十九号)
富山県高岡市内島三五五番地一
GRNエンジニアリング株式会社
代表取締役 渡辺 弘
令和7年5月27日 (号外第六十九号)
石川県白山市八田町六六九番地一
GRNエンジニアリング株式会社
代表取締役 渡辺 弘
令和7年5月27日 (号外第六十九号)
石川県白山市八田町669番地1
GRNエンジニアリング株式会社
代表取締役 渡辺 弘

第16期決算公告

令和7年5月27日 埼玉県さいたま市南区別所一丁目19番10号

株式会社アライ

代表取締役 新井 正幸

貸借対照表の要旨

(令和6年7月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	3,663
固定資産	154,133
資産合計	157,796
負純資産及のび部	
流動負債	1,117
固定負債	178,085
株主資本	△21,406
資本利益	3,000
利益剰余金	△24,406
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△24,406 (970)
負債・純資産合計	157,796

第73期決算公告

令和7年5月27日 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室7116番地1

中央樹脂化学株式会社

代表取締役 新井 一弘

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	708,090
固定資産	459,188
資産合計	1,167,278
負純資産及のび部	
流動負債	111,355
固定負債	20,000
株主資本	1,035,923
資本利益	10,000
利益剰余金	1,025,923
その他利益剰余金(うち当期純利益)	20,000 1,005,923 (37,842)
負債・純資産合計	1,167,278

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月27日 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室7116番地1

六番地一

番一〇号

(甲) 中央樹脂化学株式会社
代表取締役 新井 一弘
(乙) 株式会社アライ
代表取締役 新井 正幸

第1期決算

令和7年5月27日 神奈川県横浜市西区北幸二丁目10番地28
むつみビル3F

株式会社クリエイト

代表取締役 新堀 雄大

貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	356,177,355
固定資産	1,966,667
合計	358,144,022
負純資産及のび部	
流動負債	356,384,136
株主資本	1,759,886
資本利益	10,000
利益剰余金	1,749,886
その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,749,886 (1,749,886)
合計	358,144,022

第1期決算公告

令和7年5月27日 東京都渋谷区恵比寿四丁目22番10号8階

株式会社Essence Group

代表取締役 古瀬 貴将

貸借対照表の要旨

(令和6年3月31日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	136,674,739
合計	136,674,739
負純資産及のび部	
流動負債	105,522,725
株主資本	31,152,014
資本利益	5,500,000
利益剰余金	25,652,014
その他利益剰余金(うち当期純利益)	25,652,014 (25,652,014)
合計	136,674,739

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月27日 東京都渋谷区恵比寿四丁目22番10号8階

八階

(甲) 株式会社Essence Group

代表取締役 古瀬 貴将

(乙) 株式会社クリエイト

代表取締役 新堀 雄大

第2期決算公告

令和7年5月27日 東京都千代田区神田小川町二丁目4番地17
大宮第1ビル5階

株式会社P I F

代表取締役 岡 政義

貸借対照表の要旨

(令和6年11月30日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	585,954
繰延資産	300,018
資産合計	885,972
負純資産及のび部	
流動負債	1,136,700
株主資本	△250,728
資本利益	33,300
利益剰余金	△284,028
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△284,028 (284,028)
負債・純資産合計	885,972

第12期決算公告

令和7年5月27日 東京都千代田区神田小川町二丁目4番地17
大宮第1ビル5階

株式会社トリマラン

代表取締役 岡 政義

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	86,502,034
固定資産	13,095,223
資産合計	99,597,257
負純資産及のび部	
流動負債	29,544,959
固定負債	40,000,000
株主資本	30,052,298
資本利益	33,300,000
利益剰余金	△3,247,702
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△3,247,702 (644,852)
負債・純資産合計	99,597,257

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙を含む)を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月27日 東京都千代田区神田小川町二丁目4番地17

地東京都千代田区神田小川町二丁目4番

一七 大宮第一ビル五階

(甲) 株式会社トリマラン

代表取締役 岡 政義

(乙) 株式会社P I F

代表取締役 岡 政義

第1期決算公告

令和7年5月27日 東京都中央区日本橋室町一丁目11番12号
日本橋水野ビル7階

株式会社OMAPAN

代表取締役 洞本 昌明

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	26,916
資産合計	26,916
負純資産及のび部	
流動負債	24,125
固定負債	20,000
株主資本	△17,208
資本利益	1,000
利益剰余金	△18,208
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△18,208 (18,208)
負債・純資産合計	26,916

第12期決算公告

令和7年5月27日 東京都港区南青山2-12-15
南青山二丁目ビル5F

ディヴォートソリューション株式会社

代表取締役 洞本 昌明

貸借対照表の要旨

(令和6年7月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	283,037
固定資産	18,360
資産合計	301,397
負純資産及のび部	
流動負債	204,034
固定負債	97,363
株主資本	1,000
資本利益	96,363
利益剰余金	96,363
その他利益剰余金(うち当期純利益)	96,363 (35,885)
負債・純資産合計	301,397

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年5月27日 東京都中央区日本橋室町一丁目1番1号

一二号日本橋水野ビル七階

(甲) ディヴォートソリューション

代表株式会社

(乙) 洞本 昌明

代表取締役 洞本 昌明

洞本 A P 昌明 N

決算公告 令和7年5月27日
東京都港区浜松町二丁目2番15号2F
株式会社YSホールディングス
代表取締役 外川 穣
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	663,937
固 定 資 産	116,935
資 産 合 計	780,873
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	448,685
株 主 資 本	332,187
資 本 剰 余 金	10,000
資 本 準 備 金	303,900
そ の 他 資 本 剰 余 金	10,000
利 益 剰 余 金	293,900
そ の 他 利 益 剰 余 金	18,287
利 益 剰 余 金	18,287
(うち当期純損失)	(23,878)
負債・純資産合計	780,873

決算公告 令和7年5月27日
東京都港区浜松町二丁目2番15号2F
株式会社トラストホールディングス
代表取締役 外川 穣
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	557,195
固 定 資 産	105,822
資 産 合 計	663,018
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	423,800
株 主 資 本	239,217
資 本 剰 余 金	100
利 益 剰 余 金	239,117
そ の 他 利 益 剰 余 金	239,117
(うち当期純利益)	(146,292)
負債・純資産合計	663,018

合併公告 令和7年5月27日
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。左記のとおりです。
(甲)左記のとおりです。
(乙)左記のとおりです。

第12期決算公告 令和7年5月27日
東京都墨田区錦糸一丁目7番14号
株式会社エスキー企画東京西
代表取締役 深澤 賢治
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	15,842
固 定 資 産	1,328
資 産 合 計	17,170
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	12,425
固 定 負 債	30,104
負 債 合 計	42,530
株 主 資 本	△ 25,359
資 本 剰 余 金	3,000
利 益 剰 余 金	△ 28,359
そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 28,359
(うち当期純損失)	(11,614)
純 資 産 合 計	△ 25,359
負債・純資産合計	17,170

第30期決算公告 令和7年5月27日
東京都墨田区錦糸一丁目7番14号
株式会社エスキー企画
代表取締役 深澤 賢治
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	46,623
固 定 資 産	544
資 産 合 計	47,168
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	9,638
固 定 負 債	30,380
負 債 合 計	40,018
株 主 資 本	7,149
資 本 剰 余 金	3,000
利 益 剰 余 金	4,149
そ の 他 利 益 剰 余 金	4,149
(うち当期純損失)	(3,747)
純 資 産 合 計	7,149
負債・純資産合計	47,168

合併公告 令和7年5月27日
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第50期決算
令和7年5月27日
神奈川県横浜市中区本牧十二天3番10号
株式会社SKG
代表取締役 本山 智子
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流 動 資 産	68,374,482
固 定 資 産	38,313,836
資 産 合 計	106,688,318
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	46,710,155
固 定 負 債	8,973,000
株 主 資 本	51,005,163
資 本 剰 余 金	10,000,000
利 益 剰 余 金	41,005,163
そ の 他 利 益 剰 余 金	41,005,163
(うち当期純利益)	(5,000,746)
合 計	106,688,318

第50期決算
令和7年5月27日
神奈川県横浜市中区本牧十二天3番10号
株式会社SKGトランスポート
代表取締役 本山 智子
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流 動 資 産	222,618,207
固 定 資 産	198,476,920
資 産 合 計	421,095,127
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	290,780,985
固 定 負 債	50,972,000
株 主 資 本	79,342,142
資 本 剰 余 金	70,000,000
利 益 剰 余 金	14,742,142
そ の 他 利 益 剰 余 金	14,742,142
(うち当期純損失)	(31,187,250)
自 己 株 式	△ 5,400,000
合 計	421,095,127

合併公告 令和7年5月27日
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和7年7月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和7年5月8日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

決算公告
令和7年5月27日
大阪府豊中市宝山町17番1号
株式会社ナーシングトラスト
代表取締役 山田 睿
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	513,743
固 定 資 産	17,866
資 産 合 計	531,609
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	58,172
固 定 負 債	2,100
株 主 資 本	471,337
資 本 剰 余 金	10,000
利 益 剰 余 金	461,337
そ の 他 利 益 剰 余 金	2,500
(うち当期純利益)	458,837
合 計	531,609

決算公告
令和7年5月27日
大阪市中央区南本町一丁目2番6号
株式会社フルライフケア
代表取締役 德山 善雄
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	3,666,329
固 定 資 産	2,390,255
資 産 合 計	6,056,584
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	852,863
固 定 負 債	2,215,177
株 主 資 本	2,988,542
資 本 剰 余 金	20,000
利 益 剰 余 金	2,968,542
利 益 剰 余 金	5,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	2,963,542
(うち当期純利益)	(867,628)
負債・純資産合計	6,056,584

合併公告 令和7年5月27日
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第7期決算公告

令和7年5月27日
兵庫県丹波市青垣町山垣833番地
株式会社KANON
代表取締役 足立 幸子
貸借対照表の要旨
(令和6年7月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	30,071 9,008
	合計	39,080
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 利益 (うち当期純損失)	374 38,705 9,000 29,705 29,705 29,705 (547)
	合計	39,080

第10期決算公告

令和7年5月27日
兵庫県丹波市青垣町山垣833番地
株式会社Gradus
代表取締役 足立 幸子
貸借対照表の要旨
(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	51,319 43,192
	合計	94,512
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 利益 (うち当期純損失)	19,491 50,000 25,020 10,000 15,020 15,020 (1,682)
	合計	94,512

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部(甲株式五十株を含む)を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公表いたします。この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第53期決算公告

令和7年5月27日
岡山県真庭市久世2917番地の1
セントラル石油株式会社
代表取締役 竹藤健太郎
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	18,167 16,456
	合計	34,624
負純 資 産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 利益 その他の利益 利益 (うち当期純損失)	11,706 13,474 9,443 15,000 5,556 2,000 7,556 (4,664)
	合計	34,624

第65期決算公告

令和7年5月27日
岡山県真庭市久世2920番12
竹藤建設株式会社
代表取締役 竹藤健太郎
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	226,485 322,488
	合計	549,203
負純 資 産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 利益 その他の利益 利益 (うち当期純損失)	62,662 486,540 50,000 436,540 31,000 405,540 (6,135)
	合計	549,203

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第15期決算公告

令和7年5月27日
石川県金沢市弥勒町力18番地
株式会社中日本石油市場
代表取締役 藤沢 勇司
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	4,779 268,724
	合計	273,503
負純 資 産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 利益 その他の利益 利益 (うち当期純利益)	23,272 222,731 27,499 8,880 18,619 18,619 (1,379)
	合計	273,503

第43期決算公告

令和7年5月27日
石川県金沢市吉原町ハ39番地
ケイ・エス株式会社
代表取締役 藤沢 勇司
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	118,436 752,324
	合計	870,760
負純 資 産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 利益 その他の利益 利益 (うち当期純利益)	178,866 222,348 469,545 48,000 9,980 9,980 411,565 411,565 (1,706)
	合計	870,760

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

決算公告

令和7年5月27日

鳥取市古海308番地2
日本海運輸有限会社
代表取締役 楠原 章吾

貸借対照表の要旨
(令和7年2月28日現在) (単位:円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科	目	科	目
流動資産	134,268,237	流动負債	26,971,390
固定資産	221,872,241	固定負債	239,023,200
有形固定資産	122,834,823	負債合計	265,994,590
無形固定資産	600,950	株主資本	90,145,888
投資その他の資産	98,436,468	資本	4,000,000
		利益	86,145,888
		剰余金	86,145,888
		その他の利益	(5,260,653)
		剰余金	90,145,888
		純資産合計	90,145,888
資産合計	356,140,478	負債・純資産合計	356,140,478

令和7年5月27日
鳥取市古海三〇八番地二

(甲) 日本海運輸有限会社
代表取締役 楠原 章吾
(乙) 有限会社大塚運送
取締役 楠原 章吾

合併公告
左記会社は甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。効力発生日は令和7年7月1日であり、両社の株主総会の承認決議は令和7年4月20日四日終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

第36期決算公告

2025年5月27日 福岡県大野城市川久保1丁目2番1号
株式会社ドラッグイレブン
代表取締役社長 半澤 剛

貸借対照表の要旨

(2025年2月28日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	15,333	流動負債	16,474
固定資産	19,945	賞与引当金	352
有形固定資産	16,164	役員賞与引当金	22
無形固定資産	52	店舗閉鎖損失引当金	2
投資その他の資産	3,728	その他の負債	16,098
		固定負債	14,256
		退職給付引当金	269
		店舗閉鎖損失引当金	4
		その他の負債	13,983
		負債合計	30,731
		株主資本	4,546
		資本金	100
		資本剰余金	3,120
		資本準備金	3,060
		その他資本剰余金	60
		利益剰余金	5,926
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	5,922
		自己株式	△4,600
		純資産合計	4,546
合計	35,278	合計	35,278

損益計算書の要旨

(自 2024年5月16日)

(至 2025年2月28日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	41,536	経常利益	831
売上原価	28,195	特別損失	5
売上総利益	13,341	特別損失	399
販売費及び一般管理費	12,409	税引前当期純利益	437
営業利益	932	法人税、住民税及び事業税	182
営業外収益	45	法人税等調整額	185
営業外費用	146	当期純利益	70

第14期決算公告

令和7年5月27日 愛知県津島市東柳原町五丁目5番地1
長田ホールディングス株式会社
代表取締役 長田 一郎

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	958	流動負債	1,293
固定資産	24,693	賞与引当金	13
		固定負債	7,088
		退職給付引当金	306
		株主資本	17,270
		資本金	10
		資本剰余金	16,663
		その他資本剰余金	16,663
		利益剰余金	1,978
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	1,975
		(うち当期純利益)	(95)
		自己株式	△1,380
資産合計	25,652	負債・純資産合計	25,652

第27期決算公告

令和7年5月26日 兵庫県赤穂市加里屋290番地10
赤穂駅周辺整備株式会社
代表取締役 牟禮 正穂

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	99,301	流動負債	8,903
固定資産	27,671	固定負債	32,376
	27,356	負債合計	41,279
有形固定資産	165	株主資本	85,693
無形固定資産	150	資本金	40,000
投資その他の資産		利益剰余金	45,693
		その他利益剰余金	45,693
		(うち当期純損失)	(9,945)
資産合計	126,972	純資産合計	85,693
		負債・純資産合計	126,972

第59期決算公告

2025年5月27日 松山市南江戸四丁目3番37号
株式会社レディイ薬局
代表取締役社長 藤田 和郎

貸借対照表の要旨

(2025年2月28日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	21,458	流動負債	18,238
固定資産	22,059	(賞与引当金)	(479)
		(役員賞与引当金)	(28)
		(店舗閉鎖損失引当金)	(26)
		固定負債	3,528
		(退職給付引当金)	(48)
		(店舗閉鎖損失引当金)	(160)
		負債合計	21,766
		株主資本	21,751
		資本金	598
		資本剰余金	1,320
		資本準備金	1,320
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	19,832
		利益準備金	16
		その他利益剰余金	19,815
		純資産合計	21,751
合計	43,518	合計	43,518

損益計算書の要旨

(自 2024年5月16日)

(至 2025年2月28日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	71,447	経常利益	3,330
売上原価	50,634	特別損失	1,076
売上総利益	20,812	税引前当期純利益	2,254
販売費及び一般管理費	17,301	法人税、住民税及び事業税	1,100
営業利益	3,511	法人税等調整額	△416
営業外収益	88	当期純利益	1,570
営業外費用	269		

第50期決算公告

2025年5月27日 札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社ツルハ

代表取締役社長 八幡 政浩

貸借対照表の要旨 (2025年2月28日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	160,851	流動負債	109,515
固定資産	129,868	賞与引当金	3,351
有形固定資産	51,469	役員賞与引当金	43
無形固定資産	304	店舗閉鎖損失引当金	634
投資その他の資産	78,094	その他の負債	105,487
		固定負債	18,957
		店舗閉鎖損失引当金	2,105
		その他の負債	16,852
		負債合計	128,472
		株主資本	141,879
		資本金	4,252
		資本剰余金	5,753
		資本準備金	4,269
		その他資本剰余金	1,484
		利益剰余金	131,872
		利益準備金	248
		その他利益剰余金	131,624
		評価・換算差額等	20,368
		その他の有価証券評価差額金	20,368
		純資産合計	162,247
合計	290,720	合計	290,720

損益計算書の要旨

(自 2024年5月16日)

(至 2025年2月28日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	430,379	経常利益	19,825
売上原価	297,754	特別損失	4,586
売上総利益	132,625	税引前当期純利益	8,752
販売費及び一般管理費	113,170	法人税、住民税及び事業税	15,658
営業利益	19,454	法人税等調整額	7,215
営業外収益	1,108	当期純利益	△2,285
営業外費用	738		10,728

第 16 期 決 算 公 告

2025年5月27日 広島市西区井口明神一丁目1番10号
株式会社ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本
代表取締役社長 村上 正一

貸借対照表の要旨
(2025年2月28日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	41,656	流動負債	30,744
固定資産	37,781	契約負債	3,205
有形固定資産	24,937	賞与引当金	1,068
無形固定資産	427	役員賞与引当金	71
投資その他の資産	12,417	店舗閉鎖損失引当金	62
		その他の	26,338
		固定負債	4,582
		店舗閉鎖損失引当金	365
		その他の	4,217
		負債合計	35,327
株主資本	44,110	株主資本	44,110
資本金	287	資本剰余金	3,574
資本準備金	1,564	その他資本剰余金	2,010
利益剰余金	40,248	利益剰余金	40,248
その他利益剰余金	40,248	純資産合計	44,110
合計	79,438	合計	79,438

損益計算書の要旨

(自 2024年5月16日)
(至 2025年2月28日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	126,019	経常利益	9,615
売上原価	87,148	特別利益	251
売上総利益	38,870	特別損失	2,599
販売費及び一般管理費	29,242	税引前当期純利益	7,267
営業利益	9,628	法人税、住民税及び事業税	2,709
営業外収益	125	法人税等調整額	△604
営業外費用	137	当期純利益	5,162

第 63 期 決 算 公 告

2025年5月27日 浜松市中央区伝馬町313番地の23
株式会社杏林堂薬局
代表取締役社長 小河路直孝

貸借対照表の要旨

(2025年2月28日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	24,997	流動負債	24,583
固定資産	32,240	賞与引当金	778
有形固定資産	25,198	契約負債	2,770
無形固定資産	181	役員賞与引当金	52
投資その他の資産	6,860	ポイント引当金	296
		その他の	20,687
		固定負債	6,907
		退職給付引当金	1,288
		その他の	5,619
		負債合計	31,490
株主資本	25,443	株主資本	25,443
資本金	50	資本剰余金	25,393
資本準備金	12	利益準備金	12
その他資本剰余金	25,381	その他利益剰余金	25,381
評価・換算差額等	303	その他有価証券評価差額金	303
純資産合計	25,746	純資産合計	25,746
合計	57,237	合計	57,237

損益計算書の要旨

(自 2024年5月16日)
(至 2025年2月28日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	108,031	経常利益	2,351
売上原価	79,813	特別利益	3
売上総利益	28,218	特別損失	525
販売費及び一般管理費	25,614	税引前当期純利益	1,829
営業利益	2,603	法人税、住民税及び事業税	670
営業外収益	146	法人税等調整額	△109
営業外費用	398	当期純利益	1,269

第 46 期 決 算 公 告

2025年5月27日 東京都千代田区神田小川町三丁目9番2号
イオン住宅ローンサービス株式会社

代表取締役社長 中島 陽朗

貸借対照表の要旨

(2025年2月28日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,878	流動負債	5,214
固定資産	6,606	賞与引当金	32
有形固定資産	35	債務保証損失引当金	781
無形固定資産	180	その他の	4,399
投資その他の資産	6,390	固定負債	195
		負債合計	5,409
株主資本	23,850	株主資本	23,850
資本金	3,340	資本剰余金	2,449
資本準備金	2,449	利益剰余金	18,061
利益剰余金	121	利益準備金	121
利益準備金	17,940	その他利益剰余金	224
その他利益剰余金	224	その他有価証券評価差額金	224
評価・換算差額等		純資産合計	24,075
その他有価証券評価差額金		資産合計	29,484
負債・純資産合計	29,484	負債・純資産合計	29,484

損益計算書の要旨

(自 2024年3月1日)
(至 2025年2月28日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
営業収益	5,568	税引前当期純利益	3,863
営業費用	1,705	法人税、住民税及び事業税	1,131
営業利益	3,863	法人税等調整額	51
営業外収益	0	当期純利益	2,681
営業外費用	3,863		

第 90 期 決 算 公 告

令和7年5月26日 福井県越前市北府二丁目17番33号

ShinEtsu 日信化学工業株式会社

代表取締役社長 小野猪智郎

貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:百万円)

資産の部	金額	負債及び純資産の部	金額
流動資産	20,703	流動負債	6,291
固定資産	11,276	賞与引当金	139
有形固定資産	10,231	その他の	6,151
投資その他の資産	1,044	固定負債	5,864
		退職給付引当金	87
		その他の	5,776
		負債合計	12,155
株主資本	23,850	株主資本	19,539
資本金	3,340	資本剰余金	500
資本準備金	2,449	利益準備金	19,039
利益剰余金	18,061	その他利益剰余金	125
利益準備金	121	評価・換算差額等	18,914
その他利益剰余金	17,940	その他有価証券評価差額金	283
評価・換算差額等	224	純資産合計	19,823
その他有価証券評価差額金	224	負債・純資産合計	31,979
資産合計	31,979		

損益計算書の要旨

(自 令和6年3月1日)
(至 令和7年2月28日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	20,203	経常利益	2,980
売上原価	16,537	税引前当期純利益	2,980
売上総利益	3,665	法人税、住民税及び事業税	829
販売費及び一般管理費	752	法人税等調整額	△
営業利益	2,913	当期純利益	6
営業外収益	201		2,157
営業外費用	134		

合併公告	
左記会社は吸収合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。	
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
(甲) 下記のとおりです。	
(乙) 計算書類の公告義務はありません。	
(丙) 下記のとおりです。	
令和7年5月27日	
仙台市青葉区上杉一丁目10番25号	
東亞キャピタル株式会社	
代表取締役 高橋 幸聖	
貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)	
科 目	
資の 産部	金額(千円)
資 産 合 計	104,754
負純 資 産 及 の び 部	
負債・純資産合計	104,754
(甲) 株式会社白峰	
一〇号 代表取締役 高橋 幸聖	
仙台市青葉区上杉一丁目一〇番二五五号	
(乙) 有限会社美栄社	
代表取締役 高橋 幸聖	
仙台市青葉区国分町二丁目一三番二二号	
第75期決算公告	
令和7年5月27日	
仙台市青葉区上杉一丁目10番25号	
東亞キャピタル株式会社	
代表取締役 高橋 幸聖	
第25期決算公告	
令和7年5月27日	
仙台市青葉区国分町二丁目13番21号	
株式会社白峰	
代表取締役 高橋 幸聖	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	
資の 産部	金額(千円)
資 産 合 計	1,918,950
負純 資 産 及 の び 部	
負債・純資産合計	1,918,950

第6期決算公告	
令和7年5月27日	
東京都千代田区麹町五丁目1番地1	
エフシーコスモスリーシング株式会社	
代表取締役 平馬 丈夫	
貸借対照表の要旨	
(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)	
科 目	
資の 産部	金額
資 産 合 計	2,505
負債及び純資産の部	
負債・純資産合計	2,505
第4期決算公告	
令和7年5月27日	
東京都千代田区麹町五丁目1番地1	
エスアールエフ流動化株式会社	
代表取締役 平馬 丈夫	
貸借対照表の要旨	
(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)	
科 目	
資の 産部	金額
資 産 合 計	4,318
負債及び純資産の部	
負債・純資産合計	4,318

第53期決算公告

令和7年5月27日

東京都千代田区四番町8番地18

株式会社シャラン

代表取締役 大谷 誠夫

貸借対照表の要旨

(令和6年10月31日現在) (単位:千円)

科 目		金 額
資の 産部	流動資産	1,677,373
	固定資産	1,084,223
合 計		1,947
負債及び純資産の部	流動負債	13,813
	固定負債	41,764
	資本	2,707,967
	資本	95,000
	資本	2,559,830
	資本	524,000
	資本	2,035,830
	資本	53,136
	資本	53,136
	資本	(574)
合 計		2,763,544

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、各社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年5月27日
東京都千代田区四番町八番地一八
(甲) 株式会社イーアンドアール
代表取締役 大谷 誠夫
(乙) 株式会社シャラン
代表取締役 大谷 誠夫

第80期決算公告 令和7年5月27日
長崎県長崎市田中町2022番地
藤村薬品株式会社
代表取締役 谷口理一郎
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(百万円)	
資の 産部	12,428	
	2,319	
資 産 合 計		14,747
負純 資 資 及 の び 部	7,085	
	147	
	7,281	
	480	
	380	
	6,421	
	25	
	6,396	
	(335)	
	234	
負債・純資産合計		14,747

第99期決算公告

令和7年5月27日

千葉市中央区塩田町384番地の2

関東ヂーゼル株式会社

代表取締役 石田 利博

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目		金 額(千円)
資の 産部	流動資産	749,264
	固定資産	631,388
資 産 合 計		1,380,653
負債及び純資産の部	流動負債	635,084
	固定負債	13,200
	退職給付引当金	460,071
	株主資本	264
	資本	285,497
	資本	60,000
	資本	786
	資本	786
	利益	253,465
	利益	15,000
	その他利益	238,465
	(うち当期純利益)	(27,748)
	自己株式	△28,755
負債・純資産合計		1,380,653

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年5月27日
茨城県水戸市見川町三八四番地の二
(甲) 関東ヂーゼル株式会社
代表取締役 石田 利博
(乙) 片岡自動車株式会社
代表取締役 石田 利博

令和7年5月27日
東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社

代表執行役 笹山 晋一

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	
資産の部	795,169	
	1,969,277	
	229,845	
	91,921	
資 産 合 計		1,647,510
負債及び純資産の部	805,391	
	954,088	
	47,773	
	390	
	3,523	
	363	
	902,036	
負 債 合 計		1,759,479
株主資本	989,881	
資本	141,844	
資本	2,065	
資本	2,065	
資本	931,176	
資本	35,454	
資本	895,721	
その他利益	(178,174)	
自己株式	△85,205	
評価・換算差額等	15,085	
その他有価証券評価差額金	18,835	
繰延ヘッジ損益	△3,750	
純 資 産 合 計		1,004,967
負債・純資産合計		2,764,446

第53期決算公告

令和7年5月27日

大阪府摂津市鶴野三丁目7-10

株式会社風の街

代表取締役 近 猛

貸借対照表の要旨 (令和6年8月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	73,951	流動負債	80,820
固定資産	559,062	固定負債	447,392
		資本	104,801
		資本	42,569
		資本	15,430
		資本	8,000
		資本	7,430
		資本	49,467
		資本	8,740
		資本	40,727
		資本	(24,006)
		自己株式	△ 2,666
資産合計	633,013	負債・純資産合計	633,013

当社(甲)は、吸収分割により株式会社風の街(乙)、住所:大阪府摂津市鶴野三丁目7-10の全事業に関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。確定した最終事業年度はありません。

(甲)左記のとおりです。

(乙)左記のとおりです。

令和7年5月27日

大阪市鶴見区放出東三丁目三一番二八号

代表取締役 中島 直樹

第1期決算公告

令和7年5月27日

東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番12号

リビンDX株式会社

代表取締役 小櫻 耕一

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 118,014
	資産合計 118,014
負純 資産 及の び部	流動負債 35,168
	株主資本 82,846
	資本 100,000
	資本 90,000
	資本 90,000
	資本 △107,153
	資本 △107,153
	資本 (113,381)
	負債・純資産合計 118,014

合併左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和7年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本の額の増加はいたしません。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲)金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

(乙)左記のとおりです。

令和7年5月27日

東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番

一二号

(甲)リビン・テクノロジーズ株式会社

代表取締役 中島 直樹

一二号

(乙)リビン・テクノロジーズ株式会社

代表取締役 小櫻 耕一

大無番

第39期決算公告

令和7年5月27日

大阪府堺市西区平岡町49番地2

株式会社マルニ

代表取締役 堀内 晋平

貸借対照表の要旨(令和6年9月20日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	流動資産 13
	固定資産 37
	合 計 50
負純 資産 及の び部	流動負債 1
	株主資本 49
	資本 10
	資本 5
	資本 5
	資本 34
	資本 34
	合 計 (4)
	合 計 50

合併左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲)株式会社堺内機械

令和7年5月27日

大阪府堺市堺区老松町一丁三七番地

(乙)株式会社マルニ

代表取締役 堀内 晋平

(丙)株式会社平岡商会

代表取締役 堀内 晋平

第11期決算公告

令和7年5月27日

大阪府堺市堺区老松町一丁37番地

株式会社平岡商会

代表取締役 堀内 晋平

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	流動資産 39
	固定資産 246
	合 計 284
負純 資産 及の び部	流動負債 10
	株主資本 144
	資本 130
	資本 1
	資本 130
	資本 130
	合 計 (13)
	合 計 284

第66期決算公告

令和7年5月27日

大阪府堺市堺区老松町一丁37番地

株式会社堺内機械

代表取締役 堀内 晋平

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
流動資産 5,575	流動負債 1,902
固定資産 3,993	貯金 160
	引当金 3,652
	退職給付引当金 265
	株主資本 4,014
	資本 64
	利益 3,950
	剰余金 16
	その他利益剰余金 3,934
	(うち当期純利益) (463)
	評価・換算差額等 0
	その他有価証券評価差額金 0
合 計 9,568	合 計 9,568

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一、乙二及び乙三の権利義務全部を承継して存続し乙一、乙二及び乙三は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年5月27日

東京都渋谷区渋谷三丁目1番8号

(甲) アスクレピオス製薬株式会社

代表取締役 小笠原圭太

東京都渋谷区渋谷三丁目1番8号

(乙) 株式会社ゼロワン

代表取締役 平岡 甲基

東京都渋谷区渋谷三丁目1番8号

(乙) 株式会社アクリア

代表取締役 平岡 甲基

東京都渋谷区渋谷三丁目1番8号

(乙) ネクスト製薬株式会社

代表取締役 平岡 甲基

第10期決算公告

令和7年5月27日

東京都渋谷区渋谷三丁目1番8号
アスクレピオス製薬株式会社代表取締役 小笠原圭太
貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	1,801,821
	固定資産	51,981
	資産合計	1,853,802
負純 資産 及の び部	流动負債	51,761
	株主資本	1,802,041
	資本益	10,000
	利益剰余金	1,792,041
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,792,041 (50,046)
	負債・純資産合計	1,853,802

第5期決算公告

令和7年5月27日

東京都渋谷区渋谷三丁目1番8号
ネクスト製薬株式会社代表取締役 平岡 甲基
貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	456
	資産合計	456
負純 資産 及の び部	流动負債	6,444,891
	株主資本	△6,444,435
	資本益	3,000,000
	利益剰余金	△9,444,435
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△9,444,435 (375,036)
	負債・純資産合計	456

第5期決算公告

令和7年5月27日

東京都渋谷区渋谷三丁目1番8号
株式会社ゼロワン代表取締役 平岡 甲基
貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	271
	資産合計	271
負純 資産 及の び部	流动負債	70,000
	株主資本	△69,729
	資本益	3,000,000
	利益剰余金	△3,069,729
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△3,069,729 (2,248,611)
	負債・純資産合計	271

第7期決算公告

令和7年5月27日

東京都渋谷区渋谷三丁目1番8号
株式会社アクリア代表取締役 平岡 甲基
貸借対照表の要旨

(令和6年10月31日現在) (単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	10,053,124
	固定資産	79,603
	資産合計	10,132,727
負純 資産 及の び部	流动負債	70,000
	株主資本	10,062,727
	資本益	3,000,000
	利益剰余金	7,062,727
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	750,000 (6,312,727) (56,545,326)
	負債・純資産合計	10,132,727

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記及び下記のとおりです。

令和7年5月27日

東京都新宿区新宿一丁目31番12号

(甲) シー・オ一投資株式会社

代表取締役 小佐野文雄

東京都新宿区新宿一丁目三番一二号

(乙) シー・オ一株式会社

代表取締役 小佐野文雄

東京都新宿区新宿一丁目三番一二号

(丙) アットトイージー株式会社

代表取締役 小佐野文雄

東京都新宿区新宿一丁目三番一二号

(丁) カテリーナ投資株式会社

代表取締役 小佐野文雄

第8期決算公告

令和7年5月27日

東京都新宿区新宿一丁目31番12号
シー・オ一投資株式会社代表取締役 小佐野文雄
貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	369,556
	合計	369,556
負純 資産 及の び部	流动負債	128,773
	株主資本	240,782
	資本益	100
	利益剰余金	240,682
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	240,682 (216,659)
	合計	369,556

第5期決算公告

令和7年5月27日

東京都新宿区新宿一丁目31番12号

アットトイージー株式会社

代表取締役 小佐野文雄
貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	156,197
	合計	156,197
負純 資産 及の び部	流动負債	56,152
	株主資本	100,045
	資本益	100
	利益剰余金	99,945
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	99,945 (97,685)
	合計	156,197

第7期決算公告

令和7年5月27日

東京都新宿区新宿一丁目31番12号
シー・オ一株式会社代表取締役 小佐野文雄
貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	358,534
	合計	358,534
負純 資産 及の び部	流动負債	127,421
	株主資本	231,112
	資本益	100
	利益剰余金	231,012
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	231,012 (214,409)
	合計	358,534